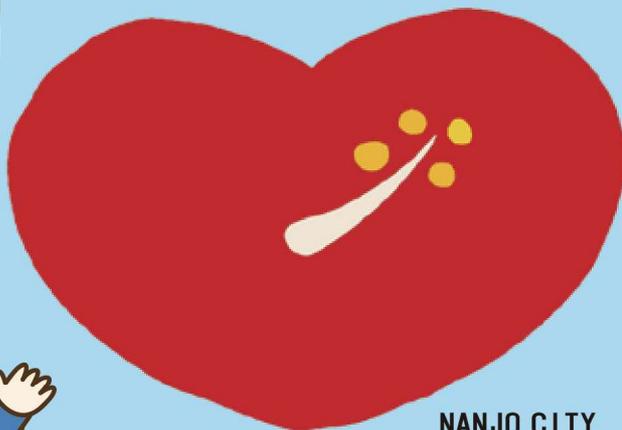


# 南城市こども計画



NANJO CITY



令和7年3月  
南城市





## はじめに

わが国では、子どもに対する取り組みの充実を一層推進するため、令和5年4月に「子ども家庭庁」が創設され、子ども施策の基本理念や基本となる事項を定めた「子ども基本法」を施行、同法に基づき、子ども施策を総合的に推進するため「子ども大綱」を策定し、子ども・若者の最善の利益を図ること等が示されるとともに「子どもまんなか社会」の実現に向けた施策を推進しています。

本市においては、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、平成27年3月に「南城市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には、「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同計画に基づき各種施策を推進してまいりました。

さらに、令和3年3月には、「こどものまち推進プラン」を策定し、子ども達の輝く未来を育むため、「つなぎ・つながり」「体験機会・人材の育成」「誰一人取り残さない社会」の3つの視点を掲げ、こどものまち推進施策を展開してきました。

この度、これまで取り組んできた既存計画に基づく各種施策や新たに生じた課題等の子ども施策を総合的かつより強力に推進していくことに加えて、子ども・若者を育成支援する施策を統合し一体的に取りまとめた「南城市子ども計画」を策定しました。

この先の南城市を担う子ども・若者世代が将来に夢を持ち、活躍できる地域をつくっていくため、本計画の基本理念「みんなが緩やかにつながり 子ども・若者が幸福を実感できるハートのまち 南城」を目標に本計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様、並びに計画策定にご尽力いただきました「南城市子ども・子育て会議」委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

これからも、本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

南城市長 古謝 景春



# 目次

はじめに

## 第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的根拠等	2
3. 計画の位置づけ（他計画との関係）	6
4. 計画の対象者	7
5. 計画の期間	7
6. 計画の策定体制等	7

## 第2章 南城市の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1)南城市の人口推計結果	9
(2)地域別の推計結果	17
2. 人口動態（自然動態と社会動態）	23
(1)自然動態	23
(2)社会動態	23
3. 婚姻率、離婚率	24
(1)婚姻率	24
(2)離婚率	25
(3)未婚率	26
4. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	28
(1)教育・保育施設等	28
(2)幼稚園	30
(3)保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）	32
(4)認可外保育施設	36
(5)こどもの居場所づくり	36
5. ニーズ調査結果より	38
(1)調査の概要	38
(2)ニーズ調査結果（抜粋）	39
(2)-1 就学前児童保護者調査結果より	39

(2)-2 小学生保護者調査結果より	48
(3)自由回答のまとめ	55
(3)-1 就学前児童保護者の声	55
(3)-2 小学生保護者の声	56
6. こども・若者の声の把握	57
(1)調査の概要・対象	57
(2)就学前児童の声	58
(3)小中学生の声	59
(4)青年期の声	60
(5)若者世代の声	62

### 第3章 こども関連計画の実施状況

1. 「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	65
2. 「南城市こどものまち推進プラン」の実施状況	75
3. 実施状況と課題のまとめ	80

### 第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	83
2. 計画の視点	84
3. 計画の基本目標	85
4. 施策の体系	87
5. 重点施策	88
6. 基本目標ごとの各施策一覧	90
(1)基本目標1：こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり	90
(2)基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	90
(3)基本目標3：こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	90
(4)基本目標4：多様な環境にあるこども・若者への支援	91
(5)基本目標5：こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実	92
(6)基本目標6：若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり	92
(7)基本目標7：子育て家庭への支援の充実	93
(8)基本目標8：こども施策を推進するために必要な事項	93
7. ライフステージ別に見る施策の体系	95

### 第5章 こども計画の具体的施策

1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり	97
--------------------------------	----

(1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発	97
(2)こども・若者の参画機会づくり	97
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	99
(1)こどもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出	99
(2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保	100
3. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	102
(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実	102
(2)こどもの健康支援	103
(3)こども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援	104
(4)食育の推進	104
(5)思春期保健対策の充実	104
4. 多様な環境にあるこども・若者への支援	106
(1)こども達への相談支援・寄り添い支援の充実	106
(2)こどもの貧困対策の充実	106
(3)障がい児支援・医療的ケア児等への支援	107
(4)児童虐待防止対策の充実	109
(5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実	110
(6)児童生徒・若者の自殺予防	111
(7)養護が必要なこどもへの対応充実	111
5. こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実	112
(1)幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進	112
(2)児童生徒への教育の充実	113
(3)こどもの居場所づくり	114
6. 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり	116
(1)教育に係る経済的支援	116
(2)若者の就労支援の充実	116
(3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実	116
7. 子育て家庭への支援の充実	117
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	117
(2)教育・保育サービスの充実	117
(3)相談、情報提供の充実	118
(4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実	118
(5)共働き・共育のための環境づくり啓発	120
(6)ひとり親家庭への支援	120

8. こども施策を推進するために必要な事項	122
(1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開	122
(2)人材の確保の推進	123

## 第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画より「量の見込みと確保方策」）

1. 幼児期の教育・保育提供区域について	131
(1)教育・保育提供区域とは	131
(2)市の教育・保育提供区域	131
2. 教育・保育の量の見込みと確保策	132
(1)市全体	132
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	135
(1)延長保育事業	135
(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	135
(3)地域子育て支援拠点事業	136
(4)一時預かり事業	136
(5)病児・病後児保育事業	137
(6)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	137
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	137
(8)利用者支援事業	138
(9)乳児家庭全戸訪問事業	138
(10)養育支援訪問事業	138
(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	139
(12)妊婦健康診査	139
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	139
(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	140
(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）【新規】	140
(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）【新規】	140
(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業）【新規】	141
(18)産後ケア事業	141
(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	141

## 第7章 計画の推進について

1. みんなで“こども達の可能性”を広げる環境づくり	143
2. こども・若者・子育て家庭の声の把握	144
3. PDCAサイクルによる推進状況チェック	144
4. こども・子育て支援事業債の活用について	144

## 資料編

資料1	南城市子ども・子育て会議条例	147
資料2	南城市子ども・子育て委員名簿	149
資料3	策定の経過	150

### <「こども」の表記について>

国では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しているため、本計画においても、原則として「こども」と表記しています。ただし、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を除きます。



# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子高齢化が進行すると共に、女性の社会進出による共働き世帯の増加を要因とした保育需要の拡大が課題となっていました。全国的に「待機児童」が社会問題となる中で、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すために、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、待機児童対策のほか、教育・保育の一体的提供及び質の確保、地域の子育て支援などを必須事項とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に推進することが求められ、各自治体が計画策定を行い、特に待機児童対策の推進が図られました。本市においても平成27年3月に「南城市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）、令和2年3月に「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策のほか、子育て支援対策、母子保健事業、要保護児童対策、こどもの貧困対策等を掲げ、施策を推進してきたところであります。

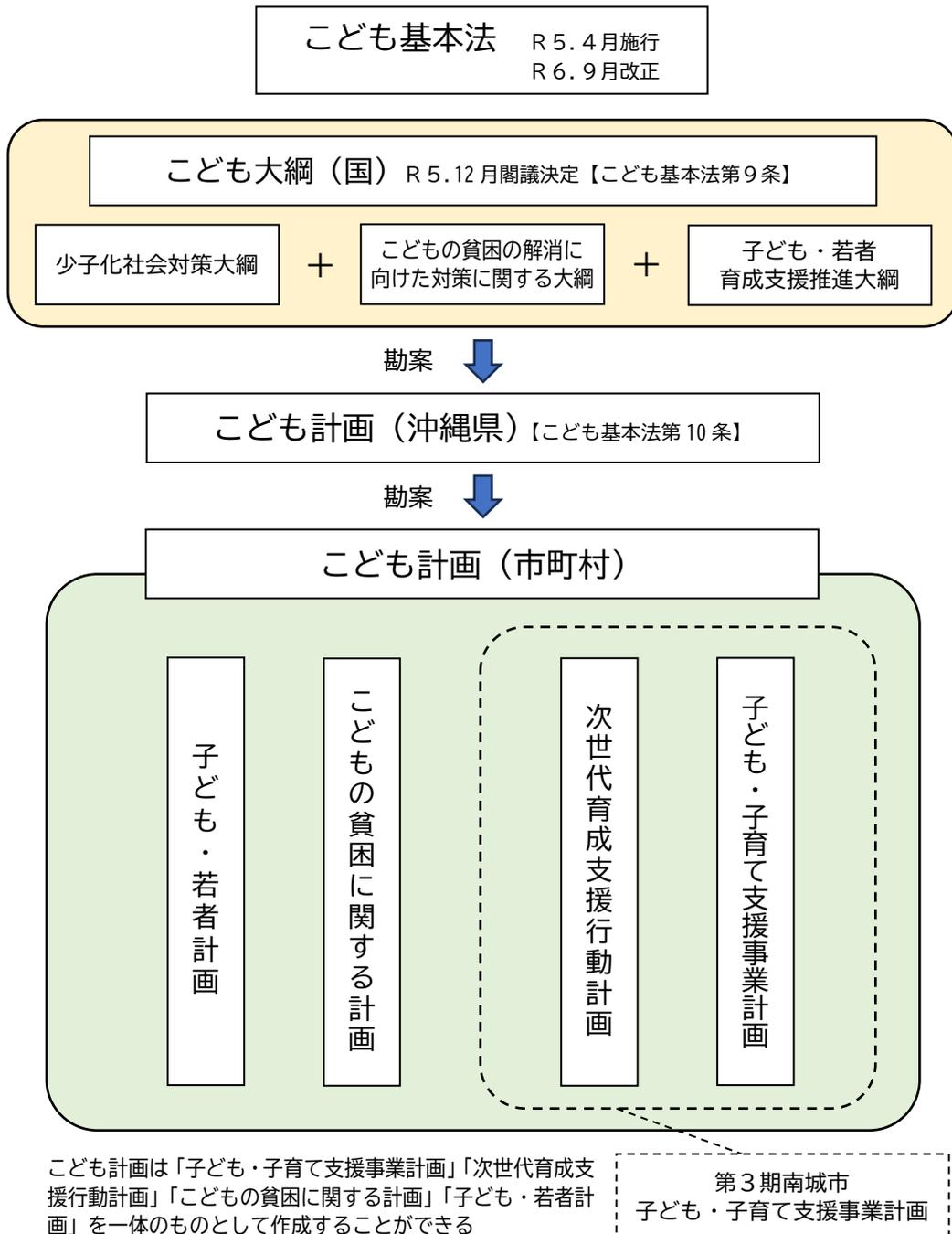
令和5年4月には、「こども家庭庁」が創設され、“こどもまんなか社会の実現”に向けた取組が掲げられると共に、こども基本法に基づいたこども政策の総合的な推進のため、「こども大綱」を制定し、こどもの権利を尊重し、こどもの視点に立って意見を聞きながら、こども・若者・子育て家庭への支援施策を図っていくことが示されました。市町村においては、こども大綱に基づいた「こども計画」の策定が努力義務となっています。

本市においても、子ども・子育て支援事業計画の第3期計画策定と合わせて「こども計画」を策定し、こどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会をつくっていくため、本計画を策定しました。

## 2. 法的根拠等

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、こども施策を総合的に推進する「こども大綱」及び「沖縄県こども・若者計画」を勘案し、策定しています。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」が包含されているほか、第2期子ども・子育て支援事業計画で盛り込んでいた「新・放課後子ども総合プラン」が新たに放課後児童対策パッケージという名称となっており、これについても含めて策定しています。



## こども基本法の概要

### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるときも、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

### 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

### 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

### こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

### 附則

施行期日：令和5年4月1日  
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

※こども家庭庁ホームページ「こども基本法説明資料」より

## こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 こども施策に関する基本的な方針
  - 二 こども施策に関する重要事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6・7 (略)

- ◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子ども・若者育成支援推進大綱」・「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることになります。
- ◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

《こども基本法の内容【要約】》

<p>目的 (第1条)</p>	<p>次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進する</p>
<p>「こども」の定義 (第2条)</p>	<p>「こども」とは、心身の発達の過程にある者と定義</p>
<p>「こども施策」の定義 (第2条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階での、心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援</li> <li>●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</li> <li>●家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</li> </ul>
<p>こども施策の基本理念 (第3条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①全てのこどもについて、個人が尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがないようにすること</li> <li>②全てのこどもが適切な養育、生活、保護、自立、権利、教育などが保障されること</li> <li>③全てのこどもが、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</li> <li>④全てのこどもの意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること</li> <li>⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保</li> <li>⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</li> </ol>
<p>地方公共団体関連事項</p>	<p>【地方公共団体の責務】（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</li> </ul> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】（第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、こども大綱を勘案して、こども計画を定めるよう努める</li> <li>・市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども計画を定めるよう努める</li> <li>・各計画は、既存の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能（※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等）</li> </ul> <p>【こども等の意見の反映】（第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる</li> <li>・聴取した意見の施策反映について、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</li> </ul> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】（第13・14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う関係機関・団体等の有機的な連携の確保に努める</li> </ul>

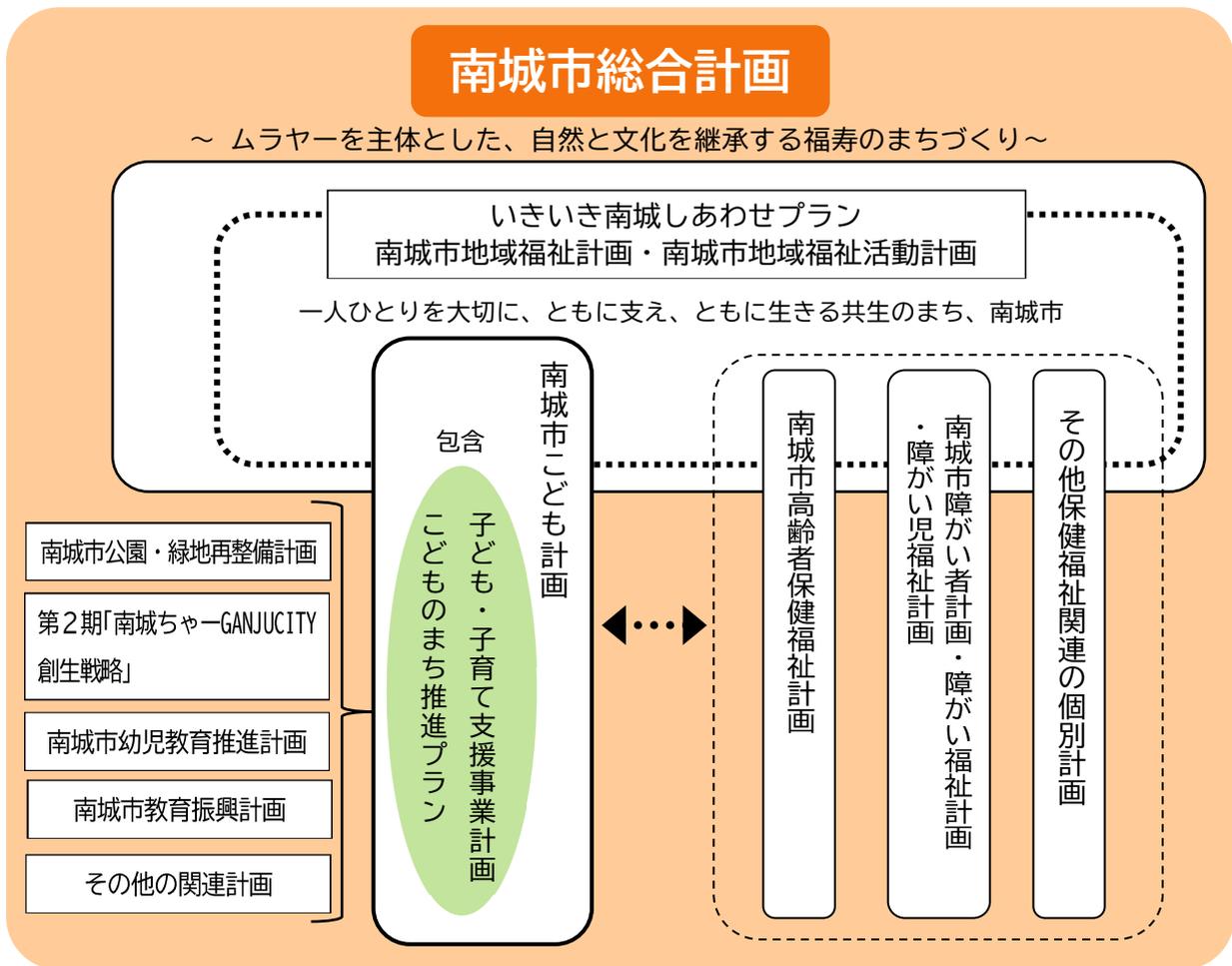
《こども大綱の内容【要約】》

<p>概要</p>	<p>こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの</p>
<p>こどもまんなか社会</p>	<p>全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られるようこどもや若者の最善の利益を第一に考え、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会</p>
<p>こども施策に関する基本的な方針</p>	<p>①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る          ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく          ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する          ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする          ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む          ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>
<p>こども施策に関する重要事項</p>	<p><b>【ライフステージを通じた重要事項】</b>          ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等          ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり          ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供          ○こどもの貧困対策          ○障害児支援・医療的ケア児等への支援          ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援          ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p><b>【ライフステージ別の重要事項】</b>          ○こどもの誕生前から幼児期まで(将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期)          ○学童期・思春期(学童期は身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期、思春期は自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期)          ○青年期(専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期)</p> <p><b>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</b>          ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減          ○地域子育て支援、家庭教育支援          ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大          ○ひとり親家庭への支援</p>

### 3. 計画の位置づけ（他計画との関係）

本計画は、市の最上位計画である南城市総合計画の方針を踏まえたこども施策を展開する計画に位置づけられ、福祉分野の各種計画及びまちづくり分野や教育分野の関連する計画と整合性を図り策定しています。

また、本市では、令和2年3月に「第2期南城市こども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策を中心としたこども・子育て家庭を支援する施策を掲げていたほか、令和3年3月に「こどものまち推進プラン」を策定し、こどもの将来を見据えた様々な取組を掲げてきました。本計画の策定においては、これらの既存計画を前身として、こどもの権利を踏まえた、「南城市こども計画」を策定します。



※「ムラヤー」とは、区・自治会及びその中心となる自治公民館を指します。

#### 4. 計画の対象者

本計画に基づく施策の対象とする子ども・若者とは「心身の発達過程にある者」と定義し、子どもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定めることとします。

なお、本計画における子ども・若者の範囲は、子どもは0歳から18歳未満、若者は18歳から40歳未満までを指すものとします。

#### 5. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



#### 6. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取組の精査を行ったほか、地域の関係者や子育て世帯の代表等で構成される「南城市子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。



## 第2章 南城市の現状と課題

### 1. 人口の推移と推計

#### (1)南城市の人口推計結果

##### ①総人口

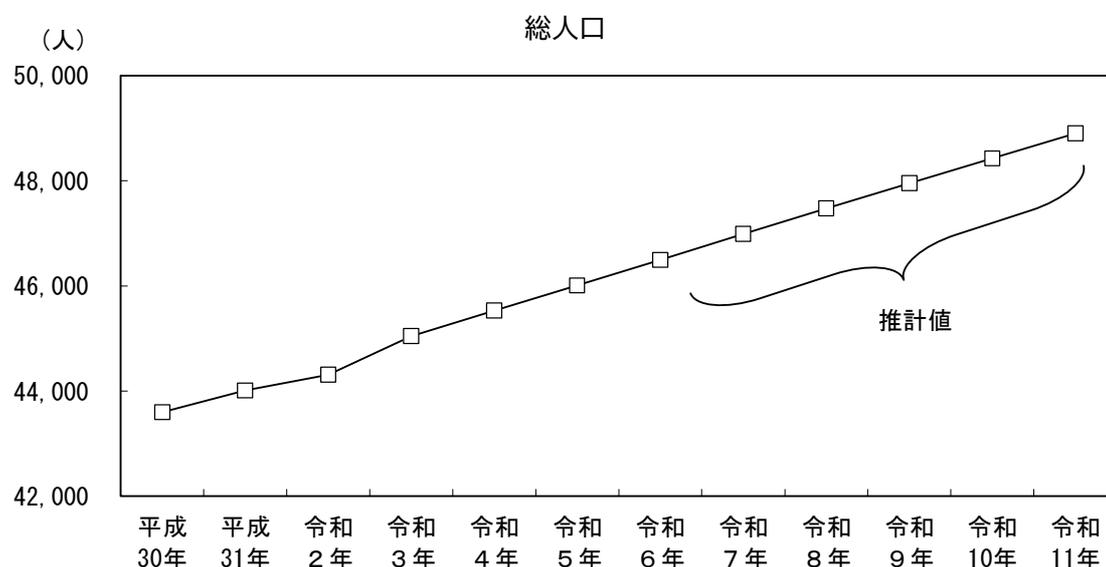
総人口は、平成30年から年々増加で推移し、令和6年には46,498人となっています。

今後の推計でも、増加で推移すると見込まれます。本計画においては、令和7年が46,986人、中間年の令和9年は47,954人、最終年の令和11年には48,902人となり、令和6年実績より2,404人増加すると予測されます。

単位：人

実績値	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績人口	43,598	44,008	44,311	45,045	45,530	46,009	46,498
前年からの増加人数	—	410	303	734	485	479	489

推計値	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和6年実績からの増加分		
						令和6年→令和7年	令和6年→令和9年	令和6年→令和11年
総人口推計値	46,986	47,473	47,954	48,429	48,902	488	1,456	2,404
前年からの増加人数	488	487	481	475	473	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

②0～5歳児（就学前児童）

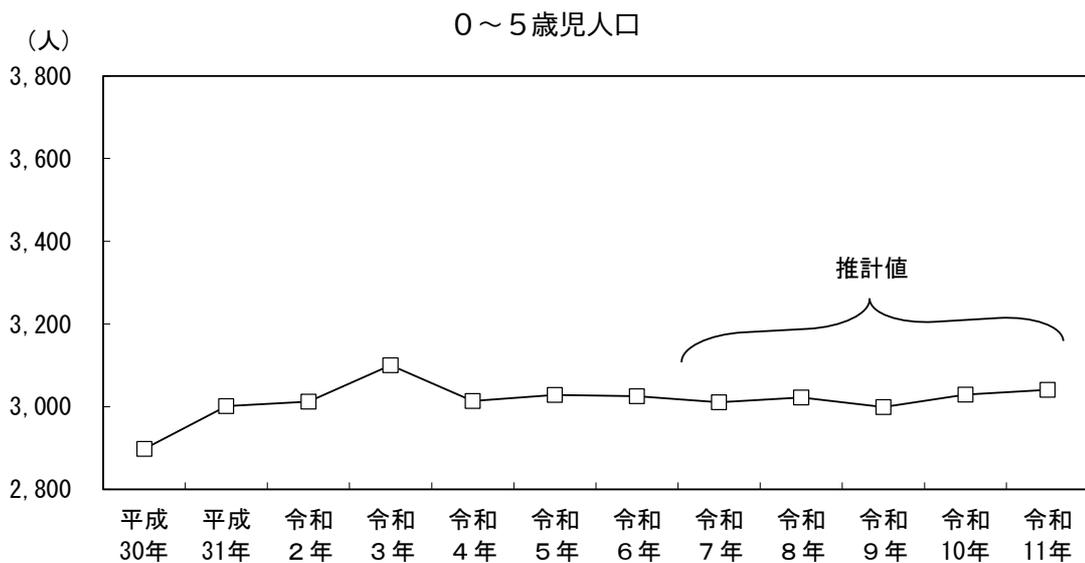
0～5歳児の就学前児童人口は、令和3年まで増加していましたが、その後は増減を繰り返し、令和6年には3,025人となっています。

今後の推計では、横ばいで推移すると見込まれます。本計画においては、令和7年が3,010人、中間年の令和9年は2,999人、最終年の令和11年には3,041人となり、令和6年実績より16人増加すると予測されます。

単位：人

実績値	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績人口	2,898	3,001	3,012	3,100	3,014	3,028	3,025
前年からの増加人数	—	103	11	88	▲86	14	▲3

推計値	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和6年実績からの増加分		
						令和6年→令和7年	令和6年→令和9年	令和6年→令和11年
0～5歳児推計値	3,010	3,022	2,999	3,029	3,041	▲15	▲26	16
前年からの増加人数	▲15	12	▲23	30	12	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

### ③0～2歳児

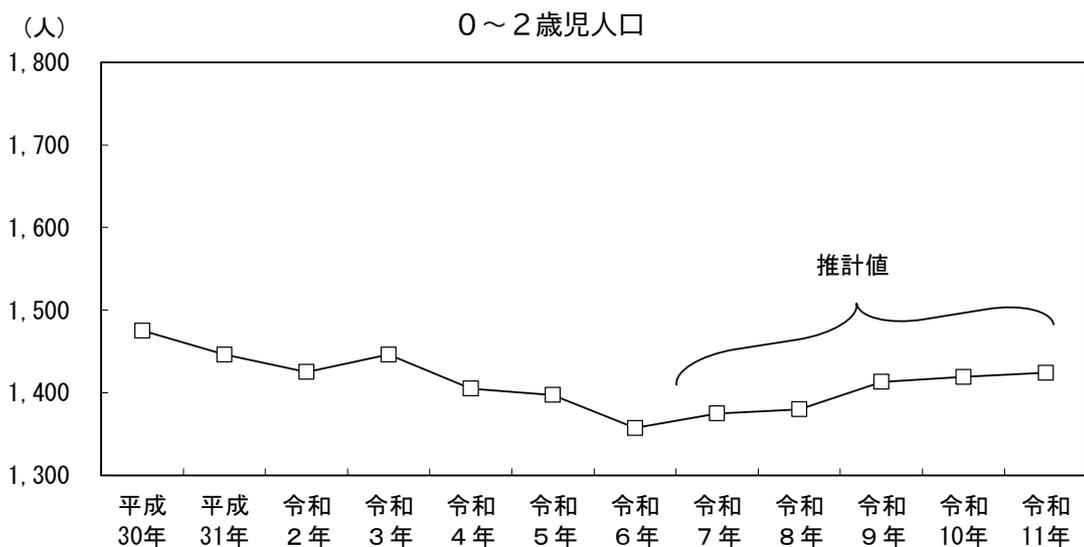
0～2歳児の人口は、平成30年以降、減少傾向で推移しています。令和6年の実績人口は1,357人で、前年よりも40人減となっています。

今後の推計では、増加に転じるものと予測されます。本計画においては、令和7年が1,375人、中間年の令和9年は1,413人、最終年の令和11年には1,424人となり、令和6年実績より67人増加すると見込まれます。

単位：人

実績値	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績人口	1,475	1,446	1,425	1,446	1,405	1,397	1,357
前年からの増加人数	—	▲29	▲21	21	▲41	▲8	▲40

推計値	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和6年実績からの増加分		
						令和6年→令和7年	令和6年→令和9年	令和6年→令和11年
0～2歳児推計値	1,375	1,380	1,413	1,419	1,424	18	56	67
前年からの増加人数	18	5	33	6	5	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	457	470	422	463	412	429	406	432	434	435	438	439
1歳児	467	488	499	477	491	454	472	447	476	478	479	482
2歳児	551	488	504	506	502	514	479	496	470	500	502	503

0歳児の人口は、増減を繰り返しながらも減少傾向となっていました。令和7年以降は緩やかに増加すると予測されます。南城市の「子を産む世代の女性人口」をみると、こどもを多く産む25～29歳の世代では増加が見込まれ、出生数の増加につながると予測されます。

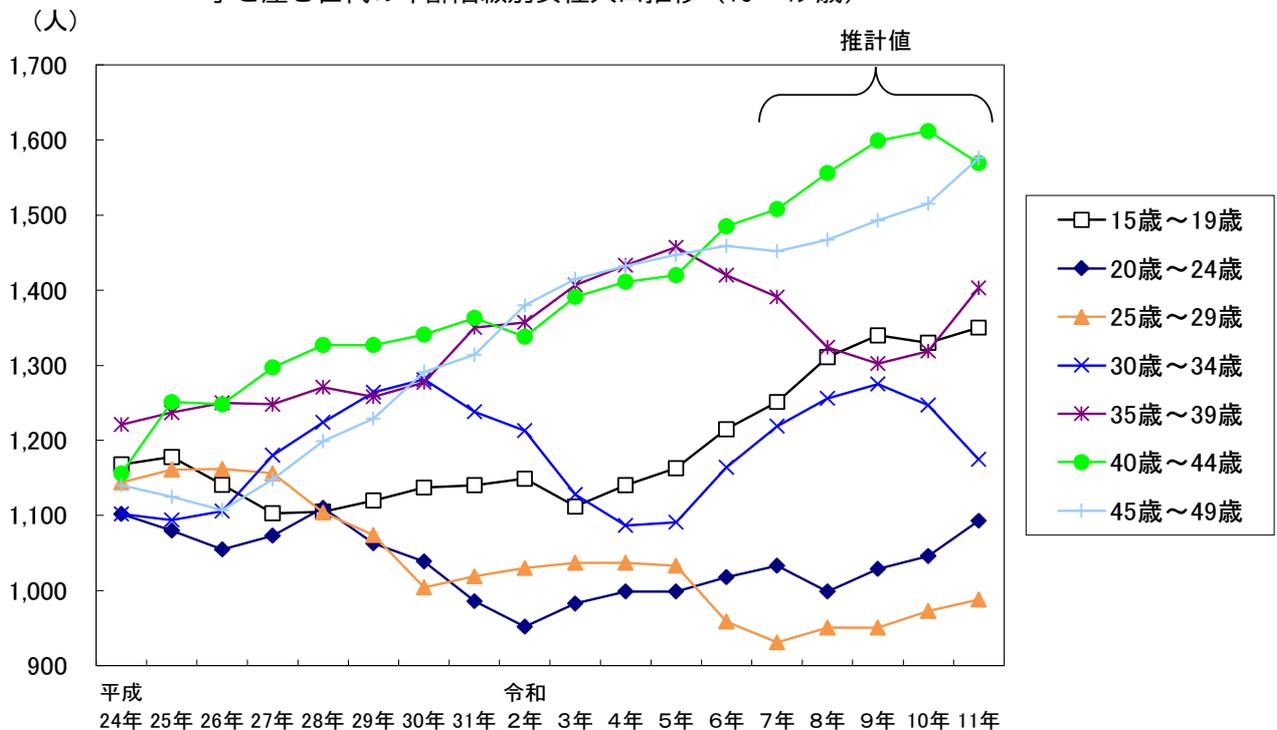
(参考) 子を産む世代の年齢階級別女性人口推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳～19歳	1,168	1,178	1,141	1,103	1,105	1,120	1,137	1,140	1,149
20歳～24歳	1,102	1,080	1,055	1,073	1,110	1,063	1,039	986	952
25歳～29歳	1,144	1,161	1,162	1,156	1,104	1,074	1,004	1,019	1,030
30歳～34歳	1,102	1,094	1,106	1,180	1,224	1,264	1,281	1,238	1,213
35歳～39歳	1,221	1,237	1,250	1,248	1,271	1,258	1,277	1,350	1,357
40歳～44歳	1,156	1,251	1,248	1,297	1,327	1,327	1,341	1,363	1,338
45歳～49歳	1,140	1,125	1,107	1,148	1,199	1,229	1,291	1,314	1,380
総計	8,033	8,126	8,069	8,205	8,340	8,335	8,370	8,410	8,419

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
15歳～19歳	1,112	1,140	1,163	1,215	1,251	1,311	1,340	1,330	1,350
20歳～24歳	983	999	999	1,018	1,033	999	1,029	1,046	1,093
25歳～29歳	1,037	1,037	1,033	959	931	951	951	973	988
30歳～34歳	1,128	1,087	1,091	1,164	1,219	1,256	1,275	1,247	1,175
35歳～39歳	1,407	1,433	1,457	1,420	1,391	1,324	1,302	1,319	1,403
40歳～44歳	1,391	1,411	1,420	1,485	1,508	1,556	1,599	1,612	1,569
45歳～49歳	1,415	1,432	1,447	1,459	1,452	1,467	1,493	1,515	1,576
総計	8,473	8,539	8,610	8,720	8,785	8,864	8,989	9,042	9,154

子を産む世代の年齢階級別女性人口推移（15～49歳）



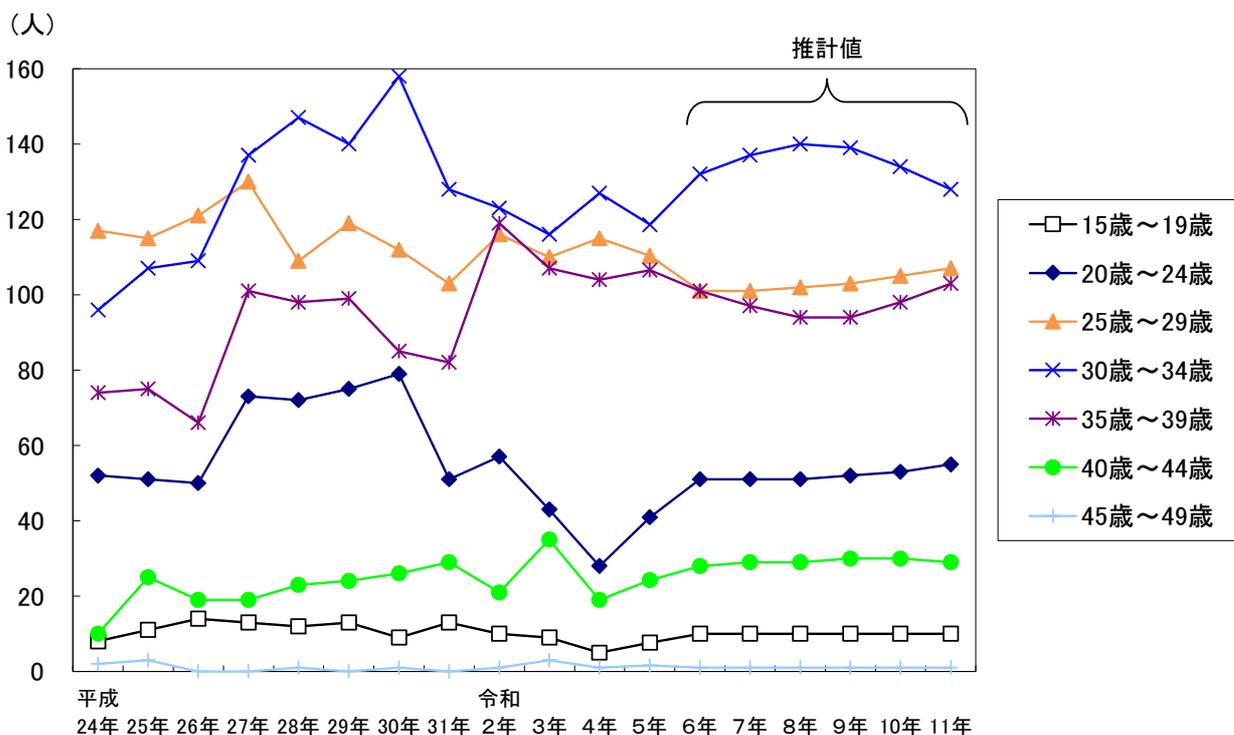
(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳～19歳	8	11	14	13	12	13	9	13	10
20歳～24歳	52	51	50	73	72	75	79	51	57
25歳～29歳	117	115	121	130	109	119	112	103	116
30歳～34歳	96	107	109	137	147	140	158	128	123
35歳～39歳	74	75	66	101	98	99	85	82	119
40歳～44歳	10	25	19	19	23	24	26	29	21
45歳～49歳	2	3	0	0	1	0	1	0	1
総計	359	387	379	473	462	470	470	406	447

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
15歳～19歳	9	5	8	10	10	10	10	10	10
20歳～24歳	43	28	41	51	51	51	52	53	55
25歳～29歳	110	115	110	101	101	102	103	105	107
30歳～34歳	116	127	119	132	137	140	139	134	128
35歳～39歳	107	104	107	101	97	94	94	98	103
40歳～44歳	35	19	24	28	29	29	30	30	29
45歳～49歳	3	1	2	1	1	1	1	1	1
総計	423	399	411	424	426	427	429	431	433

母親の年齢階級別出生数の推移（15～49歳）



## (参考) 母親の年齢階級別出生率

単位：%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳～19歳	0.00685	0.00934	0.01227	0.01179	0.01086	0.01161	0.00792	0.01140	0.00870
20歳～24歳	0.04719	0.04722	0.04739	0.06803	0.06486	0.07056	0.07603	0.05172	0.05987
25歳～29歳	0.10227	0.09905	0.10413	0.11246	0.09873	0.11080	0.11155	0.10108	0.11262
30歳～34歳	0.08711	0.09781	0.09855	0.11610	0.12010	0.11076	0.12334	0.10339	0.10140
35歳～39歳	0.06061	0.06063	0.05280	0.08093	0.07710	0.07870	0.06656	0.06074	0.08769
40歳～44歳	0.00865	0.01998	0.01522	0.01465	0.01733	0.01809	0.01939	0.02128	0.01570
45歳～49歳	0.00175	0.00267	0.00000	0.00000	0.00083	0.00000	0.00077	0.00000	0.00072
合計特殊出生率	1.58	1.69	1.66	2.02	1.95	2.01	2.03	1.75	1.94

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
15歳～19歳	0.00809	0.00439	0.00660	0.00823	0.00799	0.00763	0.00746	0.00752	0.00741
20歳～24歳	0.04374	0.02803	0.04095	0.05010	0.04937	0.05105	0.05053	0.05067	0.05032
25歳～29歳	0.10608	0.11090	0.10687	0.10532	0.10849	0.10726	0.10831	0.10791	0.10830
30歳～34歳	0.10284	0.11684	0.10869	0.11340	0.11239	0.11146	0.10902	0.10746	0.10894
35歳～39歳	0.07605	0.07258	0.07315	0.07113	0.06973	0.07100	0.07220	0.07430	0.07341
40歳～44歳	0.02516	0.01347	0.01707	0.01886	0.01923	0.01864	0.01876	0.01861	0.01848
45歳～49歳	0.00212	0.00070	0.00112	0.00069	0.00069	0.00068	0.00067	0.00066	0.00063
合計特殊出生率	1.83	1.74	1.78	1.84	1.84	1.84	1.84	1.84	1.84

#### ④ 3～5歳児

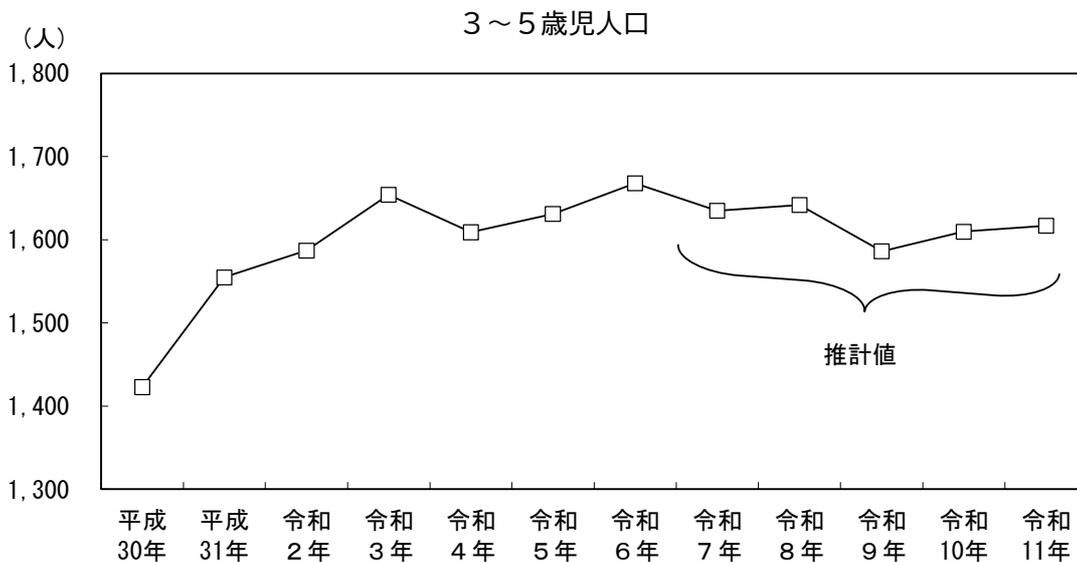
3～5歳児の人口は、令和4年を除き、各年増加で推移しています。令和6年の実績人口は1,668人で、前年よりも37人増となっています。

今後の推計では、令和9年まで減少傾向となり、その後は増加に転じると予測されますが、実績人口までの回復は見込まれません。本計画においては令和7年が1,635人、中間年の令和9年が1,586人、最終年の令和11年が1,617人であり、令和6年実績より51人減少すると見込まれます。

単位：人

実績値	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績人口	1,423	1,555	1,587	1,654	1,609	1,631	1,668
前年からの増加人数	—	132	32	67	▲45	22	37

推計値	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和6年実績からの増加分		
						令和6年→令和7年	令和6年→令和9年	令和6年→令和11年
3～5歳児推計値	1,635	1,642	1,586	1,610	1,617	▲33	▲82	▲51
前年からの増加人数	▲33	7	▲56	24	7	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3歳児	466	577	503	520	526	517	544	500	518	491	523	525
4歳児	475	483	585	536	537	564	542	577	530	549	521	555
5歳児	482	495	499	598	546	550	582	558	594	546	566	537

⑤ 6～11 歳児（小学生）

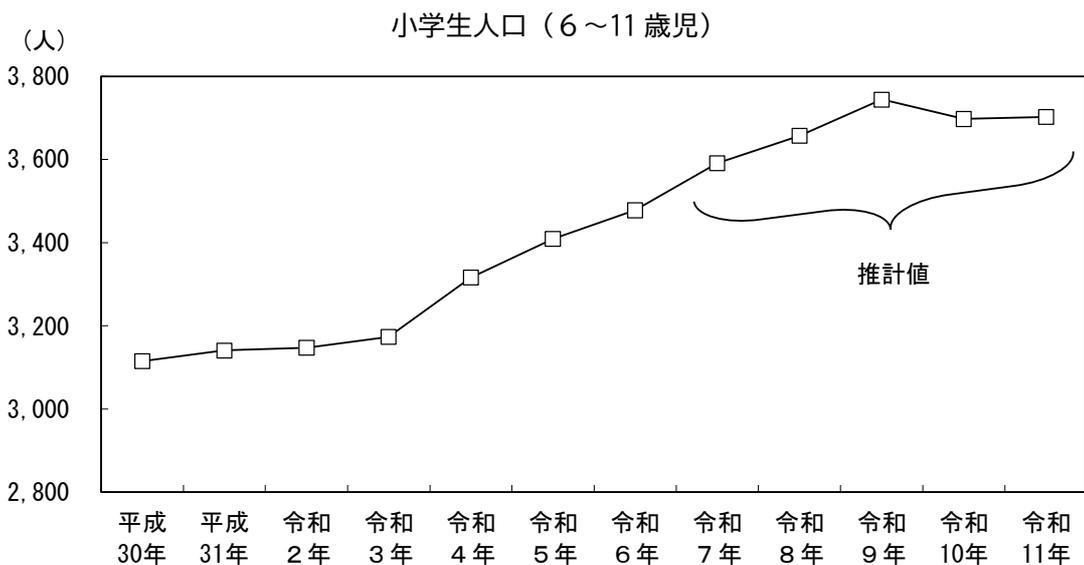
6～11 歳児の小学生児童人口は各年とも増加で推移しています。令和 6 年の実績人口は 3,478 人で、前年より 69 人増加しています。

今後の推計では、令和 9 年まで増加し、令和 10 年で減少、令和 11 年は微増と予測されます。本計画においては、令和 7 年が 3,591 人、中間年の令和 9 年は 3,744 人、最終年の令和 11 年には 3,702 人となり、令和 6 年実績より 224 人増加すると見込まれます。

単位：人

実績値	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
実績人口	3,115	3,141	3,147	3,173	3,316	3,409	3,478
前年からの増加人数	—	26	6	26	143	93	69

推計値	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 6 年実績からの増加分		
						令和 6 年→ 令和 7 年	令和 6 年→ 令和 9 年	令和 6 年→ 令和 11 年
6～11 歳児推計値	3,591	3,657	3,744	3,697	3,702	113	266	224
前年からの増加人数	113	66	87	▲47	5	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和 4 年から令和 6 年の平均変化率を用いて推計）

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
6 歳児	524	499	515	513	608	568	551	594	569	606	557	577
7 歳児	506	537	503	530	539	628	595	573	618	592	630	579
8 歳児	528	516	541	514	549	555	642	610	587	633	607	646
9 歳児	524	537	518	545	528	557	573	657	624	600	647	621
10 歳児	524	523	546	521	559	538	565	583	668	635	611	659
11 歳児	509	529	524	550	533	563	552	574	591	678	645	620

## (2)地域別の推計結果

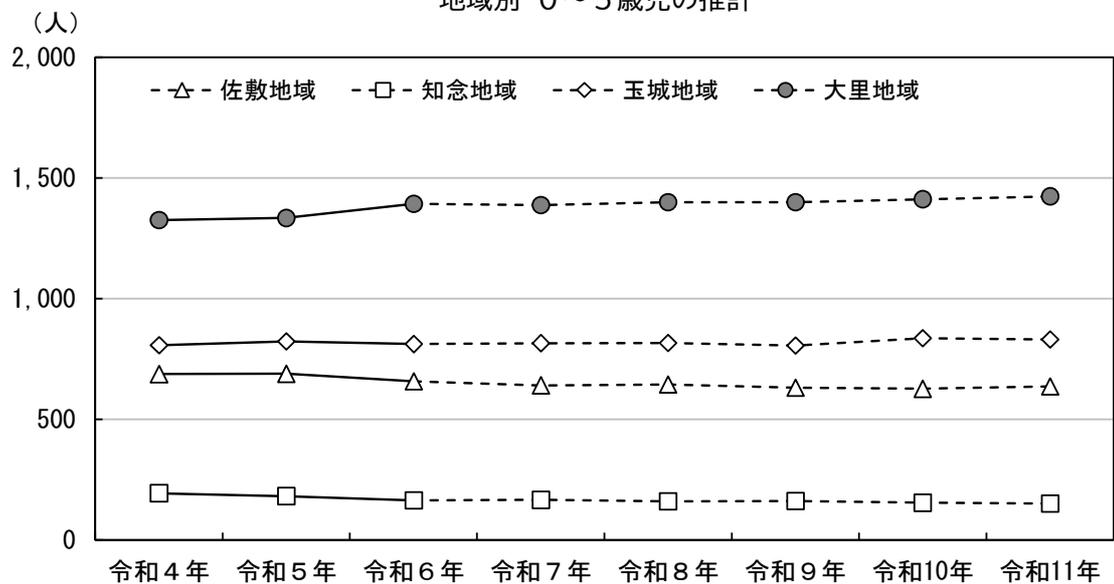
### ①0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を地域別にみると、大里地域は増加傾向で推移しており、令和7年以降も微増が続くと予測されます。玉城地域、佐敷地域、知念地域は横ばい傾向と予測されます。

単位：人

0～5歳児	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	3,014	3,028	3,025	3,010	3,022	2,999	3,029	3,041
佐敷地域	687	689	657	641	645	631	627	636
知念地域	194	182	164	166	160	162	154	151
玉城地域	807	823	812	815	817	806	836	831
大里地域	1,326	1,334	1,392	1,388	1,400	1,400	1,412	1,423

地域別 0～5歳児の推計



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

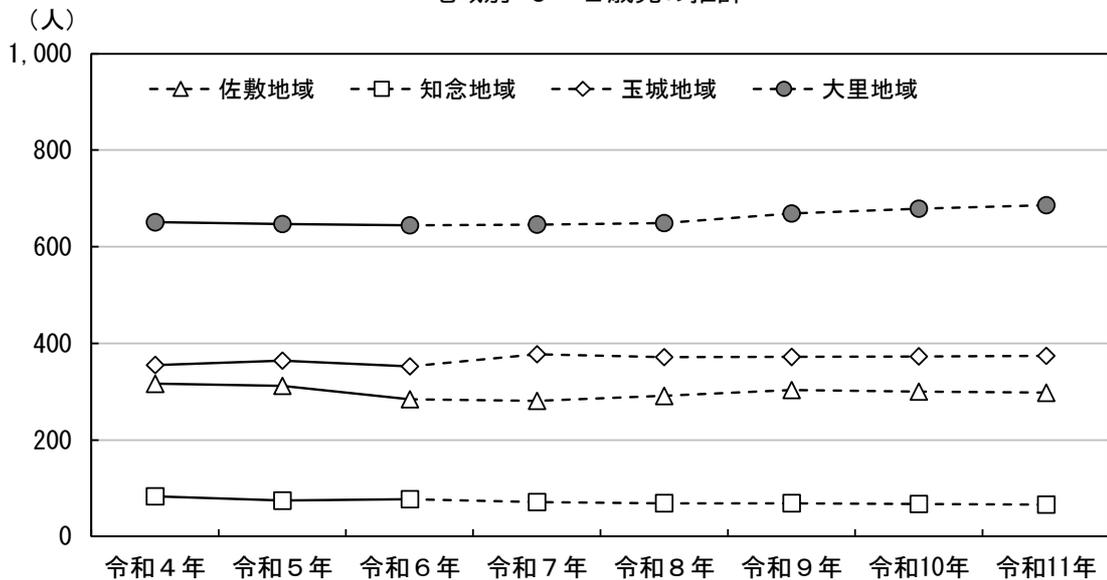
## ②0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を地域別にみると、大里地域は令和6年までは微減で推移していますが、その後は微増で推移すると予測されます。玉城地域、佐敷地域、知念地域は横ばい傾向と予測されます。

単位：人

0～2歳児	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	1,405	1,397	1,357	1,375	1,380	1,413	1,419	1,424
佐敷地域	316	312	284	281	291	303	300	298
知念地域	83	74	77	71	69	69	67	66
玉城地域	355	364	352	377	371	372	373	374
大里地域	651	647	644	646	649	669	679	686

地域別 0～2歳児の推計



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

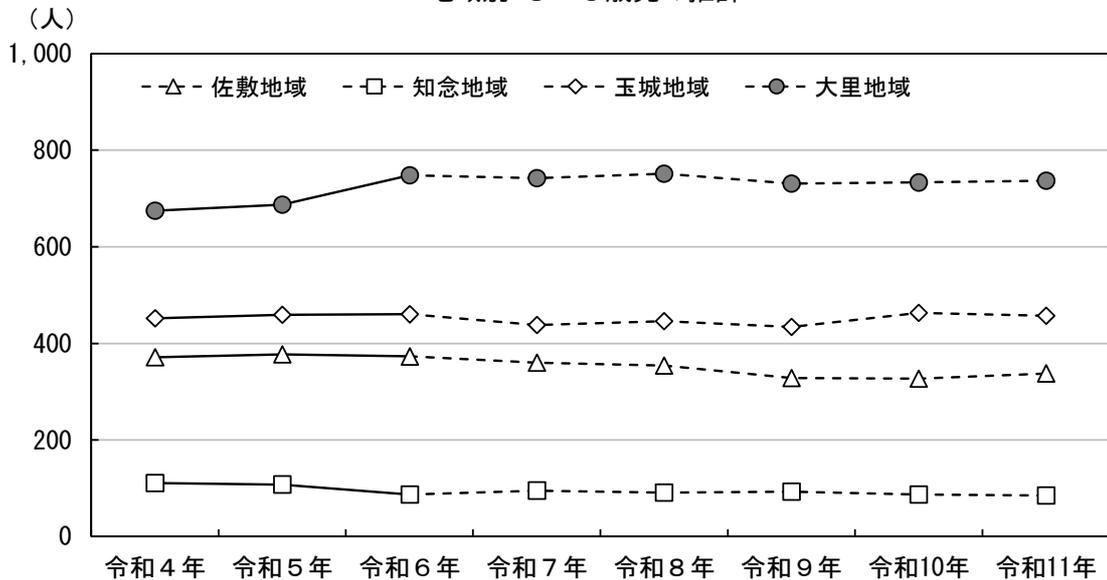
### ③ 3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を地域別にみると、大里地域は増加で推移していますが、令和7年以降は横ばいが続くと予測されます。玉城地域、佐敷地域は横ばい傾向と予測されます。知念地域は微減していますが、令和7以降は横ばい傾向と予測されます。

単位：人

3～5歳児	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	1,609	1,631	1,668	1,635	1,642	1,586	1,610	1,617
佐敷地域	371	377	373	360	354	328	327	338
知念地域	111	108	87	95	91	93	87	85
玉城地域	452	459	460	438	446	434	463	457
大里地域	675	687	748	742	751	731	733	737

地域別 3～5歳児の推計



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

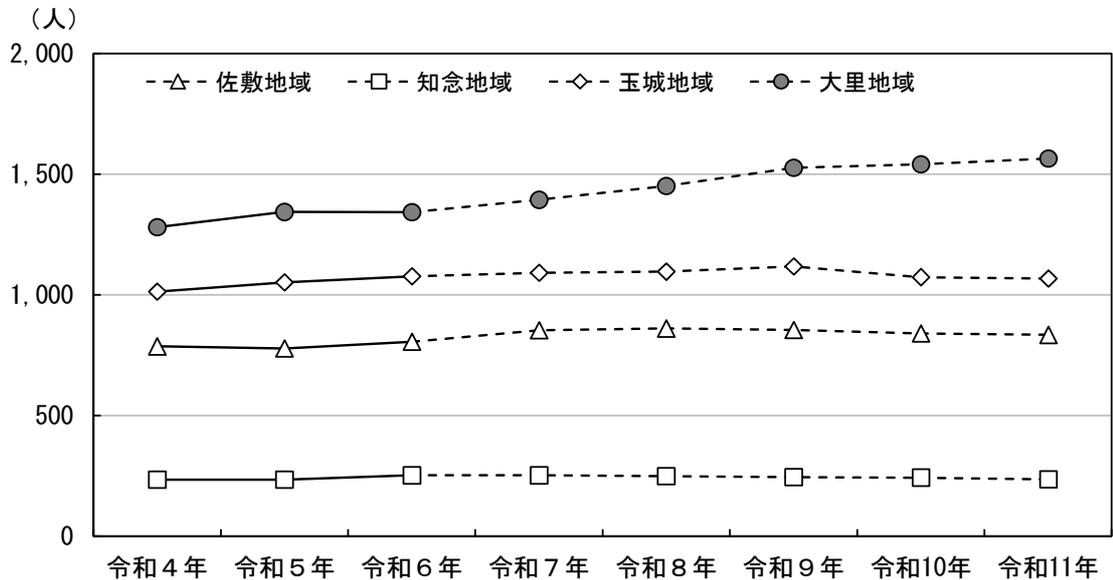
#### ④ 6～11歳児(小学生)の推計

6～11歳児(小学生)の人口を地域別にみると、大里地域は各年増加で推移しており、令和7年以降も増加が続くと予測されます。知念地域、玉城地域、佐敷地域は横ばい傾向と予測されます。

単位：人

小学生	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	3,316	3,409	3,478	3,591	3,657	3,744	3,697	3,702
佐敷地域	787	778	806	854	861	855	840	835
知念地域	235	235	253	252	249	245	243	236
玉城地域	1,014	1,052	1,077	1,091	1,096	1,118	1,073	1,067
大里地域	1,280	1,344	1,342	1,394	1,451	1,526	1,541	1,564

地域別 6～11歳児(小学生)の推計



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

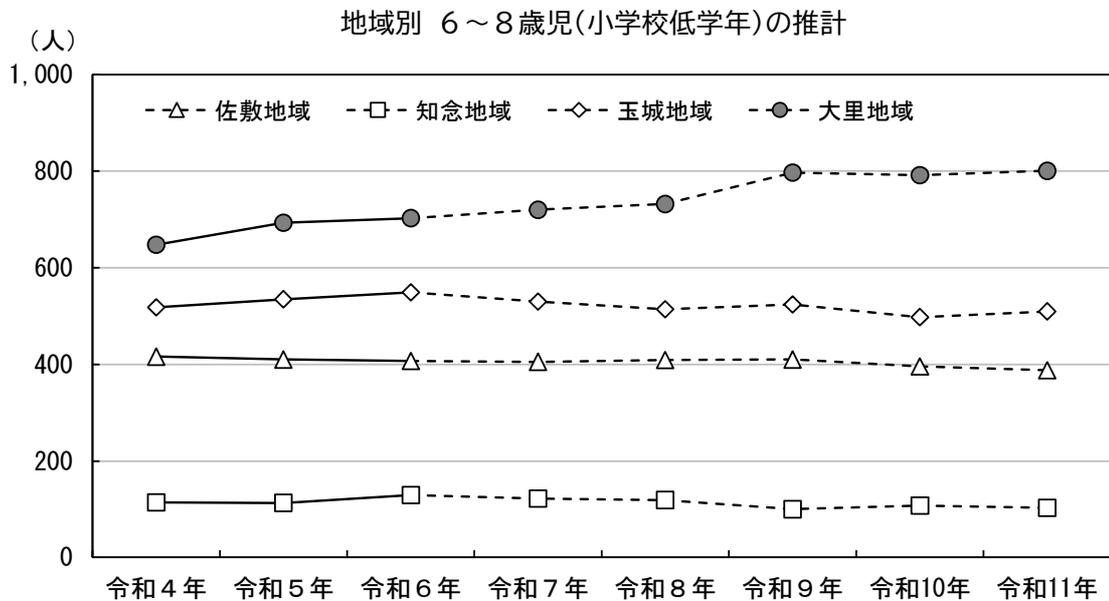
推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を地域別にみると、大里地域は各年増加で推移しており、令和7年以降も増加が続くと予測されます。玉城地域は微増していますが、令和7年以降は横ばい傾向と予測されます。佐敷地域、知念地域は微減していますが、令和7以降は横ばい傾向と予測されます。

単位：人

小学低学年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	1,696	1,751	1,788	1,777	1,774	1,831	1,794	1,802
佐敷地域	416	410	407	405	409	410	396	388
知念地域	114	113	129	122	119	100	108	103
玉城地域	518	535	549	530	514	524	498	510
大里地域	648	693	703	720	732	797	792	801



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

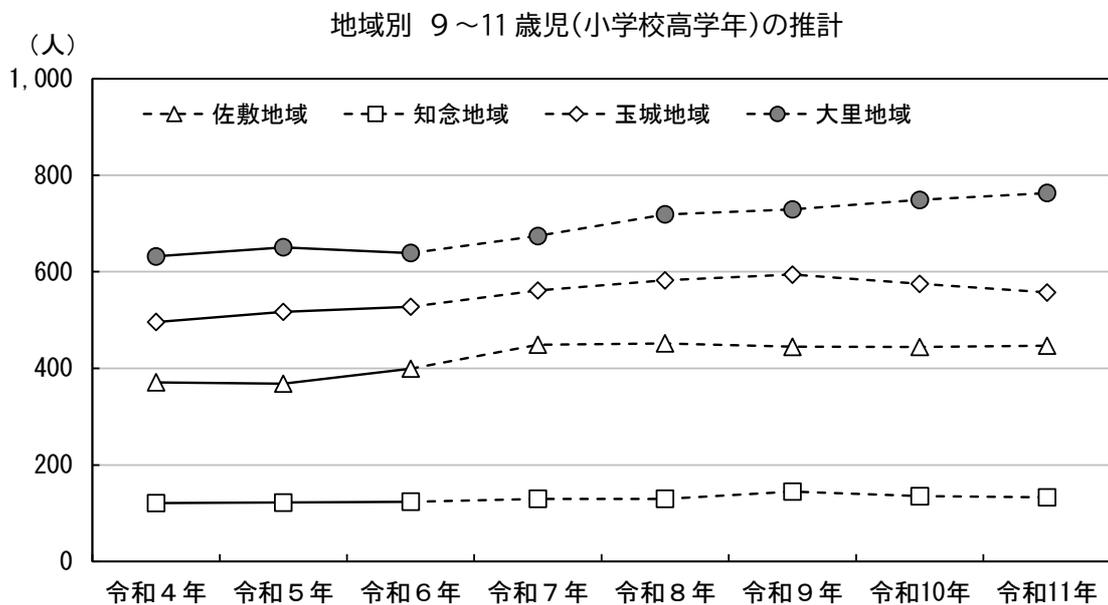
推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

⑥ 9～11 歳児(小学校高学年)の推計

9～11 歳児(小学校高学年)の人口を地域別にみると、大里地域は横ばいで推移していますが、令和7年以降は増加傾向と予測されます。玉城地域、佐敷地域、知念地域は横ばいと予測されます。

単位：人

小学高学年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	1,620	1,658	1,690	1,814	1,883	1,913	1,903	1,900
佐敷地域	371	368	399	449	452	445	444	447
知念地域	121	122	124	130	130	145	135	133
玉城地域	496	517	528	561	582	594	575	557
大里地域	632	651	639	674	719	729	749	763



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（令和4年から令和6年の平均変化率を用いて推計）

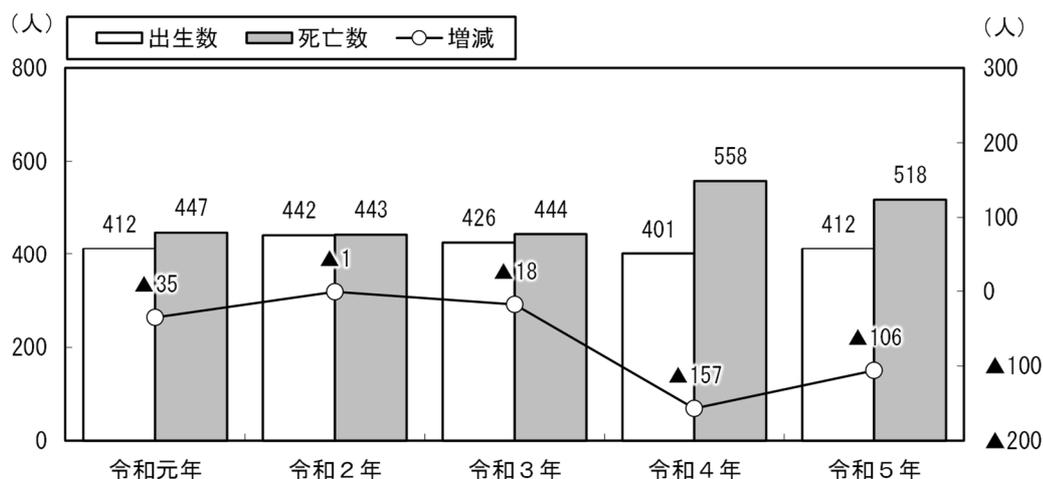
## 2. 人口動態（自然動態と社会動態）

### (1) 自然動態

本市の出生数をみると、令和元年度からの5年間では横ばいで推移しています。死亡数は、令和3年度までは横ばいで推移していますが、令和4年度では増加し558人、令和5年度には前年より減少し、518人となっています。

出生数と死亡数による自然動態は、すべての年度で死亡数が上回っています。特に令和4・5年度でマイナス100人を超えています。

自然動態の推移



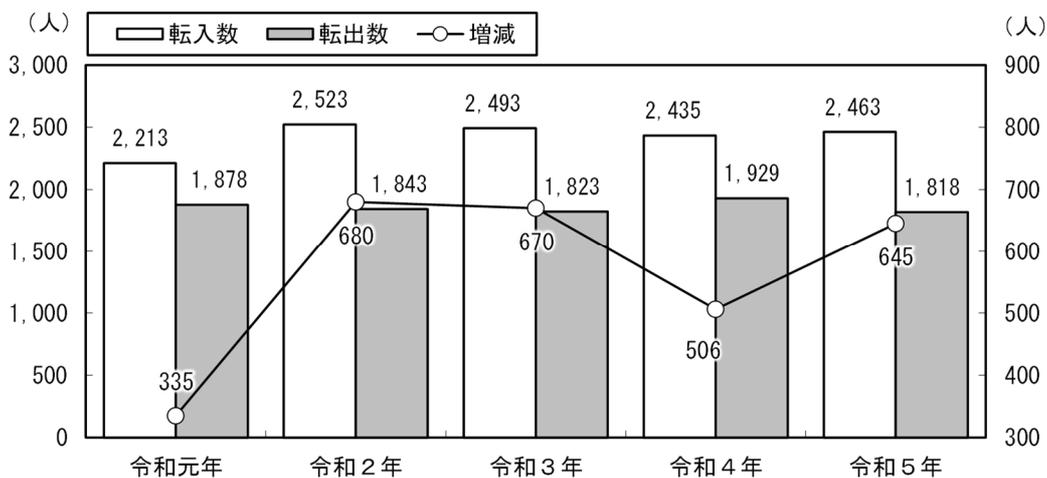
出典：沖縄県 企画部 統計課

### (2) 社会動態

本市の転入数は、近年は横ばい傾向で推移しており、令和5年度には2,463人となっています。転出数も横ばい傾向で推移し、令和5年度には1,818人となっています。

転入数と転出数による社会動態はすべての年度において転入数が転出数を上回っており、令和5年度ではプラス645人となっています。

社会動態の推移



出典：沖縄県 企画部 統計課

### 3. 婚姻率、離婚率

#### (1) 婚姻率

本市の婚姻率は、平成28年度が最も高く5.3%(パーミル)で、その後は減少傾向で推移し、令和5年度は3.4%で最も低くなっています。全国・沖縄県と比べると、平成28・30年度では本市が全国より高く沖縄県より低くなっていますが、そのほかの年度では、全国、沖縄県より低くなっています。

#### 婚姻率

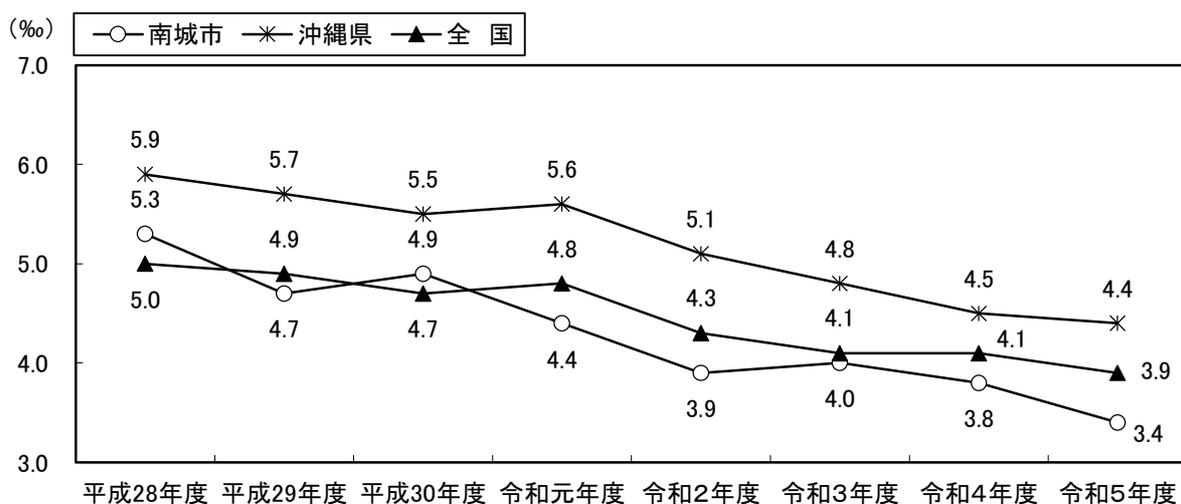
単位：‰

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南城市	5.3	4.7	4.9	4.4	3.9	4.0	3.8	3.4
沖縄県	5.9	5.7	5.5	5.6	5.1	4.8	4.5	4.4
全国	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

出典：衛生統計年報（人口動態編）（各年10月1日現在）

※婚姻率(‰) = (年間婚姻数 / 各年9月30日現在人口) × 1000

婚姻率の推移



## (2)離婚率

本市の離婚率は、令和4年度までは横ばい傾向となっておりますが、令和5年度では減少し1.61‰(パーミル)となっております。全国・沖縄県と比べると、令和3年度では本市が全国・沖縄県より高くなっていますが、そのほかの年度では、全国より高く沖縄県より低くなっています。

離婚率

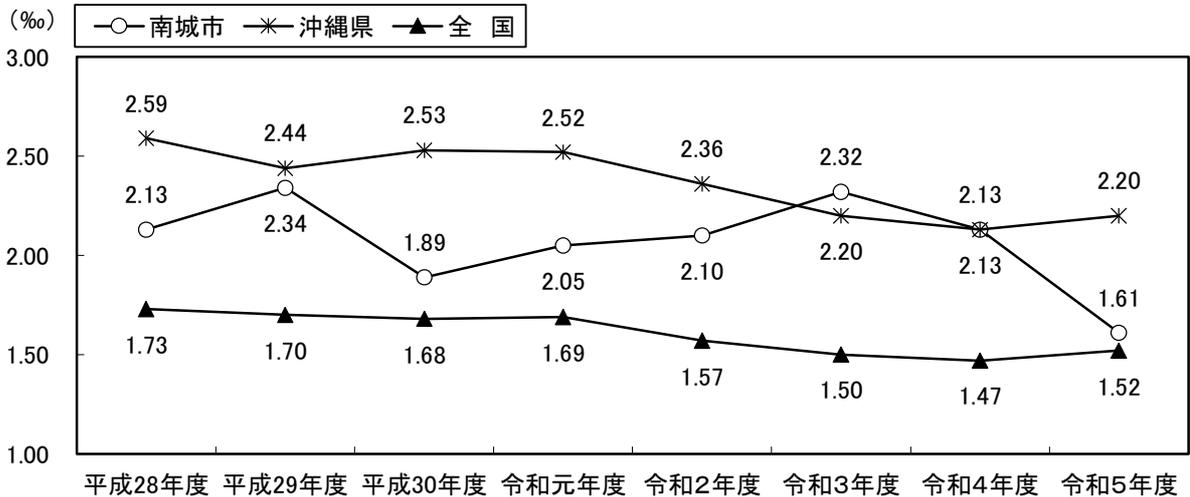
単位：‰

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南城市	2.13	2.34	1.89	2.05	2.10	2.32	2.13	1.61
沖縄県	2.59	2.44	2.53	2.52	2.36	2.20	2.13	2.20
全国	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52

出典：衛生統計年報（人口動態編）（各年10月1日現在）

※離婚率(‰) = (年間離婚数 / 各年9月30日現在人口) × 1000

離婚率の推移



### (3)未婚率

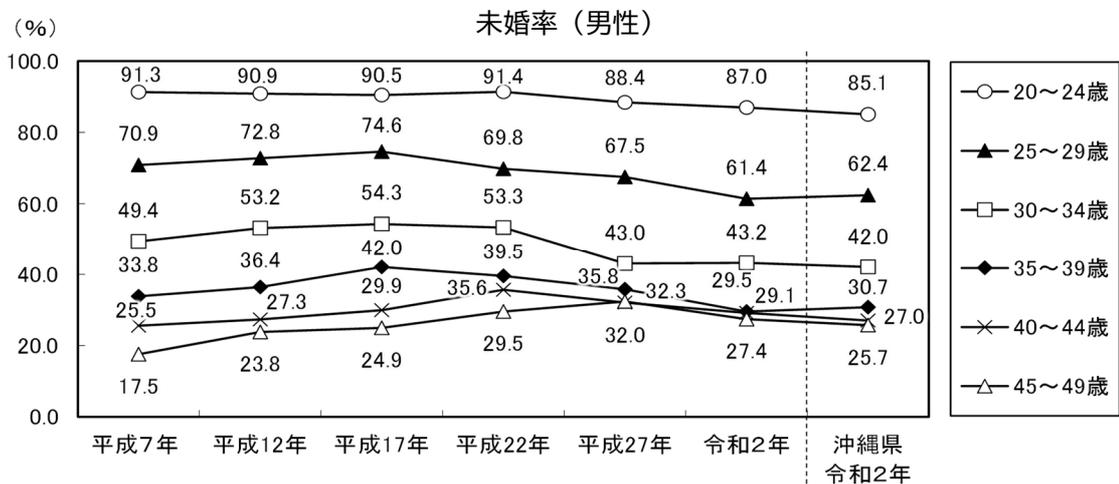
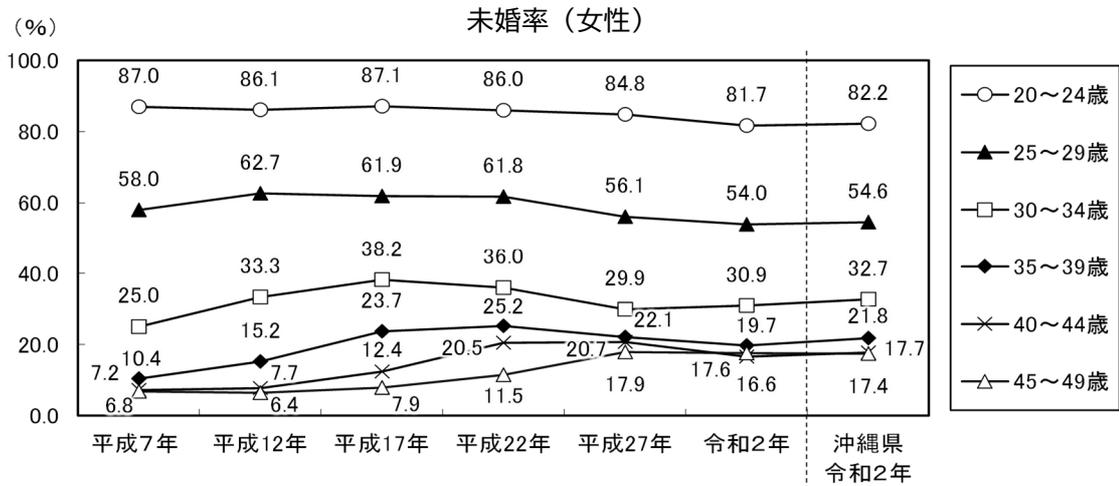
本市の未婚率は、若い年代ほど高くなっています。男女を5歳階級で比べると女性と比べ男性がそれぞれ高くなっています。沖縄県と比べると、男女共に同程度となっています。

未婚率

単位：％

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	沖縄県 令和2年
女性	20～24歳	87.0	86.1	87.1	86.0	84.8	81.7	82.2
	25～29歳	58.0	62.7	61.9	61.8	56.1	54.0	54.6
	30～34歳	25.0	33.3	38.2	36.0	29.9	30.9	32.7
	35～39歳	10.4	15.2	23.7	25.2	22.1	19.7	21.8
	40～44歳	7.2	7.7	12.4	20.5	20.7	17.6	17.7
	45～49歳	6.8	6.4	7.9	11.5	17.9	17.6	17.4
男性	20～24歳	91.3	90.9	90.5	91.4	88.4	87.0	85.1
	25～29歳	70.9	72.8	74.6	69.8	67.5	61.4	62.4
	30～34歳	49.4	53.2	54.3	53.3	43.0	43.2	42.0
	35～39歳	33.8	36.4	42.0	39.5	35.8	29.5	30.7
	40～44歳	25.5	27.3	29.9	35.6	32.0	29.1	27.0
	45～49歳	17.5	23.8	24.9	29.5	32.3	27.4	25.7

出典：国勢調査



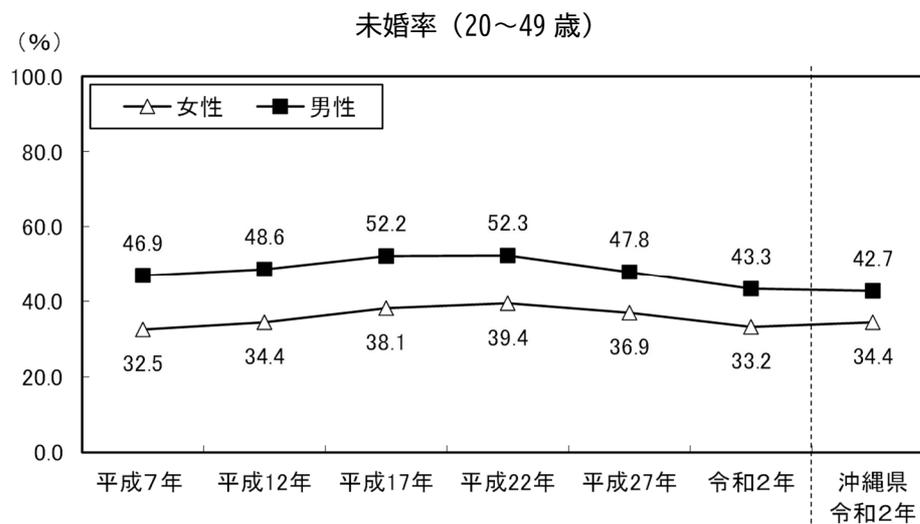
未婚率を 20～49 歳を合わせた割合と比べてみると、すべての年において男性が女性を上回っています。沖縄県と比べても男女共に同程度となっています。

未婚率（20～49 歳）

単位：%

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	沖縄県 令和 2 年
女性	32.5	34.4	38.1	39.4	36.9	33.2	34.4
男性	46.9	48.6	52.2	52.3	47.8	43.3	42.7

出典：国勢調査



#### 4. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

##### (1)教育・保育施設等

##### ①教育・保育施設等の設置状況

市内には、令和6年度現在、教育・保育施設の公立幼稚園1か所、認可保育所が19か所、認定こども園が8か所あります。

また、地域型保育事業では、小規模保育事業所5か所、事業所内保育事業所1か所、家庭的保育事業所があり、0～2歳児の低年齢児の受け入れを行っています。

##### 教育・保育施設等の設置数推移

単位：園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	6	6	4	1	1
私立幼稚園	0	0	0	0	0
公立保育所	0	0	0	0	0
認可保育所	18	20	19	19	19
認定こども園	3	3	6	8	8
小規模保育	3	4	4	4	5
事業所内保育	1	1	1	1	1
家庭的保育	1	1	1	1	1
計	32	35	35	34	35

各年度4月1日現在

## ②教育・保育施設等の定員数の推移

教育・保育施設等の定員数をみると、令和6年度では、全体の定員数は2,624人、うち2・3号の保育定員が2,397人となっています。

令和4年度以降、公立幼稚園が順次、認定こども園に移行したため、令和5・6年度では、利用人数も公立幼稚園が減少、認定こども園が増加となっています。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	560			560	560			560	280			280
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育所		706	723	1,429		781	768	1,549		694	723	1,417
認定こども園	45	135	135	315	45	135	135	315	144	421	177	742
小規模保育			54	54			73	73			76	76
事業所内保育			19	19			19	19			19	19
家庭的保育			3	3			5	5			5	5
計	605	841	934	2,380	605	916	1,000	2,521	424	1,115	1,000	2,539
1号、2・3号別計	605		1,775	2,380	605		1,916	2,521	424		2,115	2,539

各年度4月1日現在

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	9			9	6			6
私立幼稚園	0			0	0			0
認可保育所		749	720	1,469		749	720	1,469
認定こども園	225	632	177	1,034	221	632	177	1,030
小規模保育			76	76			95	95
事業所内保育			19	19			19	19
家庭的保育			5	5			5	5
計	234	1,381	997	2,612	227	1,381	1,016	2,624
1号、2・3号別計	234		2,378	2,612	227		2,397	2,624

各年度4月1日現在

※事業所内保育については、地域枠の定員のみ計上

## (2) 幼稚園

### ① 公立幼稚園利用園児数

本市の公立幼稚園は、令和4年度以降、順次、認定こども園に移行しており、令和5年度以降では久高幼稚園のみが公立幼稚園となっています。令和6年度の利用者は6人です。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	1	22	35	19	1	2
4歳児	71	82	55	34	2	2
5歳児	300	288	343	171	6	2
計	372	392	433	224	9	6

各年度4月現在

#### 【参考】公立幼稚園から認定こども園移行による定員の変化

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷幼稚園 (定員 125 人)	→	→	佐敷こども園 (1号33人、2号77人)	→
知念幼稚園 (定員 70 人)	→	知念こども園 (1号24人、2号56人)	→	→
久高幼稚園 (定員 35 人)	→	当分の間、幼稚園のまま		→
玉城幼稚園 (定員 230 人)	→	玉城こども園 (1号60人、2号140人)	→	→
大里北幼稚園 (定員 35 人)	→	→	大里こども園 (統合) (1号44人、2号176人)	→
大里南幼稚園 (定員 105 人)	→	→		

※幼稚園の定員は移行前年度の定員

### ①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園では午後の預かり保育を実施しています。令和5年度以降は久高幼稚園のみが公立幼稚園となっています。

#### 公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：か所、人、%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	6	6	6	4	1	1
園児数	372	392	433	224	9	6
預かり人数	283	307	361	199	9	6
預かり利用割合	76.1	78.3	83.4	88.8	100.0	100.0

各年度4月1日現在

## ②私立幼稚園利用園児数

南城市在住で私立幼稚園を利用している園児数は、令和6年度で35人となっています。令和元年度から4年度までは40人台でしたが、令和5年度以降30人台に減少しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	19	11	12	7	14	10
4歳児	8	20	14	15	8	15
5歳児	16	9	22	19	11	10
計	43	40	48	41	33	35

各年4月現在 ※南城市在住で、私立幼稚園(南城市外在)に通っている園児数

(3)保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設への申込者数は、令和6年度で2,690人となっています。推移をみると、令和5年度まで一貫して増加していましたが、令和6年度では前年より減少しています。年齢別では、1歳児、3歳児、5歳児は前年度より増加、0歳児、2歳児、4歳児が減少となっています。

市内保育施設等申込者数推移（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	221	194	215	182	196	181
	1歳児	400	421	404	424	407	429
	2歳児	409	449	433	433	514	458
2号	3歳児	466	417	415	426	508	526
	4歳児	348	412	403	425	573	503
	5歳児	158	174	200	314	563	593
総数		2,002	2,067	2,070	2,204	2,761	2,690
0～2歳児(3号)		1,030	1,064	1,052	1,039	1,117	1,068
3～5歳児(2号)		972	1,003	1,018	1,165	1,644	1,622

各年4月1日現在

②保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設の定員数は、令和6年度で2,397人、利用児童数は2,426人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	1,737	1,775	1,916	2,115	2,378	2,397
利用児童数	1,826	1,873	1,969	2,078	2,384	2,426

各年4月1日現在

③利用園児数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設の利用者数は、令和6年4月1日現在で2,426人です。10月では4月より利用者が増加します。特に0歳児は、年度途中で産休明け・育休明けの保育ニーズが上がるため、他の年齢と比べて増加が大きくなっています。

市内保育施設等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	189	177	203	178	167	145
1歳	340	333	372	360	353	356
2歳	374	392	394	403	435	404
3歳	419	396	403	407	442	489
4歳	346	401	399	416	496	481
5歳	158	174	198	314	491	551
計	1,826	1,873	1,969	2,078	2,384	2,426

各年4月1日現在

市内保育施設等利用園児数推移（10月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	215	233	255	237	229	221
1歳	355	357	376	388	375	370
2歳	381	411	412	419	439	413
3歳	428	412	405	417	460	493
4歳	345	405	403	425	527	478
5歳	158	171	198	320	517	555
計	1,882	1,989	2,049	2,206	2,547	2,530

各年10月1日現在

市内認定こども園利用園児数推移（1号）（4月）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	10	11	19	26	20
4歳	14	11	19	36	24
5歳	12	9	20	30	28
計	36	31	58	92	72

各年度4月1日現在 市民のみ

④市外の保育施設利用園児数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

市外の保育施設利用園児数をみると、令和6年4月1日現在で32人となっています。各年20～30人程度が市外施設を利用しています。

市外保育施設等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1	0	1	0	2	0
1歳	4	3	3	7	4	3
2歳	5	4	3	3	3	4
3歳	3	2	11	7	6	7
4歳	4	6	5	11	8	9
5歳	9	4	9	9	8	9
計	26	19	32	37	31	32

各年度4月1日現在、1号認定含む

⑤待機児童数の推移

待機児童数は、令和元年度の145人から減少し、令和6年度では16人となっています。年齢別では1歳児、2歳児で待機が多くなっています。また、10月になると、年度途中での産休明け、育休明け利用希望による0歳児のニーズが高まるため、0歳児の待機が大きく増加しています。

待機児童数（4月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	23	6	1	1	0	0
	1歳児	52	50	18	40	6	7
	2歳児	29	37	22	15	0	6
2号	3歳児	40	11	3	7	1	3
	4歳児	1	6	1	1	2	0
	5歳児		0	0	0	0	0
総数		145	110	45	64	9	16
0～2歳児(3号)		104	93	41	56	6	13
3～5歳児(2号)		41	17	4	8	3	3

各年4月1日現在

待機児童数（10月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	85	32	22	19	43	11
	1歳児	61	50	25	22	12	17
	2歳児	29	29	14	13	4	7
2号	3歳児	36	5	3	5	1	4
	4歳児	0	2	3	1	0	1
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		211	118	67	60	60	40
0～2歳児(3号)		175	111	61	54	59	35
3～5歳児(2号)		36	7	6	6	1	5

各年10月1日現在

#### (4)認可外保育施設

##### ①認可外保育施設の推移

市内の認可外保育施設は令和6年度で6か所となっており、市内在住児の利用は81人となっています。

施設数・利用園児数推移

単位：か所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	4	5	5	5	6	6
利用園児数	78	135	116	99	104	108
市内在住児	66	109	81	81	69	81

各年度4月1日現在

#### (5)こどもの居場所づくり

##### ①放課後児童クラブ

市内の放課後児童クラブは、令和6年度で28か所、29支援単位があります。登録児童数は1,080人で、令和2年度以降増加傾向となっています。また、待機者が63人いるため、受け皿の確保が課題となっています。

放課後児童クラブの推移

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公設民営	10	10	10	10	10
民設民営	16(17)	16(17)	16(18)	15(16)	18(19)
計	26(27)	26(27)	26(28)	25(26)	28(29)

※（ ）内は支援単位数

放課後児童クラブ登録児童数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	910	985	1,046	993	1,080
低学年	767	795	851	833	894
高学年	143	190	195	160	186
1年生	321	324	373	333	365
2年生	259	283	271	312	299
3年生	187	188	207	188	230
4年生	95	111	105	101	112
5年生	32	56	58	33	60
6年生	16	23	32	26	14
待機者数	—	—	—	79	63

### ②放課後子ども教室

本市では、令和3年度以降、放課後子ども教室を2か所で開催しています。

放課後子ども教室数

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	0	2	2	2	2

### ③児童館

市内の児童館は7か所あり、年間の利用者数は令和5年度で延べ41,023人となっています。小学校低学年での利用が多くなっています。

児童館利用者数

単位：か所、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童館数	7	7	7	7	7	7
延べ利用者数計	60,722	67,112	27,941	30,482	41,023	
未就学児			1,678	2,625	2,363	
1年生			3,851	5,518	6,996	
2年生			4,706	5,129	7,629	
3年生			5,118	4,230	6,887	
4年生			4,589	5,071	6,093	
5年生			2,926	3,973	5,179	
6年生			3,088	2,757	4,132	
中学生・高校生			1,985	1,179	1,744	

## 5. ニーズ調査結果より

### (1)調査の概要

#### ①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

#### ②調査の対象者

市内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は一世帯に複数の調査票が配布されないように調整し無作為抽出、小学生保護者調査は学校在籍児童全数を対象に配布した。

#### ③調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収(WEB回答を併用)  
小学生保護者調査(1年～6年生) …… 学校を通じての配布・回収(WEB回答を併用)

#### ④調査期間

令和6年3月(就学前、小学生共に3月1日～3月30日)

#### ⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,000件	890件	44.5%
内WEB回答	—	260件	13.0%
小学生保護者調査	3,440件	2,158件	62.7%
内WEB回答	—	519件	15.1%

#### ⑥中学校区の設定について

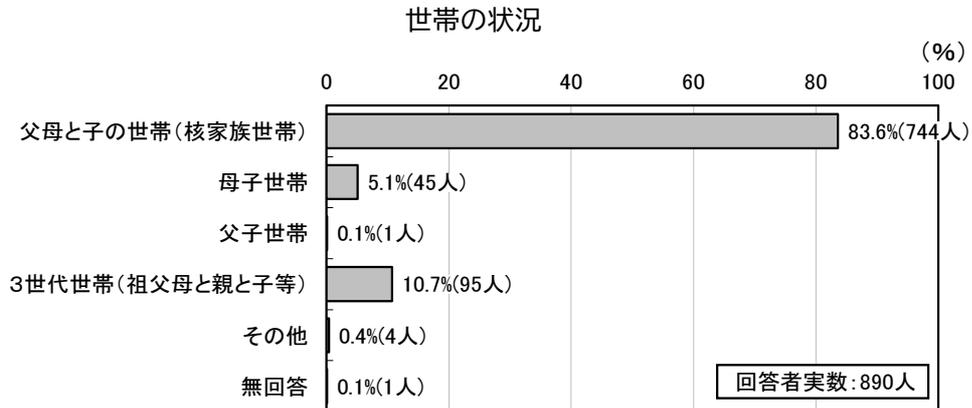
本市では、教育・保育事業の提供区域(保育所や認定こども園の整備に関する区域分け)について、佐敷中学校区を「佐敷地域」、知念中学校区と久高中学校区を「知念地域」、玉城中学校区を「玉城地域」、大里中学校区を「大里地域」として、市内を4つの地域に分けているため、この区域分けを中学校区として設定し、ニーズ調査の分析をしています。

(2) ニーズ調査結果（抜粋）

(2)-1 就学前児童保護者調査結果より

① 世帯の状況

「核家族世帯」が83.6%と全体の8割を超えている。「3世代世帯」は10.7%、「母子世帯」は5.1%となっている。



中学校区別では、母子世帯が玉城中学校区の方で高い。(前回より上がっている)

(今回)

中学校区別 世帯の状況

	回答者 実数	父母と子の世帯 (核家族世帯)	母子世帯	父子世帯	3世代世帯 (祖父母と親と子等)	その他	無回答
佐敷中学校区	182人	83.5% (152人)	4.9% (9人)	0.0% (0人)	11.0% (20人)	0.5% (1人)	0.0% (0人)
知念中学校区	46人	69.6% (32人)	4.3% (2人)	0.0% (0人)	23.9% (11人)	2.2% (1人)	0.0% (0人)
玉城中学校区	236人	77.5% (183人)	7.2% (17人)	0.0% (0人)	14.4% (34人)	0.4% (1人)	0.4% (1人)
大里中学校区	393人	88.3% (347人)	4.1% (16人)	0.0% (0人)	7.4% (29人)	0.3% (1人)	0.0% (0人)

(前回)

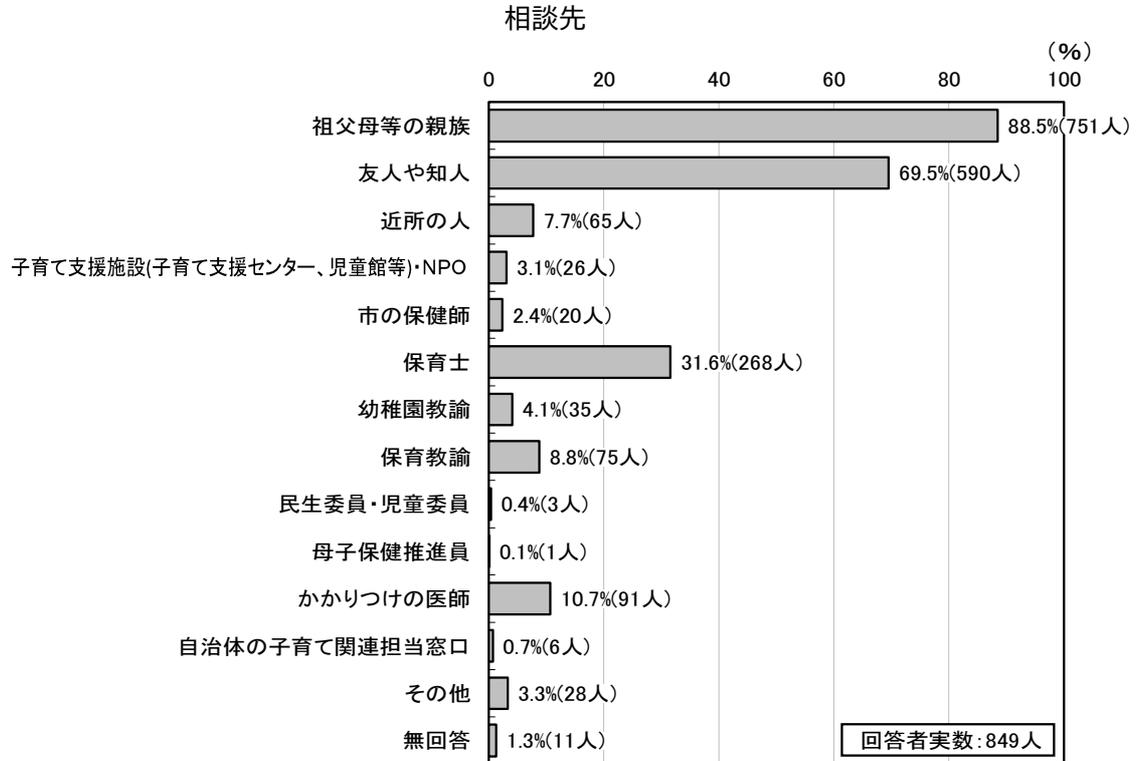
中学校区別 世帯の状況

	回答者 実数	父母と子の世帯 (核家族世帯)	母子世帯	父子世帯	3世代世帯 (祖父母と親と子等)	その他	無回答
佐敷中学校区	184人	84.2% (155人)	3.3% (6人)	0.5% (1人)	12.0% (22人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
知念中学校区	62人	67.7% (42人)	4.8% (3人)	0.0% (0人)	27.4% (17人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
玉城中学校区	238人	79.0% (188人)	4.6% (11人)	0.0% (0人)	14.7% (35人)	1.3% (3人)	0.4% (1人)
大里中学校区	386人	85.2% (329人)	3.1% (12人)	0.3% (1人)	9.1% (35人)	2.1% (8人)	0.3% (1人)

※久高中学校は知念中学校区に含めています。

## ②相談先

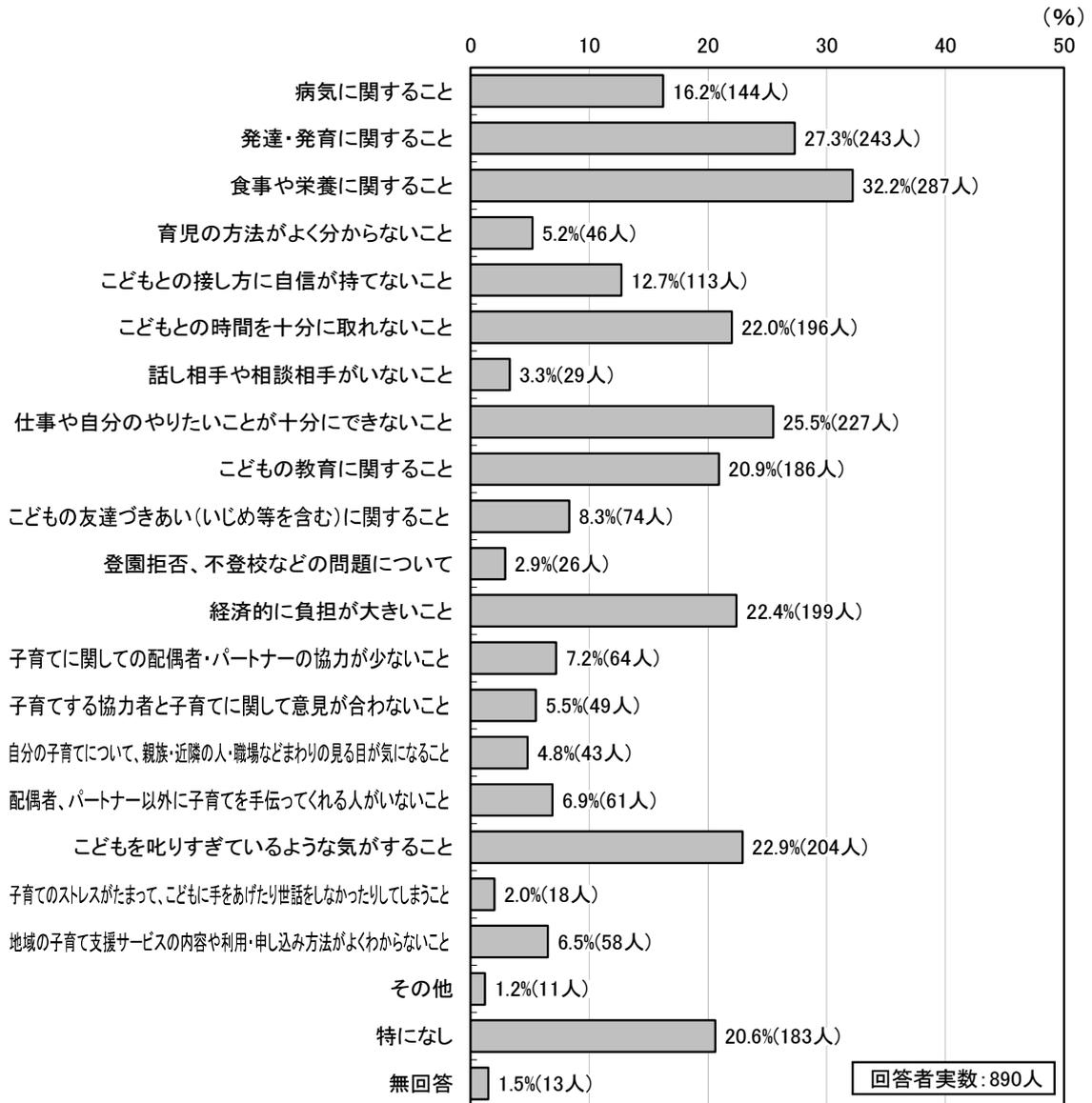
「祖父母等の親族」、「友人や知人」といった身近な人への相談がとて高い。保育士への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先の利用は低い。



### ③悩み事、困っていることの内容

「発達・発育」、「食事・栄養」といった、こどもの体のことについての悩み・困りごとが高い。また、「自分の時間が取れない」、「こどもとの時間が取れない」、「叱り過ぎてはいないかという不安」、「経済的負担」、「こどもの教育」といった悩みが見られる。

悩み事、困っていることの内容



保育施設の利用の有無別に悩み事・困りごとをみると、利用していない保護者の方で、「病気」、「食事・栄養」、「地域の子育てサービスの内容」等が高くなっている。

保育施設を利用している保護者では、「こどもとの時間が取れない」、「こどもの教育」、「叱り過ぎてはいないかという不安」が高く、「発達・発育」の項目以外は保育施設の利用の有無によって、抱えている悩みや困りごとに違いが見られる。

相談や保護者支援においては、こういった点を踏まえた対応が必要である。

教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

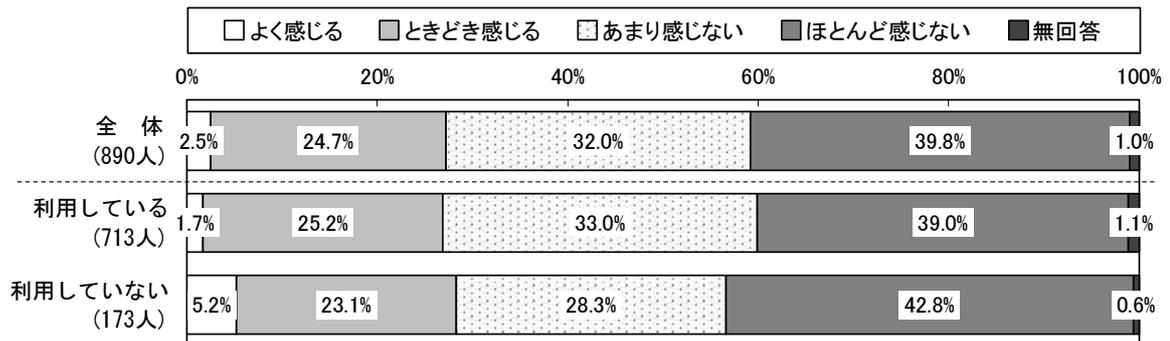
	回答者実数	病気に関すること	発達・発育に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよく分からないこと	こどもとの接し方に自信が持てないこと	こどもとの時間を十分に取れないこと	話し相手や相談相手がいらないこと	仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと	こどもの教育に関すること	こどもの友達つきあひ(いじめ等を含む)に関すること	登園拒否、不登校などの問題について
利用している	713人	15.3% (109人)	27.2% (194人)	29.9% (213人)	4.3% (31人)	12.9% (92人)	25.8% (184人)	2.7% (19人)	25.4% (181人)	22.0% (157人)	9.5% (68人)	3.2% (23人)
利用していない	173人	19.7% (34人)	28.3% (49人)	42.8% (74人)	8.7% (15人)	12.1% (21人)	6.4% (11人)	5.8% (10人)	26.6% (46人)	16.8% (29人)	2.9% (5人)	1.7% (3人)

	回答者実数	経済的に負担が大きいこと	子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	子育てする協力者と子育てに関して意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣の・職場などまわりの見る目が気になること	配偶者、パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	こどもを叱りすぎているような気がする	子育てのストレスがたまつて、こどもに手をあげたり世話をしなかつたりしてしまうこと	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	その他	特になし	無回答
利用している	713人	21.5% (153人)	7.4% (53人)	5.5% (39人)	5.2% (37人)	6.2% (44人)	26.2% (187人)	2.0% (14人)	4.8% (34人)	1.1% (8人)	19.8% (141人)	1.7% (12人)
利用していない	173人	26.0% (45人)	6.4% (11人)	5.8% (10人)	3.5% (6人)	9.8% (17人)	9.2% (16人)	2.3% (4人)	13.9% (24人)	1.7% (3人)	22.5% (39人)	0.6% (1人)

#### ④孤独を感じる時

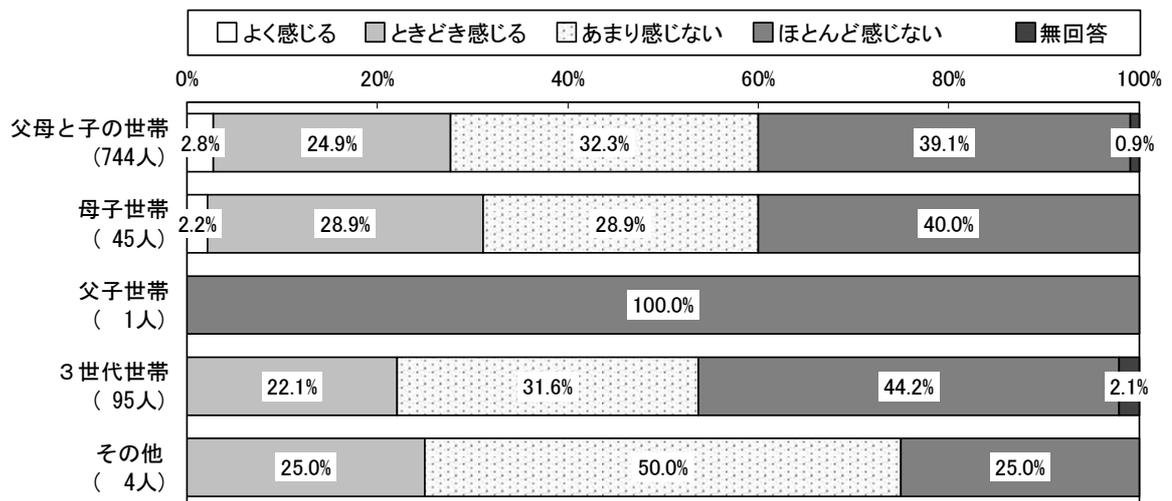
子育て家庭の孤立感をみると、「よく感じる」、「ときどき感じる」と合わせた“孤立を感じる”という割合は、27.2%となる。また、保育施設の利用の有無別にみると、利用していない保護者の方が、やや孤立を感じており、28.3%を占める。「よく感じる」割合は、利用している保護者で1.7%、利用していない保護者で5.2%と、保育施設を利用していない保護者の方が高くなっている。

全体・教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じる時



世帯構成別でみると、母子世帯の「よく感じる」、「ときどき感じる」と合わせた“孤立を感じる”は31.1%と他の世帯より若干高くなっている。

世帯構成別 孤独を感じる時

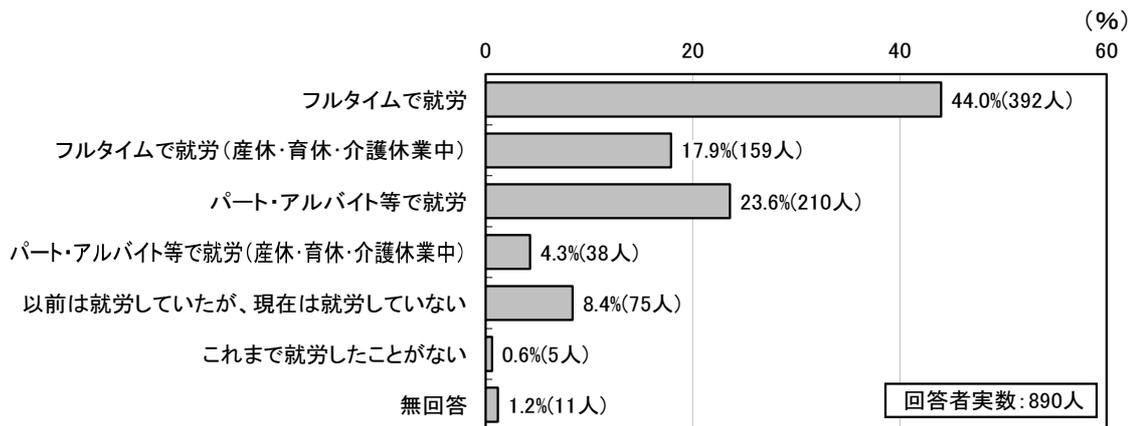


### ⑤母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 89.8%となっている。フルタイムでの就労は 61.9% (44.0%+17.9%)、パート・アルバイト等での就労は 27.9%(23.6%+4.3%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本市の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 9.0%(8.4%+0.6%)であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

母親の現在の就労状況



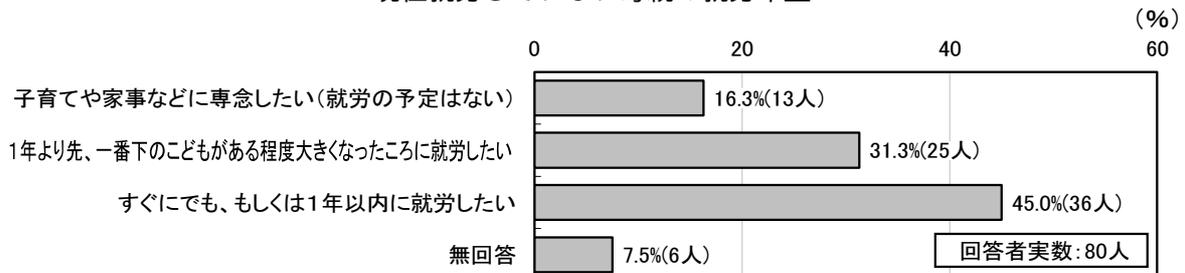
(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 85.2%となっている。フルタイムでの就労は 58.9% (39.2%+19.7%)、パート・アルバイト等での就労は 26.3%(22.3%+4.0%)である。なお、就労していない母親は 13.8%(12.7%+1.1%)であった。

### ⑥現在就労していない母親の就労希望

就労していない母親のうち、「すぐにでも働きたい」と考えている割合は就学前児童保護者で 45.0%となっている。「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったところに就労したい」は 31.3%であり、これらを合わせると 76.3%が就労を希望している。

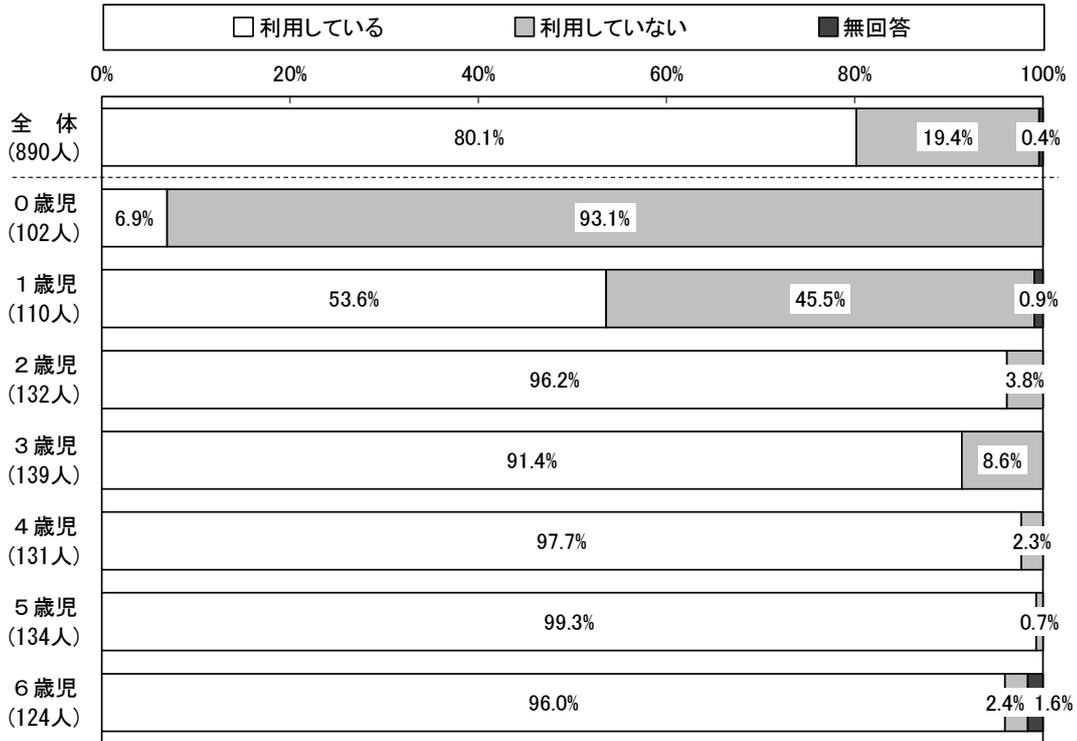
現在就労していない母親の就労希望



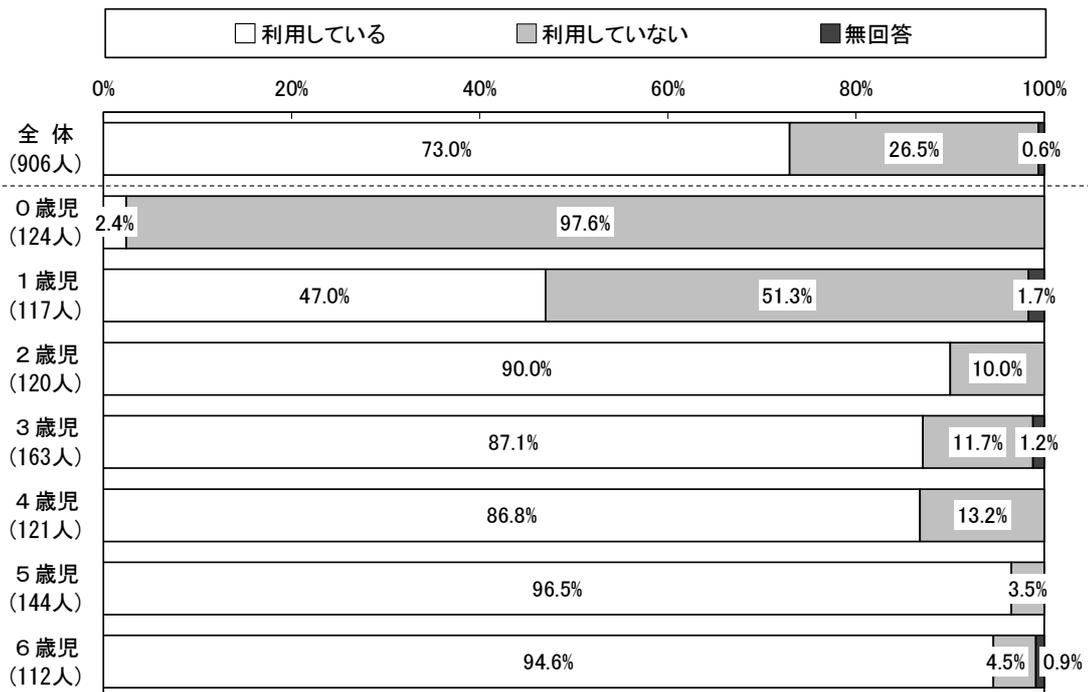
⑦教育・保育のサービスの利用の有無

保育施設等の利用の有無をみると、全ての年齢で利用率が上昇している。前回調査時は、3歳児、4歳児の利用率が9割に満たなかったが、今回調査では9割を超えている。

全体・こどもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



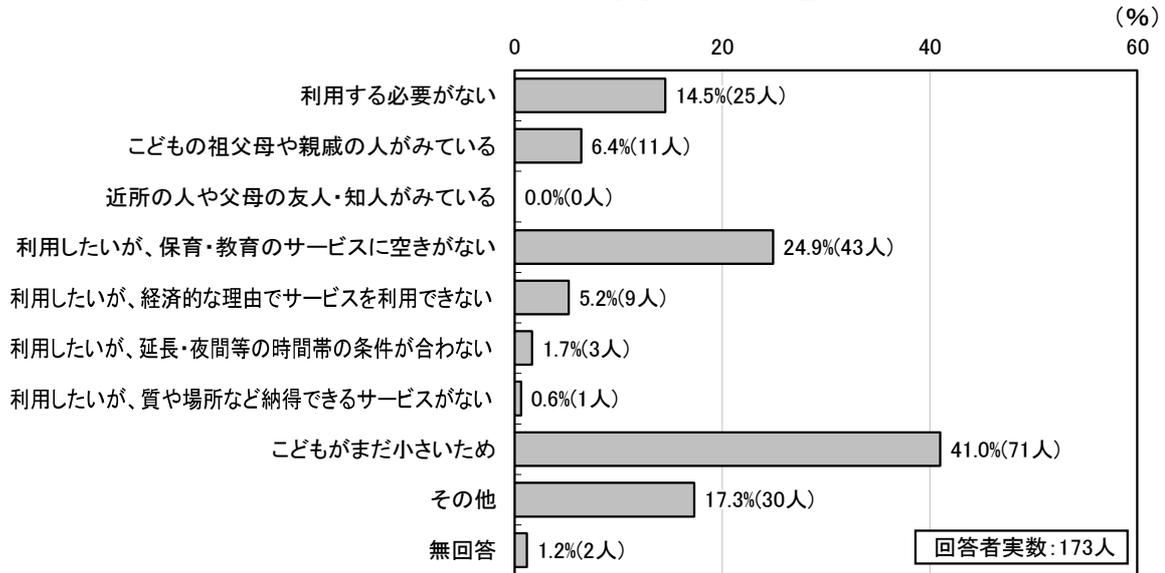
(前回)



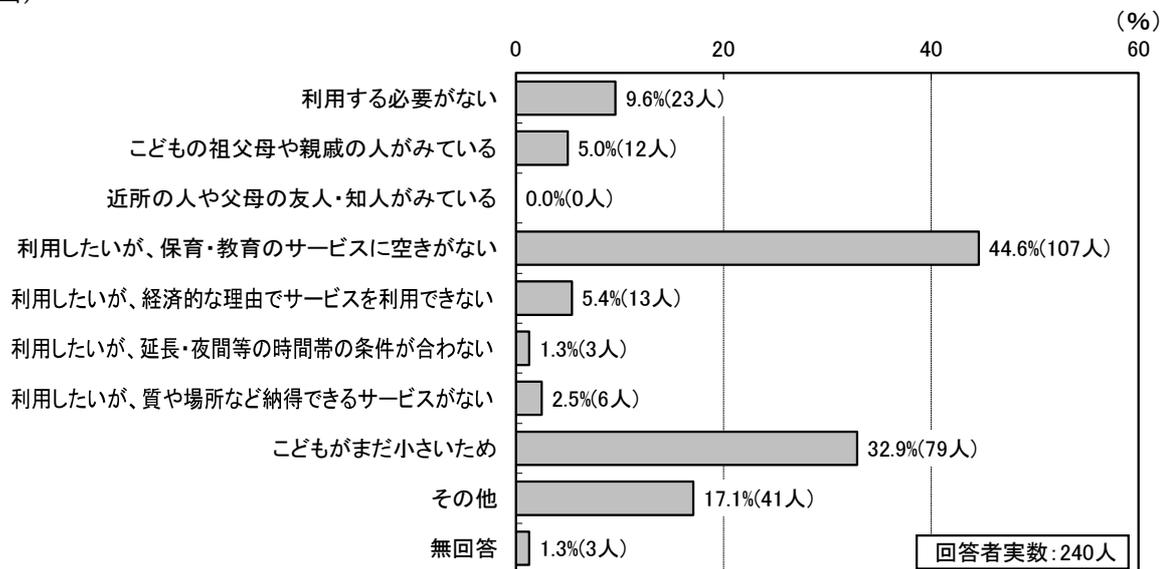
### ⑧教育・保育サービスを利用していない理由

保育施設等を利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」という回答が41.0%で最も高いものの、「空きがない」という回答が24.9%を占めている。前回調査時には、「空きがない」という回答が44.6%あり、今回調査では大幅に減少している。

教育・保育サービスを利用していない理由

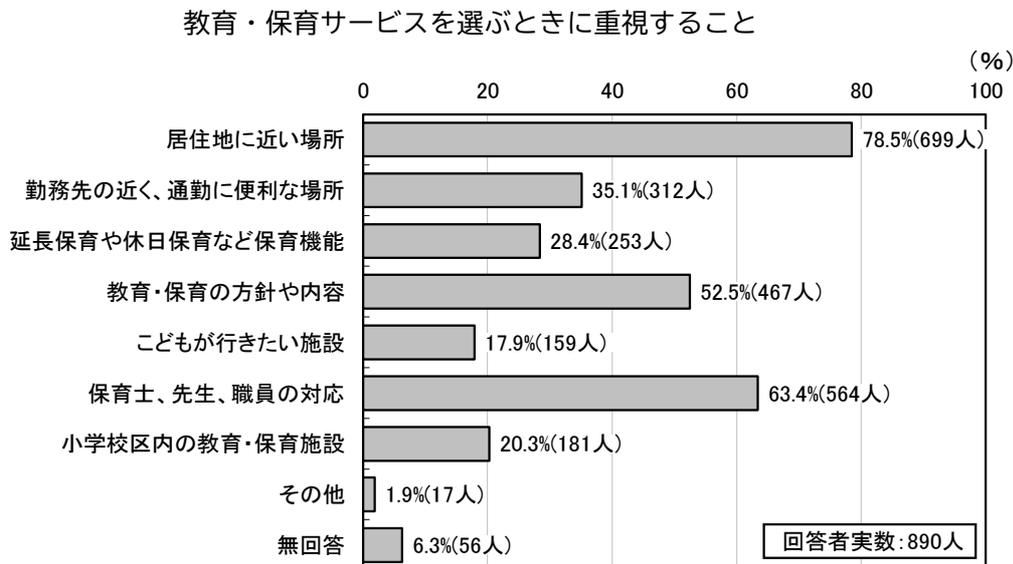


(前回)



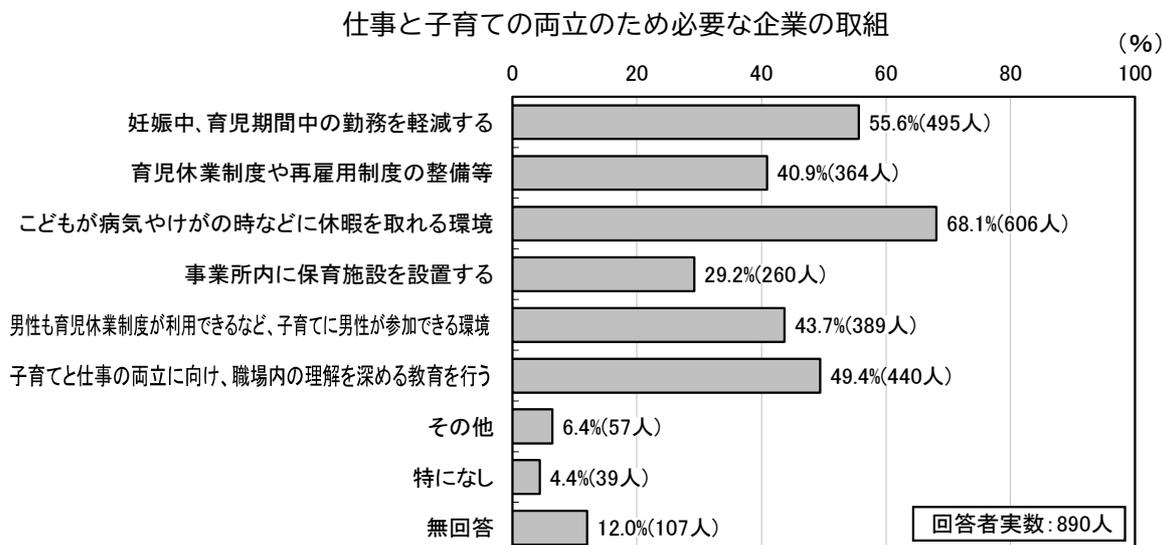
### ⑨教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が約8割を占めて最も多い。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」、「教育・保育の方針や内容」が続いており、教育・保育の質にも関心が高いことがわかる。



### ⑩仕事と子育ての両立のため必要な企業の取組

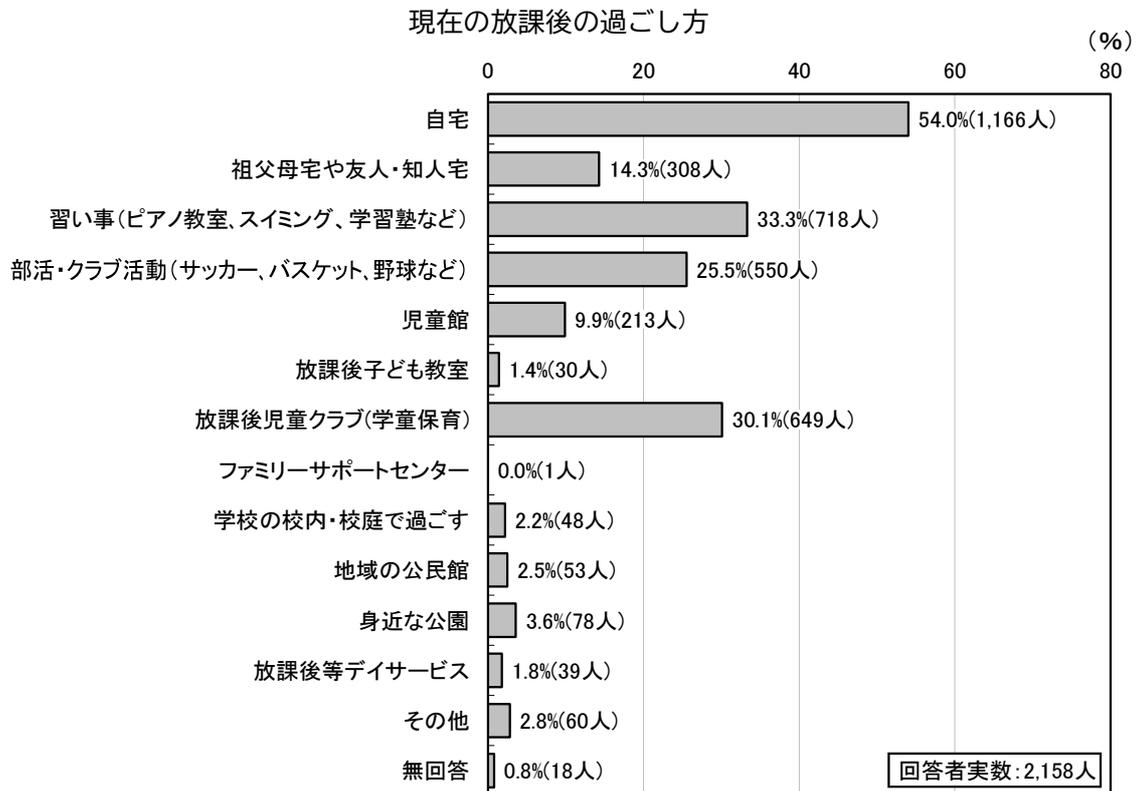
仕事と子育ての両立のために必要な企業の取組としては、「子どもが病気やけがの時などに休暇をとれる環境」が最も高く、次いで「妊娠中、育児期間中の勤務の軽減」となっている。その他、「子育てと仕事の両立についての職場の理解」、「男性が子育てに参加できる環境を求める声」も高くなっている。



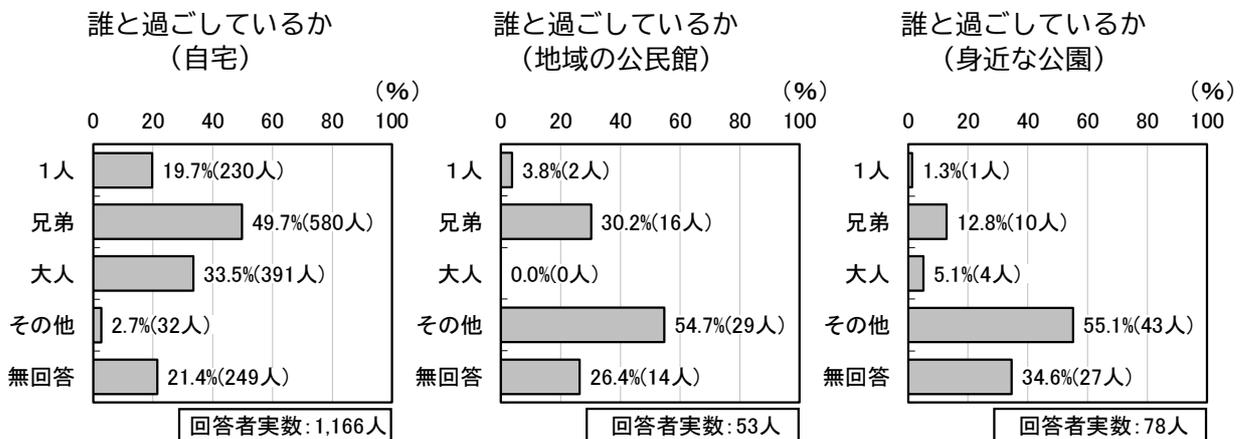
(2)-2 小学生保護者調査結果より

①現在の放課後の過ごし方

放課後は自宅で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「放課後児童クラブ(学童保育)」、「部活、クラブ活動」という回答が高い。



「自宅」、「地域の公民館」、「身近な公園」で誰と過ごしているか聞いたところ、自宅では「兄弟」が49.7%、「大人」が33.5%と高いが、「1人」も19.7%いる。また、「地域の公民館」、「身近な公園」では「兄弟」が高いほか、「その他」では「友達」という回答が多数となっている。



学年別にみると、「習い事」は2年生以上、「部活、クラブ活動」は4年生以上で3割台となっている。「放課後児童クラブ」は、1年生が6割、2年生で約5割であり、1・2年生で割合が高い。なお、前回調査時と比べ、高学年を中心に、「自宅」の割合が上昇し、「習い事」「部活、クラブ活動」の割合が減少している。

こどもの学年別 現在の放課後の過ごし方

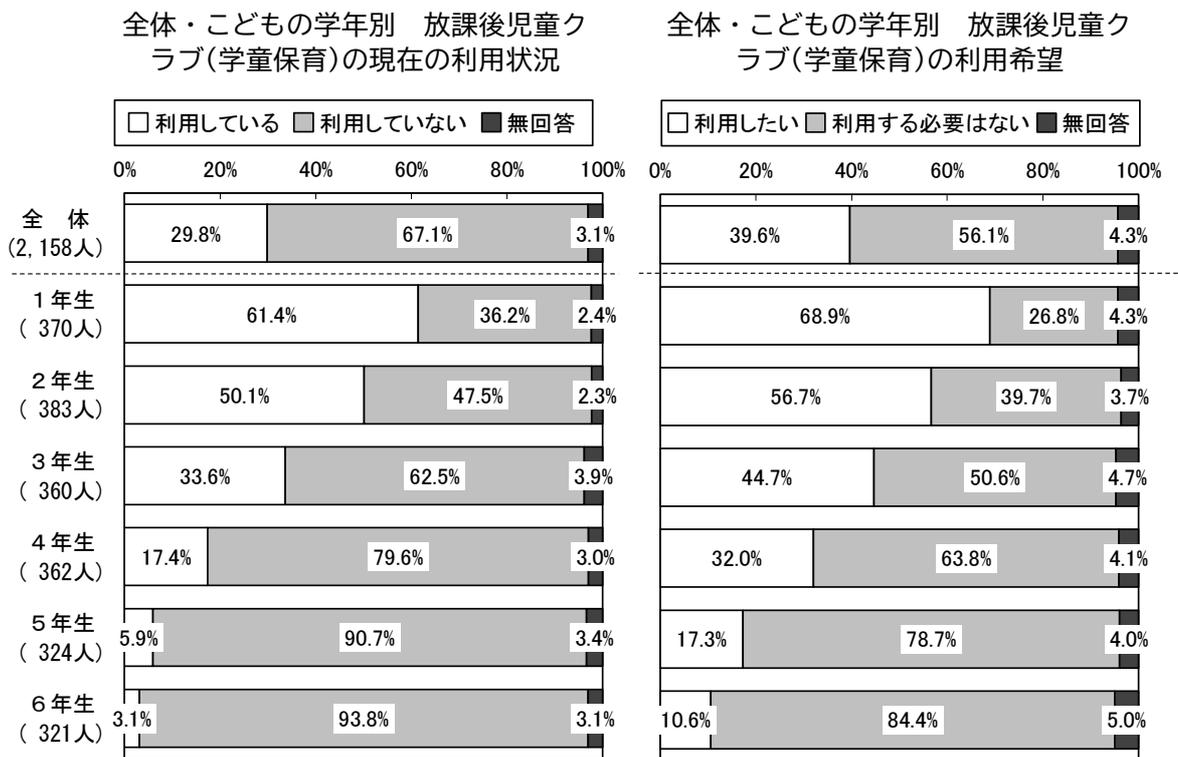
	回答者 実数	自宅	祖父母宅 や友人・ 知人宅	習い事 (ピアノ教室、 スイミング、 学習塾など)	部活・クラブ 活動(サッカー、 バスケット、 野球など)	児童館	放課後子 ども教室	放課後児 童クラブ (学童保育)
1年生	370人	28.1% (104人)	9.7% (36人)	25.7% (95人)	7.0% (26人)	11.9% (44人)	1.6% (6人)	60.5% (224人)
2年生	383人	39.4% (151人)	11.2% (43人)	33.7% (129人)	18.5% (71人)	11.5% (44人)	2.9% (11人)	49.9% (191人)
3年生	360人	51.7% (186人)	13.1% (47人)	36.9% (133人)	25.8% (93人)	11.9% (43人)	1.1% (4人)	33.9% (122人)
4年生	362人	62.7% (227人)	18.2% (66人)	37.8% (137人)	34.3% (124人)	11.0% (40人)	1.4% (5人)	18.5% (67人)
5年生	324人	72.5% (235人)	17.6% (57人)	34.3% (111人)	36.4% (118人)	8.0% (26人)	0.9% (3人)	6.8% (22人)
6年生	321人	76.6% (246人)	17.8% (57人)	32.1% (103人)	34.3% (110人)	5.0% (16人)	0.3% (1人)	3.4% (11人)

	回答者 実数	ファミリー サポート センター	学校の校 内・校庭 で過ごす	地域の 公民館	身近な公園	放課後等 デイサー ビス	その他	無回答
1年生	370人	0.0% (0人)	1.1% (4人)	1.1% (4人)	1.4% (5人)	3.5% (13人)	0.5% (2人)	0.8% (3人)
2年生	383人	0.0% (0人)	1.3% (5人)	1.0% (4人)	3.1% (12人)	1.6% (6人)	1.8% (7人)	0.0% (0人)
3年生	360人	0.0% (0人)	2.2% (8人)	4.2% (15人)	5.3% (19人)	1.4% (5人)	2.8% (10人)	1.1% (4人)
4年生	362人	0.0% (0人)	3.9% (14人)	1.9% (7人)	5.5% (20人)	1.4% (5人)	3.9% (14人)	0.8% (3人)
5年生	324人	0.0% (0人)	2.5% (8人)	5.2% (17人)	3.1% (10人)	0.6% (2人)	3.1% (10人)	1.2% (4人)
6年生	321人	0.3% (1人)	2.2% (7人)	1.9% (6人)	3.7% (12人)	1.9% (6人)	5.3% (17人)	0.9% (3人)

②放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

放課後児童クラブの利用は約3割、利用希望は約4割となっている。

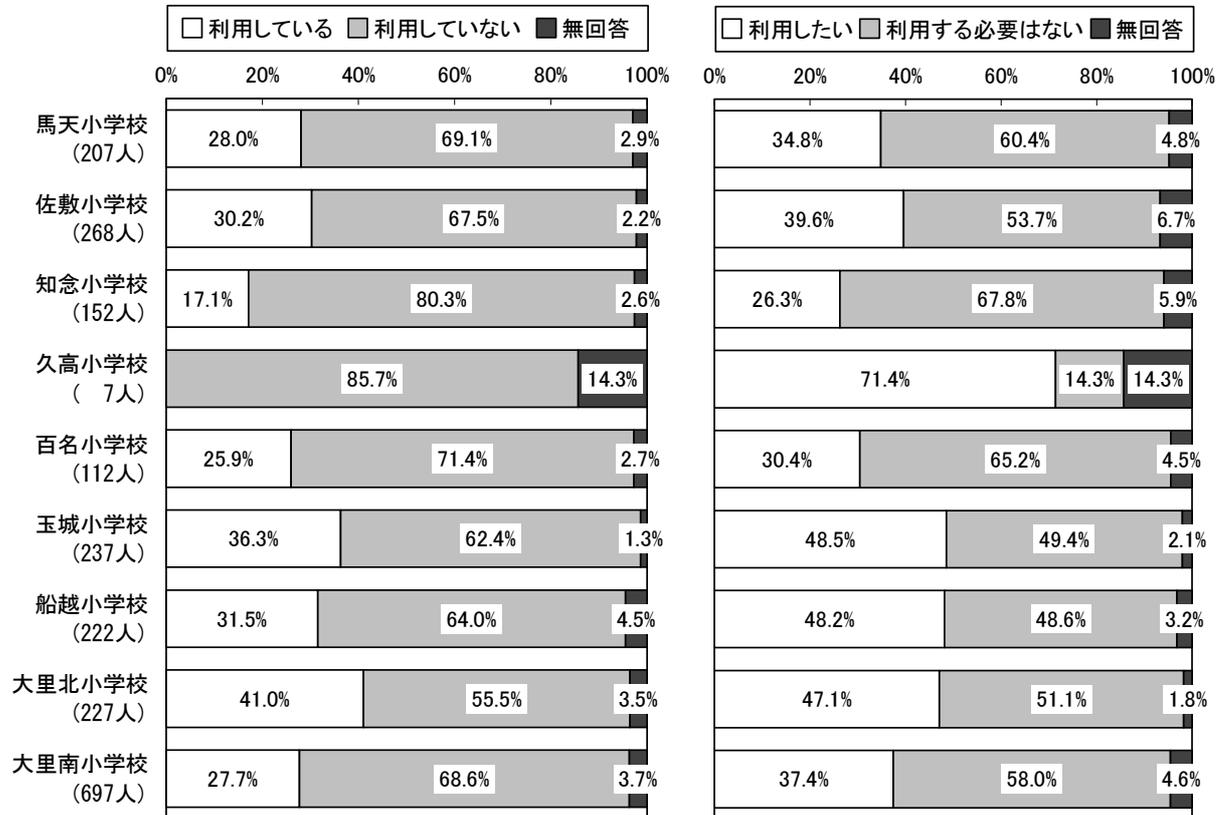
放課後児童クラブの利用希望を学年別にみると、1年生では7割近くを占め、2年生では5割半ばを占めている。3年生以上でも利用したいという声があり、4年生で3割余り、5年生、6年生では1割台となっている。



放課後児童クラブの利用状況と利用希望をみると、「利用したい」という希望に対して「利用している」の割合が下回っている。

小学校別 放課後児童クラブ  
(学童保育)の現在の利用状況

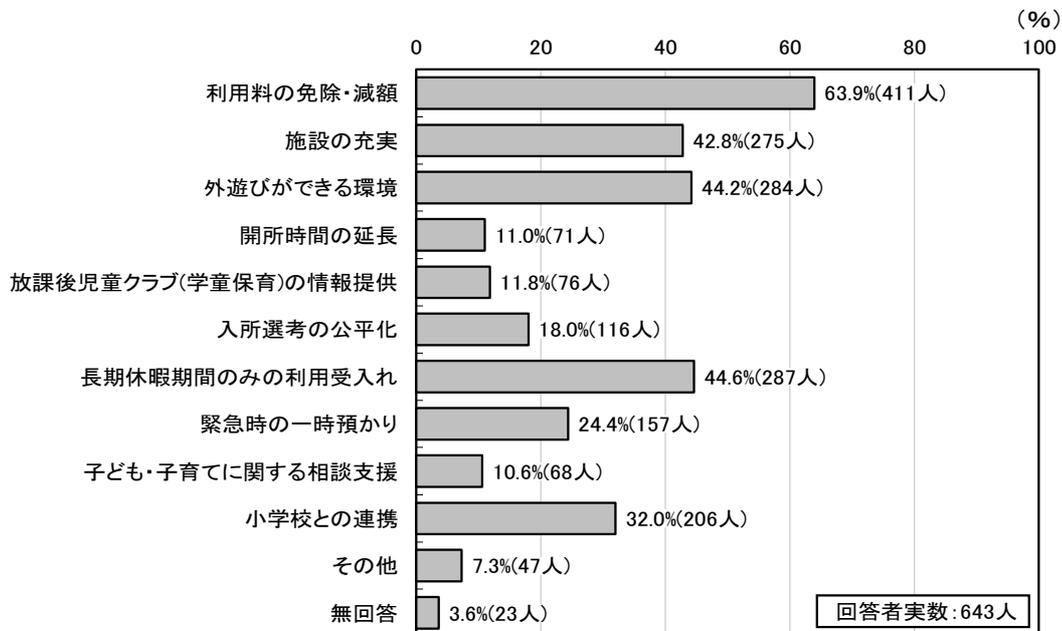
小学校別 放課後児童クラブ  
(学童保育)の利用希望



③放課後児童クラブ(学童保育)の充実・向上を図るために必要なこと

放課後児童クラブの充実・向上を図るために必要なことは、「利用料の免除・減額」が6割余りで最も高くなっている。そのほか、「長期休暇期間のみの利用受入れ」、「外遊びができる環境」、「施設の充実」が4割台で高い。

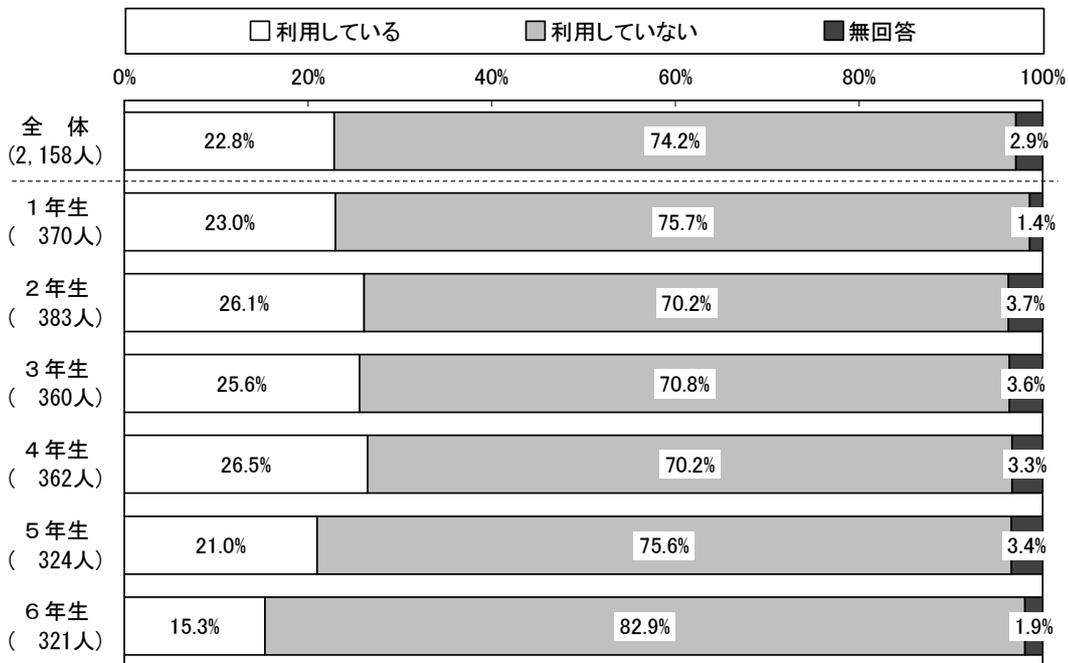
放課後児童クラブ(学童保育)の充実・向上を図るために必要なこと



#### ④児童館の利用状況

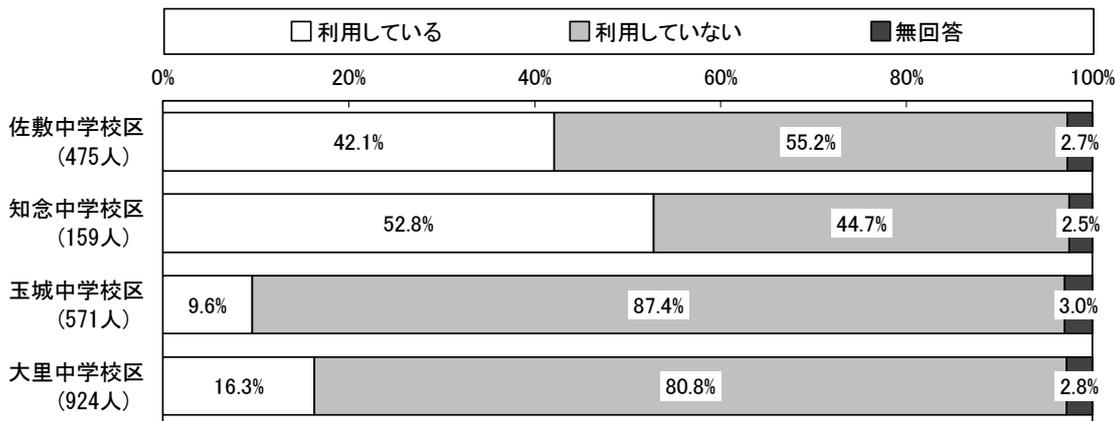
児童館の利用は22.8%であり、5年生以下の学年では、利用率が2割台となっている。

全体・こどもの学年別 児童館の利用状況



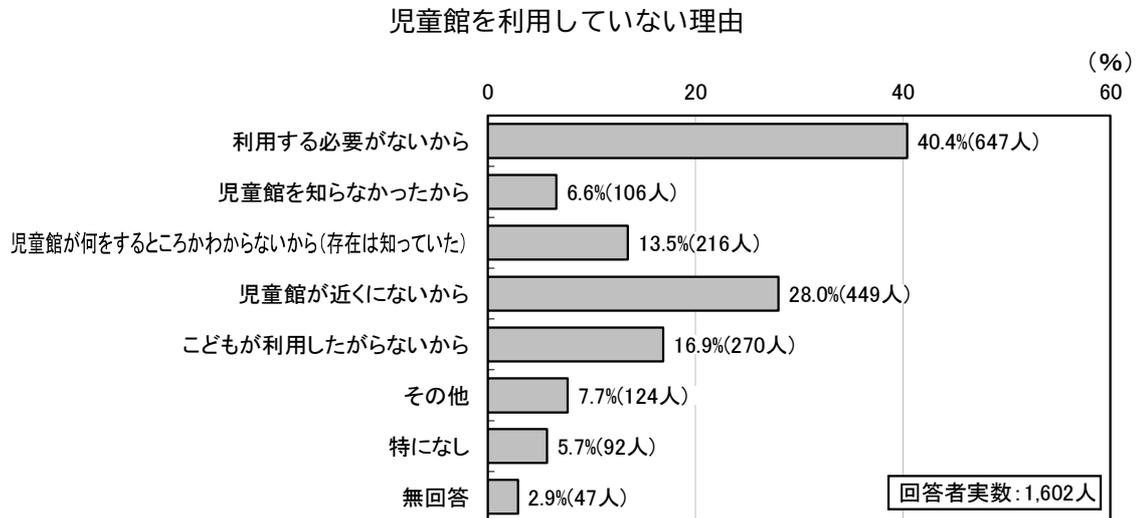
中学校区別にみると、「利用している」は知念中学校区が5割余りで最も高く、佐敷中学校区がこれに次いで4割余りとなっている。また、玉城中学校区、大里中学校区は2割未満となっている。

中学校区別 児童館の利用状況



### ⑤児童館を利用していない理由

児童館を利用していない理由では、「利用する必要があるから」が4割を占めるほか、「児童館が近くにないから」が約3割で高い。



小学校別に利用していない理由をみると、「児童館が近くにないから」は、久高小学校以外では玉城小学校が6割余り、船越小学校が5割弱で他の小学校より高くなっている。

#### 小学校別 児童館を利用していない理由

	回答者 実数	利用する 必要がない から	児童館を 知らなかつ たから	児童館が何 をするとこ ろかわから ないから	児童館が 近くにない から	こどもが 利用した から	その他	特になし	無回答
馬天 小学校	97人	34.0% (33人)	4.1% (4人)	5.2% (5人)	6.2% (6人)	26.8% (26人)	8.2% (8人)	17.5% (17人)	6.2% (6人)
佐敷 小学校	165人	52.7% (87人)	6.1% (10人)	15.2% (25人)	10.9% (18人)	18.8% (31人)	8.5% (14人)	6.7% (11人)	1.8% (3人)
知念 小学校	64人	54.7% (35人)	0.0% (0人)	7.8% (5人)	1.6% (1人)	28.1% (18人)	17.2% (11人)	6.3% (4人)	0.0% (0人)
久高 小学校	7人	0.0% (0人)	14.3% (1人)	14.3% (1人)	85.7% (6人)	0.0% (0人)	14.3% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
百名 小学校	78人	46.2% (36人)	2.6% (2人)	5.1% (4人)	19.2% (15人)	23.1% (18人)	12.8% (10人)	7.7% (6人)	1.3% (1人)
玉城 小学校	222人	31.1% (69人)	11.7% (26人)	13.5% (30人)	63.1% (140人)	3.6% (8人)	3.6% (8人)	1.4% (3人)	0.5% (1人)
船越 小学校	199人	24.6% (49人)	14.6% (29人)	12.6% (25人)	48.7% (97人)	8.0% (16人)	6.0% (12人)	3.5% (7人)	1.5% (3人)
大里北 小学校	188人	35.6% (67人)	3.2% (6人)	19.7% (37人)	26.1% (49人)	28.2% (53人)	9.6% (18人)	6.4% (12人)	2.7% (5人)
大里南 小学校	559人	47.0% (263人)	5.0% (28人)	14.5% (81人)	19.5% (109人)	17.2% (96人)	7.3% (41人)	5.5% (31人)	4.7% (26人)

### (3)自由回答のまとめ

#### (3)-1 就学前児童保護者の声

自由回答への記入は317件あった。回収数は890件であり、自由回答への記入率は35.6%となっている。自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

#### **保育サービスについて（意見が特に多い）**

待機児童の解消／年度途中の保育所入所が難しい／兄弟で保育施設が別々であり負担増／育休中、兄弟児が時短保育になる負担／認可保育園に入れなかったとき、無認可に入れようと思っても、どんどん認可に変わって困る／誰でも入れるようにしてほしい

#### **保育現場について**

土曜日預けにくい／親のスマホから保育の様子が見れるように／保育士不足解消／行きやすい、近寄りやすい場になってほしい／保育士の負担軽減

#### **経済的負担の軽減（意見が特に多い）**

手当の増額／保育料の無償化／こどものための用品への補助／非課税世帯以外への支援／多子世帯への経済的支援／学校などの用具は貸し出しにして負担軽減してほしい

#### **医療機関の充実**

小児科・耳鼻科・産婦人科の充実／病児保育が少ない

#### **相談や講演会など**

気軽に相談できる場所、行きやすい相談の場となってほしい／困ったときに連絡できる電話番号の周知／育児アドバイスの機会増加／子育て相談が気軽にLINEなどでできるように／子育て支援センターの充実

#### **公園を整備してほしい（意見が特に多い）**

遊び場が少ない／遊具の充実／安全に遊べる公園／古い公園の整備／こどもから大人まで一緒に遊べる公園／こどもが自分たちの足で行ける公園

#### **室内遊びできる場所がほしい（雨天の際に行き場がない）**

#### **遊ぶ、出かける機会のためのイベントがほしい**

市役所駐車場でのイベントなど／様々な体験機会／フードフェス、親子参加の行事の増加

#### **仕事と子育ての両立について**

男性の育児参加への理解と推進／仕事が休みにくい／育休を2歳までの制度に／育休取ったら収入が減るので困る／仕事が多くてこどもとの時間をつくれない

#### **妊娠中の子育てへの支援**

家事ヘルパーとかであれば産後もほしい／産後ケアの充実

#### **療育、発達支援の充実**

療育までの過程が長いし時間がかかる／児童デイなど、障害児の利用できるところが少ない

### (3)-2 小学生保護者の声

自由回答への記入は621件あった。回収数は2,158件であり、自由回答への記入率は28.8%となっている。自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

#### **学童の受け皿の増加（意見が特に多い）**

低学年だが学童利用できなかった／学童の待機になって困った／夏休み期間の学童利用をしたい

#### **公園を整備してほしい。（意見が特に多い）**

遊び場が少ない／学校近くに公園の整備／安全に遊べる公園／こどもから大人まで一緒に遊べる公園／遊具のある大きな公園整備／古い公園の修繕

#### **経済的負担の軽減（給食費、教育費、学童利用料助成）（意見が特に多い）**

給食費の無償化／学童の利用料が高い／多子世帯への経済的支援／教材費やPTA会費等の負担減／就学援助の幅を広げてほしい／非課税世帯以外への支援／学校の授業料・用具の無償化／学童の追加費用の無料化／算数セットなどは学校の備品対応にしてほしい／式服の廃止／教材費・遠足代無償化

#### **児童館（意見が特に多い）**

近くに児童館がない／利用できる時間帯の拡充／公衆電話がほしい／児童館での異年齢交流を充実してほしい

#### **こどもの居場所、遊び場**

高学年のこどもの居場所が必要／土曜日にこどもがいる場所がない／放課後の居場所の確保／大きな図書館がほしい／静かに学習などできる場（児童館はうるさい）／雨の日の遊び場／放課後は学校の校庭や広場などで遊べる環境があったらいい

#### **体験機会の確保**

いろいろ体験させたいが費用が掛かる／イベントや体験機会の家族割やこども割がほしい

#### **給食**

給食の内容充実／量を増やしてほしい／給食の時間が短い

#### **地域**

通学路の安全／道路に歩道がほしい／街灯が少ない／高校に通う通学バス代が高くて困る／通学時のNバスの無償化／若い人たちが定住するように子育て支援充実

#### **発達支援などの場が市内に少ない**

発達に関する機関が少ない（児童デイや相談機関が少ない）

#### **医療**

小児科が少ない／予約が取りにくい

## 6. こども・若者の声の把握

### (1)調査の概要・対象

#### ①目的

こども大綱の「こども施策に対する基本的な指針」では、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」が示されています。本市でもこども・若者の声を聴き、意見を反映した計画づくりを行うためこども・若者の声の把握を行いました。

#### ②調査対象者と調査方法

##### ・就学前児童

市内の教育・保育施設に協力いただき、園の保育者を通して園児たちの声を聞く機会を設けました。

##### ・小学生

市内の小学4年生～6年生を対象として、学校に協力いただき、WEB 調査により声の把握を行いました。

##### ・中学生

市内の中学1年生から3年生を対象として、学校に協力いただき、WEB 調査により声の把握を行いました。

##### ・青年期

市内在住の15歳から17歳(令和6年4月2日時点)を対象として、1,390人を無作為抽出し、郵送により調査票を送付し、声の把握を行いました。(WEB 調査併用)

##### ・若者世代

市内在住の18歳から39歳(令和6年4月2日時点)を対象として、2,200人を無作為抽出し、郵送により調査票を送付し、声の把握を行いました。(WEB 調査併用)

#### ③回収状況

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童	4園 111名(4・5歳児)を対象に実施		
小学生	1,550件	1,310件	84.5%
中学生	1,539件	1,325件	86.1%
青年期	1,390件	399件	28.7%
内WEB回答	—	207件	14.9%
若者世代	2,200件	526件	23.9%
内WEB回答	—	205件	9.3%

## (2)就学前児童の声

就学前児童より、おうちのことや、やってみたいことなど、思い思いに話してもらいました。

### 1. やってみたいこと、なりたいもの

- ・ピアノが上手になりたい。
- ・スポーツ選手。
- ・バスケが上手になりたい。
- ・ケーキ屋さん。
- ・警察官。
- ・救急隊員になりたい。
- ・絵がうまくなりたい。
- ・アイス屋さん！
- ・空を飛びたい。
- ・プリンセスになりたい。
- ・お金持ちになりたい。

### 2. お休みの日に家族と一緒に行ってみたい、やってみたいこと

- ・室内で遊具や運動用具を使って遊べる場所。
- ・おやつを食べながらおしゃべりがいっぱいできる場所。
- ・静かな場所で絵本や図鑑など好きな本をいっぱい読むことができる場所があるといい。
- ・海や山、川などで動物や虫、花を探したり、キャンプ等ができる場所がほしい。
- ・消防士やお医者さん、お巡りさん等お仕事の体験ができる場所があればいいな。
- ・探検できる場所があったらいいな。
- ・父母とゲームしたい(おせろ・ばば抜き・テレビゲーム)。
- ・家でクッキングしたい。

### (3)小中学生の声

小中学生が、大人や家庭や学校や社会にしてもらいたいこと、こどものために必要だと思うことなどについて伺いました。

#### ①小学生

- |   |
|---|
| <p>1. <u>こんな場所があったらいいと思うもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットが自由に使える場所がほしい。</li><li>・屋外でスポーツや体を動かせる場所。</li><li>・屋内での遊び場。</li><li>・自然体験ができる場所があればいい。</li><li>・勉強や本が読める静かな場所。</li></ul> <p>2. <u>地域の生活で、不安や不満に感じるところ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夜暗くて歩くのが怖い場所がある。</li><li>・友だちと遊ぶ場所がない。</li><li>・道路で、事故に遭いそうなどところがある。</li></ul> <p>3. <u>国や社会(大人)が、こども達のためにやったほうがいいと思うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめのない社会を作ってほしい。</li><li>・本当に困っているこどもの声に耳を傾けてほしい。</li><li>・犯罪などに巻き込まれないようにしてほしい。</li><li>・すべてのこどもを平等に扱ってほしい。</li></ul> |
|---|

#### ②中学生

- |   |
|---|
| <p>1. <u>こんな場所があったらいいと思うもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットが自由に使える場所がほしい。</li><li>・屋内での遊び場。</li><li>・屋外でスポーツや体を動かせる場所。</li><li>・気軽におしゃべりできる場所。</li><li>・勉強や本が読める静かな場所。</li></ul> <p>2. <u>地域の生活で、不安や不満に感じるところ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・友だちと遊ぶ場所がない。</li><li>・夜暗くて歩くのが怖い場所がある。</li></ul> <p>3. <u>国や社会(大人)が、こども達のためにやったほうがいいと思うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高校や大学まで無料で教育を受けられるようにしてほしい。</li><li>・いじめのない社会を作ってほしい。</li><li>・こどものことを決めるとき、こどもの意見を聞く。</li><li>・本当に困っているこどもの声に耳を傾けてほしい。</li></ul> |
|---|

#### (4)青年期の声

大人や家庭や学校や社会にしてもらいたいこと、言いたいこと、こどものために必要だと思うことについて伺いました。

##### 1. 交通の改善

- ・バスの本数を増やしてほしい。（登校の時間）7時～8時、16時～17時半。
- ・通学路を畑道にしないこと。
- ・下校時刻と家の近くのバス停に向かうバスの時刻が全く合わなく不便なので、南城市向けのバスの便数をもっと増やしてほしい。
- ・街灯を増やしてほしい。

##### 2. 教育費の軽減

- ・高校無償化。パソコン、タブレット等高すぎる。入学時の補助があったら良かった。
- ・高校も大学も学費を安くしてほしい。
- ・小中学校にかかる費用をゼロにしてほしい。
- ・給食費や部活費などをゼロにほしい。
- ・学びたいことがあってもお金の問題で進学を諦めるこども達を減らしてほしい。

##### 3. こどもの居場所の充実

- ・こどもが遊ぶ場所や遊具を増やしてほしい。
- ・南城市中学生の放課後の居場所がないため、図書館の設置をしてほしい。
- ・無料塾があれば通いたい。
- ・遊べる場所がないので、小規模で良いのでカフェやプリクラがある施設などをつくってほしい。
- ・こどもが1人で歩いていても怖くならないような道を整備してほしい。

##### 4. 不平等の解消

- ・こどもへの支援は皆、平等にしてほしい。
- ・給付金はみんな平等が良い。なぜ低所得や非課税世帯のみなのか。
- ・障がいを持っている人も平等な社会にしてほしい。
- ・一見楽しそうに見えても、実は困っているかもしれないので、相談できる場所をつくってほしい。
- ・ただ話を聞いてほしい、寄り添ってほしい。

##### 5. 校則の見直しと教育の自由化

- ・化粧とか普通にして学校行けるようにしてほしい。
- ・校則は個性を消すものであり個人の尊重をしないといけない中で自分の個性を表現するのに制限があるようなことはあってはならないと思う。
- ・勉学も大事だけど課外授業をもっと増やしてほしい。
- ・学校での柔軟な学びの選択肢を提供してほしい。

##### 6. 地域コミュニティの強化

- ・こどもも大人も気軽に集まれる場所をつくってほしい。
- ・地域全体でこどもを見守れるような環境が必要。
- ・地域住民が気軽に参加できるイベントや交流会を増やしてほしい。
- ・高齢者とこどもが交流できる場を提供してほしい。
- ・家族やこどもを対象にした支援グループを立ち上げてほしい。

#### 7. 医療と福祉の改善

- ・ 高校生まで医療費を免除してほしい。
- ・ 医療機関の数を増やしてほしい。
- ・ 健康診断や予防接種を無料で受けられるようにしてほしい。
- ・ 心のケアが必要な子どもへの支援を強化してほしい。
- ・ 障がいを持つ子どもの支援制度を充実させてほしい。

#### 8. 給付金や支援制度の拡充

- ・ 食品券をいただきたい。
- ・ 子育て世帯への定期的な給付金を増やしてほしい。
- ・ 非課税世帯だけでなく、広く支援を届けてほしい。
- ・ 教育に関する補助金を増やしてほしい。
- ・ 緊急時の支援金の手続きがもっと簡単になれば助かる。

#### 9. 安全対策とインフラ整備

- ・ 通学路や歩道の安全性を向上させてほしい。
- ・ 横断歩道や信号が消えている場所を修繕してほしい。
- ・ 街灯の設置を増やして、夜道の安全を確保してほしい。
- ・ 子どもが安心して過ごせるように治安対策を強化してほしい。
- ・ 防災意識を高めるための地域活動を推進してほしい。

#### 10. 環境と地域資源の活用

- ・ 緑豊かな公園を増やしてほしい。
- ・ 地域の自然資源を生かした学びや体験の場を作ってほしい。
- ・ 環境に優しい公共交通手段の導入を検討してほしい。
- ・ ゴミの分別やリサイクルを促進するための教育をしてほしい。
- ・ 地域の農業や特産品を活用したイベントを開催してほしい。

## (5)若者世代の声

若者のため、こどものため、子育てのために必要だと思うことについて伺いました。

### 1. 子育て支援、教育関連

- ・ 幼児の発達障害の早期支援をしてほしい。
- ・ 病児保育、こどもの医療体制を整備してほしい。
- ・ 屋内遊び場、授乳室など、学童保育や児童館の充実をしてほしい。
- ・ 保育園の拡充をしてほしい。（待機児童解消、早生まれでも入れるなど）
- ・ 学びの場を作ってほしい。（図書館、自習スペース、学習塾など）
- ・ こども向けイベントを開催してほしい。（特に土曜日）
- ・ 小中学校での性教育を充実させてほしい。
- ・ 父親向けの子育て体験を実施してほしい。
- ・ 非課税世帯以外も平等に子育て支援を受けられる仕組みを作ってほしい。
- ・ 子育て支援のため、児童館や支援センターの利用しやすさを向上させてほしい。
- ・ タブレット学習開始のタイミングを変更してほしい。（中学校から）

### 2. 経済、労働環境

- ・ 職場に託児所を設置してほしい。
- ・ 賃金アップと物価対策をしてほしい。
- ・ 家賃の援助をしてほしい。
- ・ 経済的支援をしてほしい。（結婚祝い金、産後ケア事業の回数増加など）
- ・ 出産手当金や児童手当、育児給付金などの金銭的支援をしてほしい。
- ・ 学費、給食費、保育料支援、高校生までの医療費無償化をしてほしい。
- ・ 経済面での子育てサポート(チケット制や物資支援)、高等教育(資格取得、奨学金)への支援をしてほしい。
- ・ 所得制限なしの児童手当を支給してほしい。
- ・ 働く場所が多く、収入が安定している環境がほしい。
- ・ 若者や貧困層への補助金や所得支援をしてほしい。
- ・ 働き方改革をしてほしい。（復職支援、育児との両立支援）

### 3. 施設、景観整備

- ・ 大きな市立図書館を設置してほしい。
- ・ 公園や遊び場の増設、整備をしてほしい。
- ・ 海岸や道路の清掃をしてほしい。
- ・ 公共施設の雰囲気改善をしてほしい。
- ・ スーパーや病院などの施設を増設してほしい。
- ・ 自習スペースの改善をしてほしい。
- ・ こどもが安心して遊べる公園や遊具の整備をしてほしい。

### 4. 地域活性化、住みやすさ

- ・ 若者向けの支援策を充実してほしい。
- ・ 南城市の魅力向上をしてほしい。
- ・ コストコの活用による活性化をしてほしい。
- ・ 空き家の再利用をしてほしい。
- ・ 外部からの移住者支援をしてほしい。
- ・ 若者や子育て世帯の移住促進をしてほしい。
- ・ 商品券や地域通貨を発行してほしい。
- ・ 人口に見合った施設や環境整備をしてほしい。

#### 5. 交通、インフラ

- ・バスの便数を増やしてほしい。
- ・こどもの送迎バスを導入してほしい。
- ・道路の混雑やアクセスを改善してほしい。
- ・街灯の整備をしてほしい。
- ・南城市内の移動利便性を向上してほしい。
- ・通学路や公共施設周辺の草刈り、安全整備をしてほしい。
- ・冠水対策を実施してほしい。（特定地域の道路整備）

#### 6. 行政への要望

- ・こどもに予算を割く行政を実現してほしい。
- ・保育士や教育関連職の待遇を改善してほしい。
- ・子育て相談や親のサポート施設を設置してほしい。
- ・こどもの未来を見据えた支援をしてほしい。
- ・支援金や補助金を迅速に支給してほしい。
- ・若者向けの政治や政策の拡充をしてほしい。
- ・市民への還元を重視する財政方針にしてほしい。

#### 7. 防災、安全

- ・沿岸部の危険地域に災害対策グッズを配布してほしい。
- ・登下校中のカラス被害の対策をしてほしい。
- ・冠水や土砂災害への対策をしてほしい。
- ・災害時に備えた地域の安全を強化してほしい。

#### 8. その他

- ・南城市の歴史、文化の魅力を発信してほしい。
- ・伝統芸能の保存や普及をしてほしい。
- ・市民同士の交流機会を増やしてほしい。
- ・市職員への感謝と健康への配慮をしてほしい。



## 第3章 こども関連計画の実施状況

本市ではこれまで、「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」と「南城市こどものまち推進プラン(令和3年度～令和6年度)」に基づき、子ども・子育て家庭支援施策を推進してきました。本章では、これらの計画の実施状況及び取組の課題等について掲載します。

※文言や用語の表記については、第2期南城市子ども・子育て支援事業計画及び南城市こどものまち推進プランで使用していた表記で掲載しています。(例：子どもを産み育てる→第2期では「子どもを産み育てる」と表記していた)

### 1. 「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」では、4つの基本目標を掲げ、各施策に取り組んできました。

#### 「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標

- 基本目標1 教育・保育事業や子育て支援体制の強化
- 基本目標2 教育・保育事業等における質の確保と向上
- 基本目標3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実
- 基本目標4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

#### 基本目標1 「教育・保育事業や子育て支援体制の強化」について

基本目標1では、以下の施策に取り組みました。

- (1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2)地域子ども・子育て支援事業の推進
- (3)子どもの居場所づくり

##### (1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

###### ① 0歳児、1歳児の保育の拡充

・子育て家庭のニーズに対応すべく、0歳児、1歳児の保育の拡充を進めてきましたが、保育者不足により、年間を通して定員の受け入れが出来ていない状況にあります。

【課題】保育者の確保

###### ② 保育園における5歳児保育の拡充

・保育園における5歳児保育の拡充について、既存園の増改築や新規園の開園に伴い、5歳児保育の拡充を行いました。

【課題】保育者の確保

【課題】既存園の面積要件（増改築が必要）

### ③ 公立幼稚園の複数年保育の推進

- ・第2期計画では、公立幼稚園の複数年保育の推進を掲げていました。令和5年度までに久高幼稚園以外の公立幼稚園が認定こども園に移行し、全園で3年保育の実現が図られました。

### ④ 公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実

- ・公立幼稚園5園の認定こども園移行に伴い、令和5年度より公立幼稚園が久高幼稚園のみとなったため、引き続き久高幼稚園において事業を実施しました。
- ・令和3年度より久高幼稚園における夏季休業中の一時預かり事業を実施しました。

### ⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・外国籍の児童の受入にあたり、円滑な教育・保育の利用ができるよう、地域ボランティア(通訳)、タブレット翻訳機能、絵カード等を活用し個別配慮しました。

## (2)地域子ども・子育て支援事業の推進

### ① 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業や病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)等といった、地域子ども・子育て支援事業の推進を行ってきました。

## (3)子どもの居場所づくり

### ① 新・放課後子ども総合プランの推進

#### ①-1 放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の居場所の確保及び健全育成のために、放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実を掲げ、地域ごとのニーズを踏まえ、放課後児童クラブ(学童クラブ)を整備してきました。待機児童が多い地域に受け皿拡充を図ってきましたが、それ以上に利用ニーズが上回っている状況にあります。

【課題】多様な居場所の確保

#### ①-2 放課後子供教室の充実

- ・小学校に在籍する児童が自由に体験活動等に参加できる放課後子供教室の充実のため、市内2校で実施しました。

【課題】地域のボランティア等の人材確保

#### ①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進

- ・放課後子供教室を実施している2校では、公設民営の放課後児童クラブとハロウィンやクリスマスにおいて交流イベントを行うなど、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進にも取り組みました。

【課題】多様な居場所の確保

## ② 地域における居場所の確保・充実

### ②-1 児童館の充実

- ・市内の児童館において児童館の充実を図るため、イベントの開催など、遊びを中心に指導を行い、児童の自主性や社会性・創造性を高め、児童の健全育成に取り組みました。

【課題】施設の安全性の確保

【課題】中高生が利用しやすい環境づくり

### ②-2 多様な居場所の確保

- ・多様な居場所の確保を図るため、児童館、公民館及び小学校を活用したおでかけ児童館、放課後子供教室を実施してきました。

【課題】多様な居場所の確保（中高生を含む）

## 基本目標2 「教育・保育事業等における質の確保と向上」について

基本目標2では、以下の施策に取り組みました。

- (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進
- (2) 人材の確保の推進

### (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

#### ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

- ・本市では、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針」を策定し、この方針に基づき、久高幼稚園以外の玉城、知念、佐敷の3園を公私連携型認定こども園、大里北幼稚園と大里南幼稚園を統合し、公立認定こども園へ移行しました。公立型と公私連携型においては、市内の教育・保育施設の拠点的作用を担うための体制構築を図っています。

【課題】拠点的作用の強化

## ② 教育・保育の質の確保

### ②-1 教育・保育に係る職員の資質向上

- ・令和4年度に、幼児教育センターを立ち上げ、幼児教育アドバイザー、幼小連携アドバイザー、保育支援員等を配置し、教育・保育施設の巡回支援訪問、幼小連携における公開保育を実施してきました。

【課題】保幼小連携の更なる強化

### ②-2 市内就学前教育・保育指針の作成

- ・市内教育・保育施設等における質の高い幼児教育・保育の提供、目指す姿等の共通認識を図るため、「南城市幼児教育推進計画」を策定し、教育部局と福祉部局が共通認識をもちながら幼児教育の推進を図っています。

【課題】保幼小連携の更なる強化

### ②-3 教育・保育に関する評価の実施

- ・市内の教育・保育施設等に対し、教育・保育の質の評価について巡回支援訪問にて助言を行いました。

## ②-4 指導監督の実施

- ・幼稚園については、学校教育法、幼稚園運営管理規則等関係法令等に基づき、適正な運営を図りました。
- ・保育施設等については、令和5年度より南部広域市町村圏事務組合において指導監査を実施し、市と連携し適正な執行管理の強化及び事務処理体制の効率化を図りました。

## ③ 保幼小連携の推進

### ③-1 教育・保育機関の連携強化

- ・幼児期の学びを小学校へつなぐことを目的に、1年生の公開授業を市内全小学校で実施し、実施後に幼小職員で合同研修会を実施しました。
- ・幼小中の職員が地区ごとに保育参観、その後、合同研修会を行うことで、幼児教育への理解を深めることができました。

【課題】保幼小連携の更なる強化

### ③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続

- ・小学校への接続においては、市内幼児教育施設、小学校において、スタートカリキュラム、アプローチカリキュラムを作成し、小学校への円滑な接続を行うことができました。

【課題】保幼小連携の更なる強化

### ③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

- ・月齢ごとの育ちを保证するための研修会を実施し、幼児教育への理解を深めることができました。

## (2)人材の確保の推進

### ① 保育士・保育教諭の確保

- ・国や県の補助事業を活用して保育士等の確保対策を行い、一定程度の効果を上げていますが、十分な保育士の確保は厳しい状況にあります。

【課題】保育者の確保

### ② 幼稚園教諭の確保

- ・公立幼稚園を計画的に認定こども園へ移行し、公立園が大里こども園、久高幼稚園の2園になり、移行後も、職員の確保に努めています。

### ③ 幼児教育アドバイザーの配置

- ・令和4年度から、幼児教育センターを立ち上げ、幼児教育アドバイザーを配置しました。

【課題】幼児教育アドバイザーの育成・確保

### ④ 放課後の居場所における人材確保

#### ④-1 放課後児童支援員の確保

- ・研修や巡回支援による資質向上を図ると共に、補助事業を活用し処遇改善を行うことで人材の確保に努めました。

【課題】人材の確保

#### ④-2 放課後子供教室に関わる地域人材の確保

- ・各地域でこどもの居場所の課題について話し合いを行う「まちづくり交流会」を実施し、地域のボランティア人材の確保に努めました。

【課題】地域のボランティア等の人材確保

#### ⑤ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

- ・事業実施に係る講習会を実施し、スムーズに相互援助活動が行えるようサポートすることでサポート会員の確保に努めました。

【課題】サポート会員と依頼会員の登録人数の減少

### 基本目標3 「地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実」について

基本目標3では、以下の施策に取り組みました。

- (1)集い、交流による子育て支援の充実
- (2)相談、情報提供の充実
- (3)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

#### (1)集い、交流による子育て支援の充実

##### ① 地域子育て支援センターの充実

- ・子育て家庭の相談や交流機会の確保を図るために、地域子育て支援拠点事業による地域子育て支援センターの充実を図り、市内3園で実施しました。また、認定子ども園の子育て支援事業(5園)や保育所の園庭開放(2園)も行ってきました。

【課題】市民ニーズに合わせた実施内容の拡充

【課題】保育者の確保

##### ② サークル育成の推進

- ・児童館において、子育て支援に関する活動をしている団体等への支援を行い、保護者同士の交流促進を図りました。

##### ③ 子育てサロンの支援(名称変更「子育てサロン」→「子育て広場なないろわくわく」)

- ・子育て中の市民が、地域の児童館を利用しながら、子育ての悩みや不安等を気軽に相談できる取組として、「子育て広場なないろわくわく」を実施しています。また、公立大里子ども園においても子育て講座を実施しています。

【課題】市民ニーズに合わせた実施内容の拡充

#### (2)相談、情報提供の充実

##### ① 相談機能の充実

##### ①-1 関係機関等による各種相談の充実

- ・相談窓口の連携体制の強化と整備を図るため、令和5年度に子ども相談課を設置し、相談機能の充実を行いました。
- ・教育分野においては、学校や幼稚園、保護者の相談に対し関係機関と連携して、対応・情報

共有を行ってきました。また、スクールソーシャルワーカーを介して、保護者や学校の困り感を関係機関へつなげています。

【課題】支援時の役割分担及び共通認識

【課題】支援対象者の情報共有のあり方

### ①-2 利用者支援事業の実施

- ・令和3年度より保育コンシェルジュを配置し、保育サービス等についての相談に対して、助言等を行ってきました。また、令和6年度には、こども家庭センターを設置し、利用者支援事業の特定型(窓口相談)と共に、アウトリーチでの訪問対応を行っています。

【課題】利用者ニーズの多様化への対応

### ② 情報提供の充実

- ・市ホームページ・広報誌・SNSでの情報発信を実施してきました。また、各種制度に関する情報を相談窓口等で提供するとともに、関係機関や窓口にポスターやパンフレットを設置しています。

【課題】市民ニーズに合わせた情報の発信方法

## (3)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

### ① 母子健康包括支援センターの整備

- ・令和2年度に整備し、妊娠、出産期において何らかの支援を必要とする方やハイリスクのケース等について、地区担当保健師が支援を行うなど、切れ目ない支援を行ってきました。令和6年度には、こども家庭センターとなり、母子保健と児童福祉の両方の機能を維持した上で、連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し両機能が一体的に相談支援等を行っています。

### ② 安全な妊娠、出産、育児への支援

- ・母子健康手帳の交付から妊婦健康診査、マタニティー教室、訪問指導、産後ケア等を行い、必要な方に必要な支援が届くよう取り組んでいます。

### ③ 子どもの健康支援

- ・乳幼児健診や健康相談、予防接種等を実施し、子どもの健康保持・増進を図ると共に、1歳6か月児健診、2歳児相談、3歳児健診では心理士を配置して、発達が気になる子の相談を実施し、発達相談の充実を図ってきました。
- ・子ども医療費助成については、令和4年度から、通院・入院に関わらず中学生まで対象年齢を拡充し、令和6年度から、市独自事業で入院に係る医療費について高校生まで対象年齢を拡充しました。また、病院での支払い時に負担の少ない現物給付を行っています。

### ④ 食育の推進

- ・乳幼児健康診査等や小児生活習慣病予防健診の結果説明会において、体の成長に必要な食や将来の生活習慣病予防のための食について支援を実施することで、子どもだけでなく親自身の食を考える場となっています。

・教育・保育施設や学校では、給食を通じた食育や地産地消の促進等を行っています。

#### ⑤ 思春期保健対策の充実

・各学校において、知識の普及を図っています。

### 基本目標4 「多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実」について

基本目標4では、以下の施策に取り組みました。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の支援の充実
- (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の充実

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

##### ① 児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化

・児童虐待防止対策としては、令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなど、児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化を図りました。令和6年度に、「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し「こども家庭センター」を設置し、家庭児童相談員、女性相談支援員、養育支援員を継続的に配置することで、相談体制を安定させ、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携体制を構築しています。

【課題】 民生委員・児童委員との情報共有及び連携

##### ② 南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実

・要保護児童に関する協議等を実施する機関である南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実を図っています。

【課題】 支援時の役割分担及び共通認識

##### ③ 児童虐待防止講演会の実施

・年1回、外部講師を招き、市民に対する児童虐待防止講演会を行っています。

##### ④ 児童虐待防止に関する教員研修の実施

・教育保育施設や学校の教員を対象として、児童虐待防止に関する教員研修を行っています。

【課題】 研修機会の確保

##### ⑤ 養育支援訪問事業の強化

・養育支援訪問事業の強化を図るため、養育支援訪問員を配置し、家庭訪問による育児・養育指導や相談等を実施しています。

【課題】 生活課題の多様化による支援の長期化

#### (2) ひとり親家庭の支援の充実

・ひとり親家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、児童扶養手当の支給のほか、親子

へ医療費の一部助成を行っています。

- ・ひとり親世帯への家事支援の推進のため、沖縄県母子寡婦福祉連合会が実施している日常生活支援員を派遣する業務について、情報提供しています。
- ・ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供として、県の職業訓練への助成事業等を紹介しています。

### (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

#### ① 障がい児保育の充実

- ・市内各園において、障がいについての園内研修、ティーチャーズトレーニングを実施し、作業療法士(OT)による行動観察巡回訪問を実施しています。

【課題】障がい児の受け入れ体制の充実・強化

#### ② 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実

- ・国や県の補助事業を活用し、障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。

【課題】障がい児の受け入れ体制の充実・強化

#### ③ 特別児童扶養手当の支給

- ・20歳未満の身体または精神に障がいを持つ児童を監護している父もしくは母あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給しています。

#### ④ 特別支援教育就学奨励費の支給

- ・小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費の一部を補助しています。

#### ⑤ 特別支援教育コーディネーターの配置

- ・教育指導課内に専門的知識、技能、資格等を有する特別支援教育コーディネーターの配置を行い、特別支援教育の推進及び充実を図っています。障がいのある幼児、児童生徒の保護者との教育相談を実施し、医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら、特別な支援を要する幼児・児童生徒に適切な支援環境を整えています。

【課題】特別な支援を要する幼児・児童生徒が増加傾向

【課題】特別な支援を要する幼児・児童生徒の支援体制の更なる充実・強化

#### ⑥ 南城市教育支援委員会の実施

- ・医師、言語聴覚士、外部の専門家、小・中学校長等で構成する南城市教育支援委員会を実施し、特別支援教育を要する幼児、児童生徒の就学先の総合的判断について、調査審議を行っています。

【課題】特別な支援を要する幼児・児童生徒が増加傾向

【課題】十分な調査時間の確保

#### ⑦ 巡回指導の充実

- ・公認心理師が保育所及び放課後児童クラブ等を巡回し、子どもの発達の状態や環境をアセスメントし保育者等へのアドバイスを行うなど、巡回指導の充実を図っています。

【課題】特別な支援を要する幼児・児童生徒が増加傾向

【課題】特別な支援を要する幼児・児童生徒の支援体制の更なる充実・強化

### ⑧ 発達障がいについての親の理解促進

- ・公認心理士が各保育所を巡回し保育者だけではなく、保護者へも発達の見通しを伝えて困り感を共有することにより、家庭と保育所等で統一した保育ができるように助言等を行っています。

### ⑨ 親子通園事業の充実

- ・発達面で気になる子と保護者に、少人数で自由な楽しい遊びを通じて子どもの心身の発達を支える、親子参加型の親子通園事業の充実を図っています。

【課題】利用者ニーズに合わせた実施内容の拡充

### ⑩ 重度心身障害児医療費助成

- ・身体障害者手帳の障害程度が1級・2級もしくは療育手帳等級がA1・A2の方で、所得要件を満たす方の医療費(医療保険の適用範囲内)を助成しています。

### ⑪ 身体障がい児への補装具の給付

- ・障害により失われた身体の各部分や機能を補完または代替えし、日常生活等をしやすくするために、事前申請により補装具の購入費または修理費を支給しています。

### ⑫ 重度障がい児への日常生活用具給付

- ・身体障害者手帳や、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付をうけた在宅の児童であって、当該手帳に記載された障害の内容や程度が福祉用具や支援機器の給付対象要件に該当した場合に用具購入の一部を補助しています。(紙おむつ、頭部保護帽、吸入器等)

### ⑬ 相談支援事業の推進

- ・障がい児への福祉サービス利用等に関する相談については、委託先である地域活動支援センターにおいて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害および難病、医療ケア児に対しての相談支援業務に加え、アウトリーチでの相談支援を実施しています。

【課題】相談支援体制の充実・強化

### ⑭ 障がい児の保護者の交流促進

- ・年に1回、南城市障がい者ふれあい交流会を実施しています。

## (4)子どもの貧困対策の充実

### ① 生活困窮世帯の子どもの居場所づくり

- ・生活困窮世帯の子どもたちに食事支援や学習支援を提供する居場所を設置し、社会生活体験の機会を設け、子どもの自主性や社会性・創造性を高めるよう援助しています。また、子どもの貧困対策支援員(スクールソーシャルワーカー)を佐敷・大里・知念(久高含む)・玉城中学校区の4地区に配置(計4名)し、生活困窮世帯や困難を抱える家庭への働きかけや子どもの居場所等支援先につないでいます。

【課題】家庭が抱える問題の複雑・多様化

【課題】子どもの居場所の支援員等の資質向上

【課題】相談支援体制の充実・強化

## ② 生活困窮世帯の子どもを支援するネットワークづくり

- ・教育・保育施設等や学校、地域などが連携を図るため、定期的に共有会議を実施し、関係機関が情報共有、連絡調整を行うなど、生活困窮世帯の子どもを支援するネットワークづくりを行っています。

【課題】相談支援体制の充実・強化

## ③ 就学援助制度の周知・普及

- ・経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの就学援助を行う制度について、周知・普及を行っています。

## 2. 「南城市こどものまち推進プラン」の実施状況

### 「南城市こどものまち推進プラン」の視点

- |     |  |
|-----|--|
| 視点1 | 【つなぎ・つながり】～地域みんなのつながりで子どもを育てる環境づくり～      |
| 視点2 | 【体験機会・人材の育成】～子どもたちの夢や可能性を広げる環境づくり～       |
| 視点3 | 【誰一人取り残さない社会】～一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる環境づくり～ |

#### ①視点1 【つなぎ・つながり】～地域みんなのつながりで子どもを育てる環境づくり～

・視点1では、以下の施策に取り組みました。

- (1)子どもたちとつくる、地域のつながり
- (2)人と人をつないでいく、子どものためのネットワーク拡充

(1)子どもたちとつくる、地域のつながり

##### ① 地域支え合いへの参加促進

・南城市子ども会育成連絡協議会加入団体に対して補助金を交付し、子どもたちが地域活動に参加する機会の創出を支援しています。

【課題】地域のつながりの希薄化

##### ② コミュニティ・スクールの実施

・令和4年度に小学校、令和5年度に中学校で、学校運営協議会の設置を進め、地域と学校が連携・協働し、市全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるネットワークを形成し、地域の力を生かした学校運営を図っています。

【課題】コミュニティ・スクールの周知・普及

##### ③ ムラヤー(自治公民館等)を中心とした地域のつながりの拡充

・市民活動支援センターとの連携による市民大学生主催の各種ワークショップの開催や市民活動団体による子育てサロンなど、ムラヤーを活用した取組を行っています。

・放課後のこどもの居場所として、ムラヤーを活用しているところもあります。

【課題】地域に合わせたムラヤーの活性化

【課題】地域のつながりの希薄化

(2)人と人をつないでいく、子どものためのネットワーク拡充

##### ① ネットワークの強化による情報共有

##### ② プラットフォームの設置

・地域づくりや学校づくりのアイデアを出し合い、共にまちづくりをしていくことを目的に、各地域(大里、玉城、佐敷、知念)で「まちづくり交流会」を開催しています。

・地域で子どもの安心・安全な環境づくりとして、見守りを兼ねた朝ごはんサービスを提供し、子どもたちと地域がつながる機会を行っている団体もあります。

【課題】子どもを中心とした関係者間の連携強化  
【課題】推進するための連絡調整・連携の場の確保

### ③ 子どもの声を聴く機会の拡充、意識啓発

- ・アンケート等を通して子ども・若者の声の聴取などを行ったほか、小中学校での探求学習で、幼児教育の遊びから子どものやりたいことを学習につなげていくように取り組んでいます。
- ・総合的な学習の時間を活用し、子どもの権利について学習する機会を確保し意識啓発につなげています。

【課題】子どもの権利に関する意識の向上

## ②視点2 【体験機会・人材の育成】～子どもたちの夢や可能性を広げる環境づくり～

- ・視点2では、以下の施策に取り組みました。

- (1)子どもたちがまちづくりに参画する機会づくり
- (2)子どもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出
- (3)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保

### (1)子どもたちがまちづくりに参画する機会づくり

#### ① (仮称)こどものまち推進委員会の実施

- ・まちづくりについて話し合う場、行動する場として、(仮称)こどものまち推進委員会を実施し、「南城市こどものまち宣言」に込められた想いを広く市内外に伝えるための手法について話し合いを行い、周知活動を行いました。

【課題】幅広い年齢層の子どもたちが参加できる仕組みづくり

【課題】子どもたちが継続的に参加できる仕組みづくり

#### ② こども版上がり太陽プランの実施（こども提案型の設置）

- ・令和3年度から、上がり太陽プラン事業の項目へこども版上がり太陽プラン(こども提案型)を設置し、子ども目線で考えた提案へ積極的に活動に参加したことで地域の活性化につながっています。また、自分たちの提案が採択されたことで自己肯定感を高める取組となっています。

【課題】子どもたちの可能性を広げる環境づくり

#### ③ 子ども議会の実施

- ・子ども議会に代わる「議場見学」を実施し、単なる見学だけではなく、参加者の中から議長を決め、仮議会のような体験を行っています。賛成・反対意見を言ったり、議案採決で喜ぶなど、生徒たちの貴重な体験機会となっています。

#### ④ 子どもの参画についての周知・広報

- ・総合的な学習の時間を活用し、子どもの権利について学習する機会を確保し意識啓発につなげています。

【課題】子どもの権利を学ぶ機会の拡充

## (2)子どもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出

### ① 市内の資源活用等による自然・文化・歴史体験機会の創出

- ・南城市出身の英雄である尚巴志を題材にした紙芝居を、市内全小学校4年生を対象に鑑賞したり、知念中学校では観光協会の協力のもと、プロジェクト型学習の一環で「久高島の塩ちんすこう」と「トビイカせんべい」の開発を行っています。

【課題】新たな体験機会の創出

### ② 市内の産業と連携した仕事体験や経済を学ぶ機会の創出

- ・職場見学、地域連携型のキャリア教育を推進しているほか、「税」の教室により、税金の大切さを学ぶ機会を確保しています。

### ③ ICTを活用した体験機会の創出

- ・市内小中学校において、GIGAスクール構想で整備したタブレット端末を活用し、オンラインで他校との交流等を行っています。

【課題】学校以外での体験機会の創出

## (3)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保

### ① 魅力ある公園づくり

- ・都市公園(大里城趾公園等)・その他公園(知念岬公園、グスクロード公園等)の適正管理を実施しました。また、指定管理している公園については、指定管理事業者が自主事業として、キャンプや親子での星空観察会などのイベントを実施しています。

【課題】公園施設(遊具等)の計画的な修繕や更新

### ② 自然を活用した遊び体験機会の提供

- ・庁舎裏山活用のため令和3年度に採択された「南城市民の森づくり」事業により、除伐・間伐、木道づくりなどを子どもたちと一緒にやり、自然の大切さを体験することで、自然体験や環境学習等の自然と触れ合える場所づくりを行いました。また、南城市まつりに併せて「なんじょうの森・祭り」を開催し、ツリーライティングや森の観察会(生物観察学習)等の体験機会を創出しました。

### ③ 放課後の居場所における体験機会の充実

- ・それぞれの居場所において、地域の方を講師で招いて漆喰シーサー作り、公共交通(Nバス)を活用した地域巡り、eスポーツ等の様々な体験活動を行っています。また、放課後子ども教室においては、市内のサークル団体や社会教育団体等と連携し、文化、芸能等の体験活動を行っています。

【課題】体験活動を行う講師等の地域人材の発掘

### ④ 将来へのイメージが広がる機会の提供

- ・市内小中学校において、企業や地域団体と連携し、社会人講話等の授業を実施し、将来へのイメージが広がる機会の提供を行っています。

【課題】社会人講話等の人材確保

### ⑤ 市立図書館の充実

- ・知念図書館、大里分館において、定期的に親子で参加できるおはなし会を開催し、外国語に触れる機会として外国のおはなし会やお外でのおはなし会などを実施しています。
- ・各館赤ちゃん向け絵本特設コーナーを設置し、その場に座って読める環境を整備しました。
- ・電子書籍にて、育児関連(子育て、離乳食、幼児食)・児童書等を選書し、保護者や子どもたちの読書の充実を図っています。
- ・自館に所蔵のない資料について、県内の図書館と連携し、他館所蔵図書をお取り寄せし利用できる相互貸借サービスを実施しています。
- ・公共施設再編に伴い市庁舎に隣接して建設予定のまちづくり交流拠点に、市立図書館の機能を導入することを検討しています。

### ⑥ 親育ちプログラムの実施

- ・大里こども園内で子育て講座を開催し、子育て中の親への情報提供や子育てに関する講座等を実施しています。また、市内児童館において、未就学児の親子向けに、子どもたちがわくわくするような体験を企画する「子育て広場 なないろわくわく」を開催し様々な体験機会を実施しています。
- ・養育支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問員を配置し、家庭訪問による育児・養育指導や相談等を行い、育児に不安のある世帯等に対して、育児についての悩みを一緒に考え、支援を実施しています。

【課題】市民ニーズに合わせた実施内容の拡充

【課題】生活課題の多様化により、支援が長期化するため支援体制の整備

## ③視点3 【誰一人取り残さない社会】～一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる環境づくり～

- ・視点3では、以下の施策に取り組みました。

- (1)「共に生きる社会」について知り、多様性を認め合う意識の向上
- (2)「声を聴く」、「声を届ける」環境の充実
- (3)誰もが安心して暮らしていくための、支え合い・助け合いの充実

- (1)「共に生きる社会」について知り、多様性を認め合う意識の向上

#### ① 地域共生社会の理解・啓発

- ・社会福祉協議会の「ゆいハート地域づくり事業(16自治会)」で「ハートのまち福祉講座」を実施し、地域福祉活動への参加や関心を深める機会づくりをしています。また、福祉教育への取組を促進するため、小中学校への啓発を進め、講師等と連携し、各種福祉体験学習等への支援を実施しています。

【課題】参加者の年代の偏りや参加者数が少ない自治会(字)の参加促進

#### ② 多様性を認め合う講演会の実施

- ・性別やジェンダー、アイデンティティにかかわらず、誰もが「人」として対等に、そして「自

分らしく」暮らしていける社会を目指し、パネル展や講演会の開催、広報誌の制作を行いました。令和5年度は、こどものまち推進委員会と共同で自己肯定感を育む講演会を開催しました。

【課題】 イベントの内容・開催方法等の工夫

## (2) 「声を聴く」、「声を届ける」環境の充実

### ① 相談及び支援体制の充実

- ・令和5年度よりこども相談課を新設し、必要なサービスにつなげられるよう各種相談員を配置し、気軽に相談できる体制を整えています。また、支援が必要な子どもへ適切な支援が届けられるよう、関係機関で役割を確認し、連携を強化しています。教育分野においては、スクールソーシャルワーカー及び教育相談員を各中学校区に1名ずつ配置し、気軽に相談に乗れる雰囲気づくりを行い、児童生徒が相談しやすい体制を構築し、関係機関へのつなぎを行っています。

【課題】 支援時の役割分担及び共通認識

【課題】 支援対象者の情報共有のあり方

【課題】 各支援者の資質向上

### ② 子どもたちの関心ごとに関心を寄せる意識の啓発

- ・「子どもたちの可能性を広げる環境づくり」の想いが込められた「こどもまち宣言」の周知活動を行っています。

【課題】 子どもの権利を学ぶ機会の拡充

## (3) 誰もが安心して暮らしていくための、支え合い・助け合いの充実

### ① 子育て家庭の孤立防止

- ・地域で孤立している世帯の状況把握を、地域に密着している児童委員や民生委員と連携し、家庭児童相談員、女性相談支援員、養育支援員及び関係機関で支援体制を整え、相談支援を行い、孤立防止に努めています。また、困り感をもつ子どもや家庭が孤立しないよう、貧困対策支援員(スクールソーシャルワーカー)や教育相談員を配置し、家庭へのアプローチを行い、課題の解決に向け必要な支援へつないでいます。

【課題】 家庭が抱える困難の複雑化に対しNPO等民間団体も含めた地域資源との連携

### ② 地域での子ども・子育て家庭の見守り

- ・社会福祉協議会が16自治会で「地域支え合い委員会」を開催し、気になる世帯の共有や見守り支援、地域のつながりなどについて話し合いを行っています。また、主任児童委員が、学校や教育委員会などの連絡会に出席し、地域の民生児童委員などと連携をとりながら、見守り等が必要な子や世帯へ対応を行っています。

【課題】 自治会の未加入世帯等が増えたことで、地域や民生児童委員が把握出来ていない子どもたちの増加

### 3. 実施状況と課題のまとめ

#### 【教育・保育施設等の円滑な利用の確保】

- ・第2期計画期間では、令和2年度まで待機児童が100人を超える状況にあり、待機児童の解消が大きな課題となっていました。そのため、既存園の増改築、新規園の整備等を行い、定員を増やしたことで待機児童は減少し、令和6年4月では16人となっています。しかし、保育者不足により、年間を通して定員の受け入れが出来ていないことが課題となっています。

#### 【子どもの居場所づくり】

- ・放課後児童クラブについて、第2期計画のニーズを踏まえ整備を行ってきましたが、見込み以上に利用ニーズが上回っている状況にあります。そのため、放課後児童クラブを含めた多様なこどもの居場所の確保が課題になっており、第3期計画では、放課後児童クラブの新設、学校やムラヤー(自治公民館等)等の活用を学校区毎に検証し、中高生の居場所の確保も併せて検討を行う必要があります。

#### 【教育・保育の質の確保】

- ・公立幼稚園の認定こども園移行を進め、令和4年度に幼児教育センターを設置し、教育・保育の質の確保・向上に取り組んできました。更なる充実を図るため、第3期計画においても取組を強化します。また、公立認定こども園と公私連携型認定こども園においては、市内の教育・保育施設の拠点施設と位置づけ、引き続き、幼児教育センターと連携し、教育・保育の質の確保・向上を図る必要があります。

#### 【交流による子育て支援の充実】

- ・子育て家庭の相談や交流機会の確保を図るために、地域子育て支援センター及びこども園における子育て支援事業の充実を図ると共に、地域の児童館を活用した「子育て広場ないろわくわく」を実施し、子育て中の市民が、子育ての悩みや不安等を気軽に相談できるような取組を行ってきました。
- しかしながら、ニーズ調査結果をみると、子育て家庭の3割程度が子育てで孤立を感じており、子育て家庭の相談や交流機会について更なる充実を図る必要があります。

#### 【相談、情報提供の充実】

- ・相談機能の連携体制の強化と充実のため、令和5年度にこども相談課を設置し、相談機能の充実を図り、福祉部局と教育部局だけではなく、関係機関も含めた連携の強化を行ってきました。
- 第3期計画においては、更なる相談機能の連携体制の強化と充実を図るため、支援に関わる支援者の資質向上に取り組むと共に、対象者の情報共有のあり方について検討を行う必要があります。

#### 【母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進】

- ・令和2年度に、母子健康包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援を行ってきました。また、法律で定められた1歳6か月児健診、3歳児健診に加え、市独自の2か月児訪問、4か月児健診、7か月児健康相談、10か月児健診、2歳児健康相談等の実施や就学時健康診断を実施し、保護者の不安軽減や子どもの健やかな健康づくり等、必要な支援を行っています。第3期計画においても、引き続き同様の取組を行っていく必要があります。

### 【児童虐待防止対策の充実】

- ・児童虐待防止対策としては、令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、また、令和6年度からは「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し「こども家庭センター」として、相談体制を強化してきました。  
第3期計画においては、複雑多様化する生活課題に対応するため、相談体制の更なる強化を目指し、支援に関わる支援者の資質向上に取り組む必要があります。

### 【ひとり親家庭の支援の充実】

- ・ひとり親家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、国の制度に基づく必要な給付を行い、経済的安定を支援するため、情報の提供等の取組を行ってきました。第3期計画においても引き続き同様の取組を行っていきます。

### 【特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実】

- ・特別な支援が必要な子どもに対する支援については、保護者、教育・保育施設、学校、福祉部局と教育部局及び関係機関が連携し、様々な取組を行ってきました。しかしながら、特別な支援を要する子どもが年々増加傾向にあるため、相談支援体制の充実・強化及び支援に関わる支援者の資質向上に取り組む必要があります。

### 【子どもの貧困対策】

- ・子どもの貧困対策支援員(スクールソーシャルワーカー)を中心に、教育・保育施設、学校、福祉部局及び教育部局、関係機関が連携し、生活困窮世帯や困難を抱える家庭への働きかけ等の支援を行ってきました。しかしながら、家庭が抱える問題が複雑・多様化しており、支援体制の強化及び支援に関わる支援者の資質向上に取り組む必要があります。

### 【地域みんなのつながりで子どもを育てる環境づくり】

- ・子どもと地域のつながりをつくるため、コミュニティ・スクールの設置、各地域におけるまちづくり交流会の開催等の取組を行ってきました。しかしながら、地域のつながりの希薄化が課題となっており、地域に合わせたムラヤー(自治公民館等)の活性化、子どもを中心とした関係者間の連携・強化等に取り組む必要があります。

### 【子どもたちの夢や可能性を広げる環境づくり】

- ・(仮称)こどものまち推進委員会の開催、こども版<sup>ていーだ</sup>上がり太陽プラン(こども提案型)の実施等、子どもたちがまちづくりに参画する機会を創出してきました。また、令和5年4月に、「こども家庭庁」が創設され、“こどもまんなか社会の実現”に向けた取組が掲げられ、子どもの権利を尊重し、子どもの視点に立って意見を聞きながら、子ども・若者・子育て家庭への支援施策を図っていくことが示されました。第3期計画においては、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるような環境づくりに努め、国や県の施策と連携した取組を行う必要があります。

### 【一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる環境づくり】

- ・地域共生社会の理解・啓発、多様性を認め合う講演会の実施等の取組を行ってきました。第3期計画においては、こども大綱に示された「一人ひとりがひとしく将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をできる環境づくり」を目指し、様々な取組を行う必要があります。



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、こどもの権利の尊重及び、こども・若者の声の把握による「こども・若者の社会参画・意見反映」が重視されています。また、子ども・子育て支援事業計画策定の基本指針では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方が示されています。

本計画の前身である「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念に「(1)子どもたちの幸福と最大の利益の尊重」と「(2)子どもを産み育てやすい環境の実現」を掲げていました。また、「南城市こどものまち推進プラン」では、「こどものまち推進施策の展開で大切にしたいこと」として、「地域全体での取り組みを推進し地域の“絆”を深める」と「子どもたちとともに推進し自己肯定感を育む」を掲げていました。

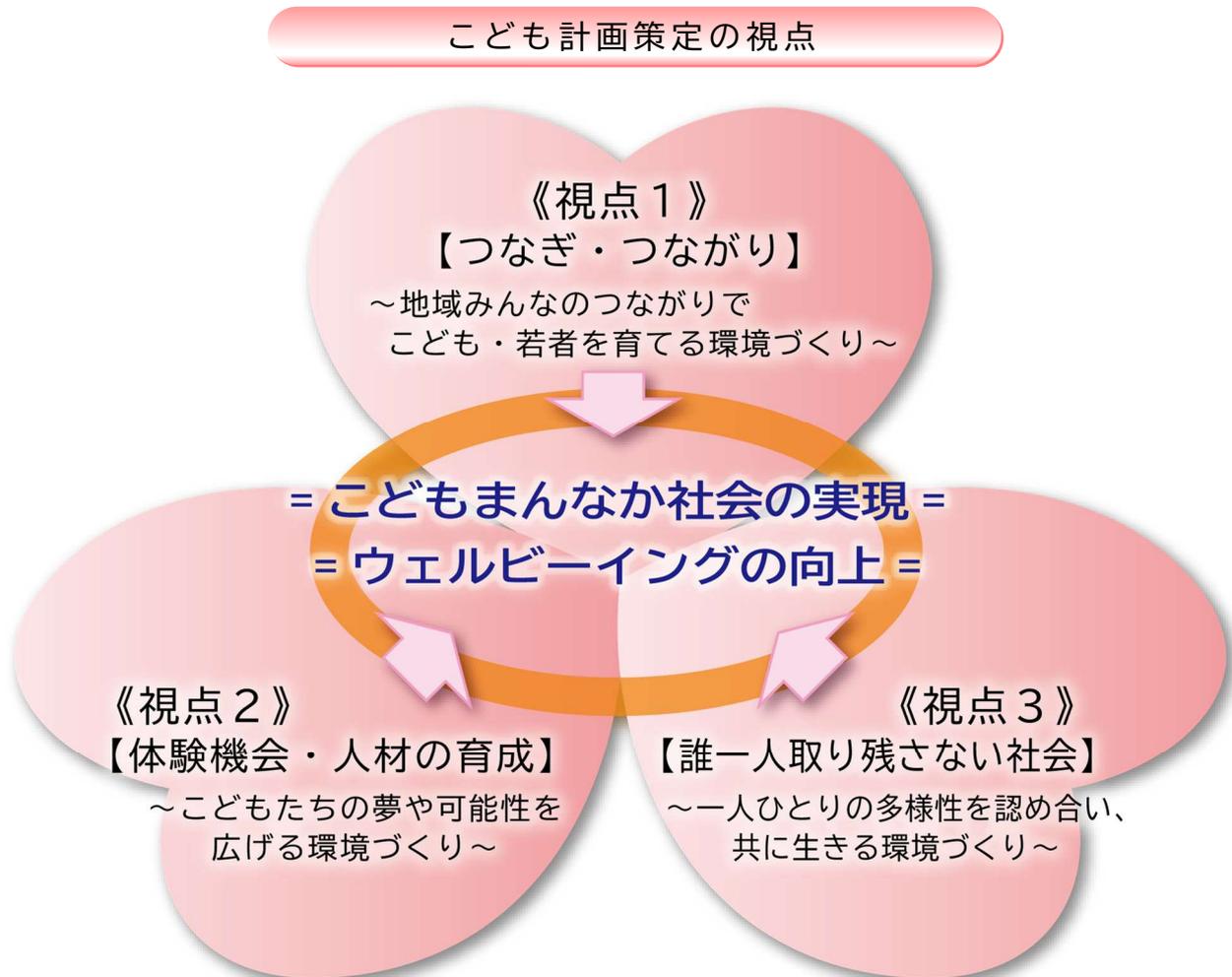
本計画では、こども・若者の権利を尊重すると共に、すべてのこども・若者の利益を最善に考え、社会参画と意見反映を実現していくこと及び子育て家庭が安心して子育てしていける環境づくりを推進する観点から、以下を計画の理念とします。

#### 基本理念

みんなが<sup>ゆる</sup>緩やかにつながり こども・若者が幸福を  
実感できるハートのまち 南城

## 2. 計画の視点

本計画の施策は、以下の3つの視点を掲げ、推進を図ります。



### 3. 計画の基本目標

基本理念を達成するため、以下の目標に基づいて施策を掲げます。

#### 基本目標1 子ども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

子ども・若者自身や子ども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、子ども・若者の権利を守り、尊重していくことが重要です。

子ども基本法の趣旨について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

「児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」と言う)」の4つの原則である「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」について周知を図ると共に、特に「子どもの意見の尊重」を重視し、子ども・若者が意見表明し、社会参画につながる機会づくりを推進します。

#### 基本目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

子ども達の興味の範囲を広げ、様々な体験を通して、失敗や成功を経験することが大切であるほか、小さな成功体験の積み重ねによる“自己肯定感の向上”にもつながります。

子どもの夢や可能性を広げ、主体性を育むために、行政や関係機関、地域、企業、団体が連携・協働して様々な体験機会を創出します。

また、遊び・学び・体験の機会となる場所の確保を図っていきます。

#### 基本目標3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

安心して子どもを産み育てていくためには、妊娠、出産とその後の母と子の健康保持・増進を図る母子保健事業の充実が不可欠です。また、若者までのライフステージを通した健康保持・増進も図る必要があります。

母子保健事業等による各種健診や相談、訪問、発達支援、養育支援等を、子どもの発達段階に応じてきめ細かく実施するほか、産前産後からの切れ目のない支援の充実を図ります。さらに、食育や思春期保健対策についても、各関係機関・部署と連携しながら、取組を強化していきます。

#### 基本目標4 多様な環境にある子ども・若者への支援

子どもの権利条約では、子ども達の生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが等しく生きる権利、等しく育つ権利、等しく守られる権利、等しく参加する権利が保障されています。一人ひとりの子どもが心身共に健やかに育ち、教育をはじめとする様々な機会が等しく保障されるためには、多様性を認め合い、夢や希望に向かっていける環境づくりが必要となります。

誰一人取り残さない社会の実現に向けて、困難さを抱える子や家庭への相談から寄り添い支援を行う体制をつくと共に、子どもの貧困対策、障がい児支援、児童虐待防止、不登校・いじめ・ヤングケアラー対策、自殺予防、養護が必要な子どもの支援を行い、すべての子ども達が自分らしく生きていくことのできる環境づくりを目指します。

## **基本目標5 こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実**

教育・保育施設や学校は、安心できる環境の中で、他者と関わりながら育つ大切な居場所です。

こどもの最善の利益の実現を図る観点から、こども達一人ひとりに対するきめ細かな乳幼児期の教育・保育、小中学校の学校教育について、保育者、教職員の資質の向上を図り、働き方改革等を推進し、それぞれの職場環境の充実に努めると共に、保護者への家庭教育の理解を深める取組を推進します。

また、既存の放課後児童クラブ(学童クラブ)や児童館の利用だけではなく、こども達が安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

## **基本目標6 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり**

思春期と青年期の若者世代は、未来を担う「将来の大人」でもあります。また、こども・若者は、かけがえのない「今」を生きており、若者世代にとって、「学び・働き・暮らし」やすい環境づくりを行うと共に、こどもを産み育て、暮らし続けたいと思えるまちとなるように、各種支援の充実に努めます。

## **基本目標7 子育て家庭への支援の充実**

子育て家庭が、安心してこどもを産み、育てていくためには、子育てを行う保護者が孤立せず、身近な地域で相談や子育て支援が受けられる環境が必要です。

こども家庭センターを中心とした相談支援体制を拡充すると共に、地域子育て支援センターをはじめとした地域での相談・交流機会の確保を図ります。また、共働き・共育のためにワークライフ・バランスに関する啓発を職場に行うほか、ひとり親家庭に対する支援の充実に努めます。

## **基本目標8 こども施策を推進するために必要な事項**

こどもが地域に愛着を持ち、地域の人とのつながりの中で育つことは、協調性や社会性、支え合いの心を育む上で大切なことです。こども達を地域のつながりの中心に据えて、支え合いや世代間の交流などを通して、ネットワークを強化し、家庭・地域・企業・行政・市民それぞれが“自分たちにできること”を考え、主体的に取り組む環境づくりを推進します。

こども施策を推進する上では、幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援者等の人材の確保に努め、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

#### 4. 施策の体系

基本理念	計画の視点	基本目標	施策項目
<p>みんなが緩やかにつながり こども・若者が幸福を実感できるハートのまち 南城</p>	<p>視点1 【つなぎ・つながり】</p>	1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり	(1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発 (2)こども・若者の参画機会づくり
		2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	(1)こどもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出 (2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保
		3. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実
			(2)こどもの健康支援
			(3)こども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援
			(4)食育の推進
			(5)思春期保健対策の充実
		視点2 【体験機会・人材の育成】	4. 多様な環境にあるこども・若者への支援
	(2)こどもの貧困対策の充実		
	(3)障がい児支援・医療的ケア児等への支援		
	(4)児童虐待防止対策の充実		
	(5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実		
	(6)児童生徒・若者の自殺予防		
	(7)養護が必要なこどもへの対応充実		
	視点3 【誰一人取り残さない社会】	5. こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実	(1)幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進
			(2)児童生徒への教育の充実
			(3)こどもの居場所づくり
	6. 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり	(1)教育に係る経済的支援	
		(2)若者の就労支援の充実	
		(3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実	
	7. 子育て家庭への支援の充実	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
		(2)教育・保育サービスの充実	
		(3)相談、情報提供の充実	
		(4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実	
(5)共働き・子育てのための環境づくり啓発			
(6)ひとり親家庭への支援			
8. こども施策を推進するために必要な事項	(1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開		
	(2)人材の確保の推進		

## 5. 重点施策

### (重点施策1)こども・若者の参画機会づくり (基本目標1(2))

こども達が、まちづくりに対する参画意識を高め、主体的に地域のことを考えた提案や実践をすることで、「自分たちの意見で“未来をつくっている”」という実感と達成感を得られるよう努めます。

### (重点施策2)こども達への相談支援・寄り添い支援の充実 (基本目標4(1))

こども達の不安や困りごとなどに耳を傾け、助言や支援へとつなぐ体制の充実を図ります。

こども基本法及びこども大綱に掲げられている「こどもまんなか社会」の実現のため、大人がこどもの声に耳を傾ける意識啓発について、こども家庭庁の取組を発信するなど、周知・啓発を行います。

特に、こども達に対しては、こども達自身の困り感をいつでも気軽に相談できる様に、学校や市内における相談先等について、分かりやすく周知する取組を行います。

### (重点施策3)こどもの貧困対策の充実 (基本目標4(2))

生活困窮世帯のこども支援のため、相談や食事支援、学習支援等のこどもの社会生活体験の機会創出、こどもの自主性や社会性、創造性を高める支援の提供できる「こどもの居場所」の機能の充実を図ります。

また、地域、学校、行政、教育・保育施設や関係する団体などが連携し、生活困窮世帯のこどもの把握に努め、孤立化を防ぎ、必要な支援が対象者に届くよう、関係機関の情報共有、連絡調整を強化します。

### (重点施策4)障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (基本目標4(3))

障がい児への支援充実と共に、発達支援や医療的ケア児への支援について、保健・福祉・教育・保育などと連携し、地域で安心して過ごせる環境づくりを行います。

特に、配慮を要する子への支援に係る関係機関の体制づくりを推進するため、教育部局と福祉部局が更なる連携強化を行うことで切れ目のない支援体制の構築を目指すと共に、発達段階に応じて、行政、教育・保育施設、学校、保護者、サービス事業者等の関係者が、一体的に支援を実施できるような体制の整備に向けた取組を行います。

教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への移行期においては、就学先・進学先に丁寧に引き継ぎ、一貫した支援体制の充実を図り、つなぎの情報(心理相談時の情報やこどもの状態など)が、関係機関(者)に引き継がれていく新たな情報共有の仕組みを検討します。

### (重点施策5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実 (基本目標4(5))

こどもの不登校、いじめ、ヤングケアラーの支援及び若者のひきこもり支援を充実し、誰一人取り残さない地域づくりを推進します。

特に、不登校対策を重視し、学校生活への適応に悩む児童生徒や保護者の支援について、教育相談員や不登校支援員の配置、ハート教室、校内自立支援教室の設置など、相談対応と関係機関の連携による支援充実を図ります。また、社会的自立を目指し、学校とICT(情報通信技術)ツールを活用して連携強化を図りながら不登校・登校しぶりのある児童生徒等への支援に取り組めます。

### (重点施策6)こどもの居場所づくり (基本目標5(3))

子ども達が安心して遊び、学び、過ごすことができる居場所の確保のため、放課後児童対策をはじめとする居場所づくりを推進します。

小学生及び中高生の放課後等の居場所について、居場所のニーズや地域資源等を学校単位で検証し、学校やムラヤー(自治公民館等)等の活用も含めた確保策の検討を行うほか、計画中のこどもから高齢者までの幅広い年齢層が集える新しいまちづくり交流拠点となる複合施設内にこどもの居場所を確保します。

### (重点施策7)相談、情報提供の充実 (基本目標7(3))

子どもや子育て家庭の困りごとについて、気軽な相談から専門的な相談までを受け、必要な支援へとつなぐ相談体制や情報提供の充実を図ります。

令和6年度に設置した「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うと共に、母子保健・児童福祉・教育等の関係機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援するネットワークの構築に取り組みます。

こども家庭センターの設置に伴い、統括支援員を配置し母子保健機能と児童福祉機能の両機能が一体となって、合同のケース検討を行うなど、相談支援等の包括的な切れ目ない支援を実施します。

また、地域子育て支援センターや認定こども園等と連携し、子育て世帯により身近な場での相談体制の強化に取り組みます。

### (重点施策8)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実 (基本目標7(4))

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て不安の解消を図るため、身近な地域での子育て支援を充実します。

養育支援の取組の充実を図るため、支援が必要な家庭に対し、養育支援員の訪問による育児・養育指導や相談等を行う「養育支援訪問事業」、養育困難家庭への家事援助等を行う「子育て世帯訪問支援事業」、ペアレントトレーニング等を行う「親子関係形成支援事業」等を実施し、子育てに不安のある世帯等の支援を行います。

### (重点施策9)人材の確保の推進 (基本目標8(2))

教育・保育サービスや放課後の居場所、子育て支援における人材の確保を図り、こどもと子育て家庭が見守られ、安心できる環境づくりに努めます。

特に、国や県の各種補助事業を活用して保育者等の確保に努め、市独自の給付金等の創設についても検討し、市内の教育・保育施設と連携しながら保育者等の確保に努めます。

## 6. 基本目標ごとの各施策一覧

### (1)基本目標1：子ども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)子ども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発	・子どもの権利について理解促進と普及啓発を図るための情報を発信します。
(2)子ども・若者の参画機会づくり ①(仮称)子ども・若者未来会議の実施 ②子ども版上がり太陽プランの実施 ③子ども達の議場見学の実施 ④子どもの参画についての周知・広報	★子ども・若者がまちづくりに関して話し合い、意見を表明する機会を確保します。 ★子ども提案型のまちづくりの機会を提供し、子ども目線での提案機会を確保します。 ★市議会の「議場見学」実施と、子ども達の模擬議会等による議論・議案採決体験を確保します。

### (2)基本目標2：多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)子どもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出 ①多様な体験機会の創出 ②仕事体験や経済を学ぶ機会の確保 ③ICT(情報通信技術)を活用した体験機会の創出	★本市出身の英雄である尚巴志を題材にした紙芝居による歴史文化に触れる機会を確保します。 ★プロの演奏家を派遣し、生の音楽芸術を通して、豊かな創造性や感性を育み、文化に触れる機会を提供します。 ★ICT(情報通信技術)を活用した情報発信と新たな交流等の体験機会を創出します。
(2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保 ①魅力ある公園づくり ②自然を活用した遊び体験機会の提供 ③放課後の居場所における体験機会の充実 ④市立図書館の充実 ⑤まちづくり交流拠点施設の整備	★公園でのキャンプや親子での星空観察会などのイベント機会を提供します。(指定管理事業所による実施) ★図書館機能や遊び場機能を有した複合施設を整備します。 ★子どもから高齢者までの幅広い年齢層が集える新しいまちづくり交流拠点となる複合施設を整備します。

### (3)基本目標3：子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実 ①子ども家庭センターにおける相談と切れ目のない支援の充実 ②妊娠、出産、育児への支援	★本市では「子ども相談課」を設置しており、この課を中心とした「子ども家庭センター」において、包括的な切れ目のない支援を行います。 ★プレママ教室を開催し、妊娠期から産後までを安心して過ごせるように、妊娠中のからだのことや母乳のこと、出産、子育てに関する学習や相談を行います。
(2)子どもの健康支援 ①子どもの健康診査及び相談等の実施 ②予防接種の推進 ③発達相談の推進	★市独自の2か月児訪問、4か月児健診、7か月児健康相談、10か月児健診、2歳児健康相談等を実施し、保護者の不安軽減や子どもの健やかな健康づくりを支援します。 ★予防接種の費用助成を行うことで子どもの病気を予防し、健やかな健康を支援します。 ★健診や健康相談の機会に心理士を配置し、発達が気になる子どもの相談を行います。また、保育所や放課後児童クラブにおいて心理士の巡回相談を行います。
(3)子ども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援	★中学生への生活習慣病予防健診を実施するほか、若者健診の実施及び受診勧奨を行い、生活習慣病予防等の保健指導を行います。

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(4)食育の推進 ①食育指導の推進 ②学校における食育の推進 ③給食における農作物の地産地消の促進	★小児生活習慣病予防健診の結果説明会において、体の成長に必要な食や将来の生活習慣病予防のための食について支援を行います。 ★「弁当の日」を通して食育の推進を図ります。 ★市内産の農作物を学校給食の献立に取り入れるなど、地産地消による食育を推進します。
(5)思春期保健対策の充実 ①思春期保健の推進 ②乳幼児触れ合い体験の推進 ③飲酒、喫煙、薬物使用等の害に関する啓発	・思春期における健康・保持増進を図ると共に、こどもと触れ合う機会を確保するなど、思春期保健対策を行います。

#### (4)基本目標4：多様な環境にあるこども・若者への支援

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)こども達への相談支援・寄り添い支援の充実 ①相談及び支援体制の充実 ②こどもの声の把握に関する意識啓発	★令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、こども・若者や子育て家庭、妊産婦に対する相談を母子保健と児童福祉の両分野の支援を一体的に行い、関係機関の連携を強化します。
(2)こどもの貧困対策の充実 ①こどもの居場所づくり ②生活困窮世帯のこどもを支援するネットワークづくり ③就学援助制度の周知・普及	★「こどもの居場所」を確保し、必要な支援へとつなぐ体制の充実を図ります。 ★中学校区単位に、貧困対策支援員を配置し、関係機関の情報共有、連絡調整を強化します。 ★新小学1年生、新中学1年生で、対象になる児童生徒に、入学前に新入学生学用品費の支給を行います。
(3)障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ①障がい児支援の充実 ②巡回等による相談や指導の充実 ③医療的ケア児等への支援 ④配慮を要する子への支援に係る関係機関の体制づくり ⑤その他の支援の充実 ⑥各種手当や助成制度について	★加配の保育者等を配置した保育所等に対し、市単独事業で引き続き助成を行います。 ★教育委員会内に専門的知識、技能、資格等を有する「特別支援教育コーディネーター」を配置し、相談支援等の強化を図ります。 ★関係機関が連携した切れ目のない支援の強化を図ります。 ★教育部局と福祉部局の更なる連携強化に向け、幼児教育センターの事業として取り組みます。
(4)児童虐待防止対策の充実 ①児童虐待防止対策の強化 ②南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実 ③児童虐待予防のための啓発・広報の充実 ④こどもに関わる保育者・教員等への児童虐待防止に関する研修の実施 ⑤家庭支援事業を活用した養育支援等の充実	★令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、こども・若者や子育て家庭、妊産婦に対する相談を母子保健と児童福祉の両分野の支援を一体的に行い、関係機関の連携を強化しています。 ・養育支援が必要な家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業により、育児・養育指導等を行います。
(5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実 ①不登校対策 ②いじめ防止対策 ③ヤングケアラー対策 ④若者のひきこもり	★不登校対策として、教育相談員や不登校支援員の配置、ハート教室、校内自立支援教室の設置など、相談対応と関係機関の連携による支援充実を図ります。 ★南城市いじめ問題対策連絡協議会等と各学校の「いじめ防止基本方針」とを連動させ、いじめの未然防止を図ります。 ★本人や家族への相談支援、訪問による寄り添い支援、地域参加の支援等について、多機関協働による支援体制の構築を目指します。

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(6)児童生徒・若者の自殺予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の心の健康の保持にかかる教育の推進に努めます。</li> <li>・若者の自殺についても心の健康保持及び相談支援の観点から自殺予防に努めます。</li> </ul>
(7)養護が必要なこどもへの対応充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護を必要とするこどもへの対応として、児童相談所、児童養護施設及び県の里親支援センター等、関係機関との連携により支援します。</li> </ul>

#### (5)基本目標5：こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進 ①教育・保育施設等における教育・保育の一体的提供の推進 ②教育・保育の質の向上 ③保幼小連携の推進	★教育部局と福祉部局が連携して設置した「幼児教育センター」の幼児教育アドバイザー、幼児教育推進コーディネーター等を中心に取組みを推進します。
(2)児童生徒への教育の充実 ①確かな学力の保証 ②豊かな情操と道徳心を培う教育の推進 ③健やかな体を育む教育の推進 ④個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ⑤保護者への家庭教育支援の充実 ⑥外国につながる児童・生徒への支援・配慮 ⑦教職員の資質向上	★地域素材を活用した教科や総合的な学習の時間の充実に取り組みます。  ★教育部局と福祉部局が連携して設置した「幼児教育センター」の幼児教育アドバイザー、幼児教育推進コーディネーター等を中心に保幼小連携の取組を強化します。
(3)こどもの居場所づくり ①放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実 ②放課後子ども教室の充実 ③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施 ④多様な居場所の確保	★小学生及び中高生の放課後等の居場所について、居場所のニーズや地域資源等を学校単位で検証し、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校や公民館(ムラヤー)等の活用等、多様なこどもの居場所の確保に向けた取組を行います。

#### (6)基本目標6：若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)教育に係る経済的支援 ①給付型奨学金の実施 ②奨学金制度の周知・広報	★若者が経済的理由で高等教育機関への進学を断念することがないように、給付型奨学金を実施します。
(2)若者の就労支援の充実	★雇用創出サポートセンターにおける求人情報提供のほか、企業とのマッチング、キャリアコンサルティングを行い、若者の就労支援に努めます。
(3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実 ①結婚新生活支援事業の実施 ②南城市三世代同居支援補助金の実施	★結婚を機に新生活を迎える新婚世帯へ、住居費や引越し費用の一部を補助します。  ★三世代が本市に同居または近隣に居住(近居)するための費用の一部を補助します。

(7)基本目標7：子育て家庭への支援の充実

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ①各種手当や助成による経済的負担の軽減	・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、各種助成や手当を支援します。
(2)教育・保育サービスの充実 ①教育・保育施設での受け皿の確保 ②保育所における5歳児保育の拡充 ③一時預かり事業(幼稚園型)の充実 ④外国につながる幼児への支援・配慮 ⑤乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	★子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援するために、親の就労状況に関わらず0～2歳児の受け入れに向けて取り組みます。
(3)相談、情報提供の充実 ①相談機能の充実 ②情報提供の充実	★令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、こども・若者や子育て家庭、妊産婦に対する相談を母子保健と児童福祉の両分野の支援を一体的に行い、関係機関の連携を強化します。
(4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実 ①子育て家庭の孤立防止 ②地域でのこどもや子育て家庭の見守り ③子育て支援、養育支援の取組の充実 ④地域子育て支援機能の充実 ⑤子育て広場や子育て講座の実施 ⑥地域子ども・子育て支援事業の推進	★児童館で「子育て広場 なないろわくわく」を開催し、子育て家庭に様々な体験機会を提供します。  ・子育て支援、養育支援の取組の充実を図るため、地域子育て支援センターを今後も継続すると共に、支援が必要な家庭に対し、養育支援員の訪問による育児・養育指導や相談等を拡充します。
(5)共働き・子育てのための環境づくり啓発	・子育て家庭が仕事と子育て及び家庭生活を両立していくために、共働き・子育てに関する意識の啓発を行います。
(6)ひとり親家庭への支援 ①ひとり親家庭への支援 ②母子寡婦福祉会の活動支援	・ひとり親家庭が地域で安心して子育てや生活を続けていくように、経済的支援や自立支援を図ります。

(8)基本目標8：こども施策を推進するために必要な事項

施策項目	主な取組（★は市の特徴的な取組）
(1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開 ①コミュニティ・スクールの実施 ②ムラヤー(自治公民館等)を中心とした地域のつながりの拡充 ③プラットフォームの設置 ④地域で支え合える仕組みづくり ⑤こどもの声を聴く機会の拡充、意識啓発	★市内全小中学校において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を設置します。  ★ムラヤー利活用戦略に基づき、地域に合わせたムラヤーの活性化を図られるよう取組を進めます。  ★こどものための取組を企画・推進する連絡調整・連携の場となる「プラットフォーム」の構築を目指します。  ★市民が参加できる様々な場を創出し、次代を担うこども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。
(2)人材の確保の推進 ①保育者等の確保 ②幼児教育アドバイザーの配置 ③放課後の居場所における人材確保 ④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保 ⑤地域人材確保のための仕組みづくり	★独自の補助金として「保育士就職支援給付金」を支給します。  ★幼児教育アドバイザーを今後も継続して配置します。  ★「まちづくり交流会」の定期的な開催を行い、課題を共有する場を設け、地域の力で課題解決に向けて取り組む仕組みの構築を図ります。



# ライフステージ別に見る施策の体系

妊娠前

妊娠期

乳幼児期（0～5歳）

小学生（6～11歳）

中学生・高校世代（12～17歳）

若者（18～39歳）

## 1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

(1)こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発

(2)こども・若者の参画機会づくり

## 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1)こどもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出

(2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保

## 3. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(1)妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実

(2)こどもの健康支援

(3)こども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援

(5)思春期保健対策の充実

(4)食育の推進

## 4. 多様な環境にあるこども・若者への支援

(1)こども達への相談支援・寄り添い支援の充実

(2)こどもの貧困対策の充実

(3)障がい児支援・医療的ケア児等への支援

(4)児童虐待防止対策の充実

(5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実

(6)児童生徒・若者の自殺予防

(7)養護が必要なこどもへの対応充実

## 5. こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

(1)幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進

(2)児童生徒への教育の充実

(3)こどもの居場所づくり

## 6. 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり

(1)教育に係る経済的支援

(2)若者の就労支援の充実

(3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実

## 7. 子育て家庭への支援の充実

(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(2)教育・保育サービスの充実

(3)相談、情報提供の充実

(4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実

(5)共働き・共育のための環境づくり啓発

(6)ひとり親家庭への支援

## 8. こども施策を推進するために必要な事項

(1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開

(2)人材の確保の推進



## 第5章 こども計画の具体的施策

### 1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

#### (1) こども・若者が権利の主体であることへの理解促進と普及啓発

国のこども基本法及びこども大綱を踏まえ、こども・若者の権利と尊厳が尊重され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を発揮していけるように、こどもの権利についての理解促進と普及啓発を行います。

#### (2) こども・若者の参画機会づくり

こども達が、まちづくりに対する参画意識を高め、主体的に地域のことを考えた提案や実践をすることで、「自分たちの意見で“未来をつくっている”」という実感と達成感を得られるよう努めます。

##### ①(仮称)こども・若者未来会議の実施

「(仮称)こどものまち推進委員会」を拡充し「(仮称)こども・若者未来会議」を新設し、こども・若者がまちづくりについて話し合い、行政施策の検討に参画できる場を創出し、こども・若者が意見を表明する機会の確保を図ります。

また、学校における地域学習等で、「南城市こどものまち宣言」の周知・啓発を図り、こどもが意見を言う機会を確保し、主体的に地域のことを考えた提案や実践につなげていきます。

##### ②こども版上がり<sup>てい-だ</sup>太陽プランの実施

こども達が考えるこども提案型のまちづくり事業「こども版上がり<sup>てい-だ</sup>太陽プラン」を継続し、こども目線での提案機会を確保します。

##### ③こども達の議場見学の実施

未来を担うこども達に行政と議会のしくみを学んでもらい、市政や議会活動、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的に、「議場見学」を実施します。見学時に、参加者による模擬議会等を実施し、こども達が議論を行い、議案採決を体験することで、行政と議会のしくみを理解し、興味を抱いてもらえるような取組を行います。

##### ④こどもの参画についての周知・広報

こどもの参画を推進するために、こども基本法や子どもの権利条約に掲げられた内容を学習する機会を確保し、その取組を保護者へ発信することで「こどもが参画する権利」について意識啓発を図ります。

◎基本目標1に関連する子ども・若者の声

- ・すべての子どもを平等に扱ってほしい。(小学生)
- ・子どものことを決めるとき、子どもの意見を聞く。(中学生)
- ・子どもへの支援は皆、平等にしてほしい。(青年期)
- ・障がいを持っている人も平等な社会にしてほしい。(青年期)

## 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### (1) こどもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出

こども達一人ひとりの可能性や興味を広げ、豊かな人間性や社会性を育めるよう、自ら主体的に関わる体験機会を創出します。

#### ① 多様な体験機会の創出

市内の既存資源の活用、団体等との連携による自然・文化・歴史体験機会を創出します。

本市出身の英雄である尚巴志を題材にした紙芝居「尚巴志の紙芝居学校アウトリーチ事業」を継続して実施し、歴史文化に触れる機会を提供します。

シュガーホールにおいて開催される演奏会や市の事業に関わりのあるプロの演奏家が市内中学校へ出向いて演奏する「中学生ワークショップ」では、普段触れることのないクラシック音楽をはじめとする生の音楽芸術を通して、豊かな創造性や感性を育み、文化に触れる機会を提供します。

南城市の歴史や文化を知る上で貴重な資料や記録を未来へ向けて継承し、多くの人びとに活用してもらうことを目的として整備されたなんじょうデジタルアーカイブを活用した授業を推進し、各学校での地域の有形・無形の文化財等を活かした教育活動の充実を図ります。

こども達が心の豊かさと明確な自己表現力を培い、国際社会に適応する能力、資質の向上を図るため、異文化交流・国際交流の機会を提供します。

本市出身の先輩、著名人、企業及び地域団体と連携した社会人講話等を開催し、こども達の将来へのイメージが広がる機会を提供します。

#### ② 仕事体験や経済を学ぶ機会の確保

市内の企業等と連携し、職場見学等の現場の体験活動や、「税金」や「経済」といったテーマを設定し、生徒自身が興味・関心のある課題に取り組むPBL授業(問題解決型授業)の導入等、こども達が仕事や経済について学ぶ機会を提供し、こども達の可能性を広げるための機会づくりを推進します。

地域連携型のキャリア教育を推進し、小中学校が連携し、探求型の学習活動を行うことにより、自己肯定感を高め、児童生徒の一人一人のキャリア形成と自己実現につなげるように進めます。

#### ③ ICT(情報通信技術)を活用した体験機会の創出

市内小中学校に整備されたGIGA端末を活用したオンラインでの交流、eスポーツ等を通じた交流等、ICT(情報通信技術)を活用した情報発信と新たな交流等の体験機会を創出します。

## (2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保

遊び場や学びの場の充実を図り、親と子が共に成長する環境づくりに努めます。

### ①魅力ある公園づくり

公園がこどもの遊び場であると共に、世代を超えた市民が集う、魅力ある場となるよう「南城市公園・緑地再整備計画」に基づき、計画的な改修事業の導入や適切な維持管理を行います。公園施設の改修(機能強化・長寿命化)にあたっては、遊具やトイレ、休憩場所等のだれもが遊べる、利用しやすいデザインに配慮し、子育て環境の向上を図ります。沿岸部に位置する公園は、海岸や護岸と一体となった親水空間の形成を図るなど、その公園の特性に応じた整備を推進します。

また、指定管理者制度を導入した公園については、指定管理事業者によるキャンプや親子での星空観察会などのイベント実施を継続し、公園を活用した体験機会の確保に努めます。

### ②自然を活用した遊び体験機会の提供

市内の豊かな自然を活用した遊びや体験機会の創出を検討し、こども達に自然体験活動を提供できるように努めます。

また、市内にある沖縄県立玉城青少年の家で実施される自然の中での遊びや体験活動の周知に努めます。

### ③放課後の居場所における体験機会の充実

児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、ムラヤー(自治公民館等)等の放課後の居場所において、様々な体験活動の確保を図り、こども達の体験活動の充実を図ります。

また、体験活動に携わる地域人材確保に向けた仕組みの構築を図ります。

### ④市立図書館の充実

書籍の充実のほか、図書館が「親子で楽しく集える場」となるよう市立図書館の充実を図ります。また、図書館機能や遊び場機能を有した複合施設の整備を推進します。

### ⑤まちづくり交流拠点施設の整備

こども達が遊べるプレイルームや健康スタジオ等、こどもから高齢者までの幅広い年齢層が集える新しいまちづくり交流拠点となる複合施設の建設を行います。

◎基本目標2に関連するこども・若者の声

- ・探検できる場所があったらいいな。(就学前児童)
- ・消防士やお医者さん、お巡りさん等お仕事の体験ができる場所があればいいな。(就学前児童)
- ・自然体験ができる場所があればいい。(小学生)
- ・勉強も大事だけど課外授業をもっと増やしてほしい。(青年期)
- ・こども向けイベントを開催してほしい。(特に土曜日)(若者世代)
- ・南城市の歴史、文化の魅力を発信してほしい。(青年期)
- ・おやつを食べながらおしゃべりがいっぱいできる場所。(就学前児童)
- ・静かな場所で絵本や図鑑など好きな本をいっぱい読むことができる場所があるといい。(就学前児童)
- ・海や山、川などで動物や虫、花を探したり、キャンプ等ができる場所がほしい。(就学前児童)
- ・室内で遊具や運動用具を使って遊べる場所。(就学前児童)
- ・インターネットが自由に使える場所がほしい。(小学生、中学生)
- ・屋外でスポーツや体を動かせる場所。(小学生、中学生)
- ・屋内での遊び場。(小学生、中学生)
- ・勉強や本が読める静かな場所。(小学生、中学生)
- ・友だちと遊ぶ場所がない。(小学生、中学生)
- ・気軽におしゃべりできる場所。(中学生)
- ・こどもが遊ぶ場所や遊具を増やしてほしい。(青年期)
- ・市立図書館、大きな図書館がほしい。(青年期、若者世代)
- ・屋内遊び場がほしい(若者世代)
- ・学びの場を作ってほしい。(図書館、自習スペース)(若者世代)
- ・公園や遊び場の増設、整備をしてほしい。(若者世代)
- ・こどもが安心して遊べる公園や遊具の整備をしてほしい。(若者世代)

### 3. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### (1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実

母親・保護者が安心してこどもを産み育てていけるよう、保健・医療に関連する相談から支援を行います。

##### ① こども家庭センターにおける相談と切れ目のない支援の充実

母子保健と児童福祉の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、両機能が一体となって相談支援等の包括的な切れ目ない支援を行います。

##### ② 妊娠、出産、育児への支援

###### ②-1 母子健康手帳の交付及び面談による相談支援の実施

母子手帳交付時や出生後の面談等の機会を活用し、早期から相談支援を行います。

令和5年2月より実施している伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業は、令和7年度から妊婦のための支援給付として法定化され実施します。

###### ②-2 妊婦健康診査の推進

妊婦や赤ちゃんの健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、また将来の生活習慣病予防のために、「妊婦健康診査」、「産婦健診事業」、「妊婦歯科健診事業」を実施します。

また、多胎妊婦に対する「多胎妊婦健康診査受診票」の交付を行います。

###### ②-3 プレママ教室の実施

妊娠期から産後までを安心して過ごせるように、妊娠中のからだのことや母乳のこと、出産、子育てに関する学習や相談を行います。

###### ②-4 支援が必要な妊産婦への継続的な支援の推進

支援が必要な妊産婦について、産前から産後までの個別支援を継続的に行い、妊産婦の健康の保持・増進を図ります。

妊娠高血圧や高血糖等の保健指導を行う必要がある妊産婦への支援、産後うつへの対応、妊娠、出産、育児の不安解消等に向けた支援を行います。

###### ②-5 産後ケア事業の推進

令和2年度から実施している「産後ケア事業」を今後も継続し、母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

## ②-6 妊産婦・新生児訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等の推進

母子健康手帳交付や妊産婦健康診査で把握した内容を元に、助産師・保健師による妊産婦・新生児訪問指導等を今後も継続して実施します。

妊娠、出産、育児等に必要な指導を行い、新生児の健康の保持増進を図ることを目的に新生児の発育、栄養、環境の確認や規則的な生活リズムの確立に向けた支援を行います。

また、母子保健推進員と連携し、子育てに関する相談や情報提供、母子の健康状態や養育環境等を把握し、きめ細かな子育て支援が行えるように取り組みます。併せて、こどもの事故予防に関する知識の普及を図ります。

## ②-7 ブックスタート事業の推進

4か月児健康診査時に本と触れ合う最初のきっかけを提供するために絵本の紹介や読みきかせを実施し、体験を通して「本と親しむきっかけづくり」や「絵本を通じた親子の絆づくり」につなげていきます。

また、読み聞かせを行う職員への読み聞かせ研修やプレゼントする絵本も月齢にあわせた魅力ある絵本選びに努めます。

## (2) こどもの健康支援

こどもの健康保持・増進を図ると共に、こどもが健やかに成長できるよう、関係課・関係機関が連携して妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

### ① こどもの健康診査及び相談等の実施

法律で定められた1歳6か月児健診、3歳児健診に加え、市独自の2か月児訪問、4か月児健診、7か月児健康相談、10か月児健診、2歳児健康相談等の実施や就学時健康診断を実施し、保護者の不安軽減やこどもの健やかな健康づくりを支援します。

### ② 予防接種の推進

予防接種の大切さについて周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

時期を逃さず計画通りスムーズに接種できるように努めます。特に接種率の低いものについてあらゆる場を通し周知拡大していきます。また、予防接種の費用助成を行うことでこどもの病気を予防し、健やかな健康を支援します。

### ③ 発達相談の推進

1歳6か月児及び3歳児健診、2歳児健康相談の機会に心理士を配置し、発達が気になるこどもの相談を行います。

また、健診以外にも個別相談の機会を設け、継続した発達相談が行えるように努めます。

教育・保育施設や放課後児童クラブに対しては、心理士による巡回相談を行い、発達に関する助言を保護者や保育者等へ行うほか、保健、福祉、教育分野に関わる部署での情報共有を図り、一人ひとりの発達状況や支援方法の確認等を行います。

### (3)こども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援

こども・若者世代の健康保持・増進を図るため、中学生への生活習慣病予防健診を実施するほか、若者健診の実施及び受診勧奨を行い、生活習慣病予防等の保健指導を行います。

### (4)食育の推進

栄養や食の観点からの指導や支援及び食の提供を通じてこども達が健やかに成長していけるように、保健分野や教育・保育施設、学校における食育の推進を行います。

#### ①食育指導の推進

乳幼児健康診査等での栄養相談のほか、小児生活習慣病予防健診の結果説明会において、体の成長に必要な食や将来の生活習慣病予防のための食について支援を行います。

また、生活リズムと食との関係、体の成長に必要な食について、市の広報で周知します。

保育所や認定こども園での食育指導を推進し、「食」に関する正しい知識やバランスの良い「食」についての普及啓発を図ります。

#### ②学校における食育の推進

小中学校においては、栄養士等による食育指導の充実を図るほか、家庭に対しては、献立表や給食だより等による情報提供や「弁当の日」を通して食育の推進を図ります。

#### ③給食における農作物の地産地消の促進

小中学校においては、関係機関・関係課との連携により、市内産の農作物を学校給食の献立に取り入れるなど、地産地消による食育を推進します。

### (5)思春期保健対策の充実

思春期における健康の保持増進を図ると共に、こどもと触れ合う機会を確保するなど、思春期保健対策を行います。

#### ①思春期保健の推進

学校における思春期保健の充実を図るため、外部講師を活用した性に対する正しい知識の周知機会を設け、児童生徒への正しい知識の普及及び浸透を図ります。

## ②乳幼児触れ合い体験の推進

中学生が乳児と接する機会を提供するため、職場体験学習の一環として、乳幼児触れ合い体験を実施します。

また、職場体験学習参加者以外の生徒が、乳幼児との接し方などについて知ることができるよう、触れ合い体験についての発表会や掲示物作成などを実施検討します。

## ③飲酒、喫煙、薬物使用等の害に関する啓発

市内の小中学校において、飲酒や喫煙、薬物使用、ネット・ゲーム依存等についての知識の普及・啓発のため、ポスター掲示や講演会等を実施し、児童生徒の健康意識の向上及び非行の未然防止を図ります。

また、児童生徒のタブレット端末を活用し、ビデオ動画等による講話等を、いつでも学習できる環境づくりについて、検討を行います。

### ◎基本目標3に関連するこども・若者の声

- ・父親向けの子育て体験を実施してほしい。(若者世代)
- ・健康診断や予防接種を無料で受けられるようにしてほしい。(青年期)
- ・小中学校での性教育を充実させてほしい。(若者世代)

## 4. 多様な環境にあるこども・若者への支援

### (1) こども達への相談支援・寄り添い支援の充実

こども達の不安や困りごとなどに耳を傾け、助言や支援へとつなぐ体制の充実を図ります。

#### ① 相談及び支援体制の充実

令和6年度より設置されている「こども家庭センター」において、こども・若者や子育て家庭、妊産婦に対する相談を母子保健と児童福祉の両分野の支援を一体的に行い、関係機関の連携を強化すると共に、こども・若者の相談先についての周知広報を行います。

また、学校生活の相談においては、各学校や教育相談員等において、児童生徒だけでなく保護者からの相談にも対応し、子育て家庭の不安軽減を図ります。

#### ② こどもの声の把握に関する意識啓発

こども基本法及びこども大綱に掲げられている「こどもまんなか社会」の実現のため、大人がこどもの声に耳を傾ける意識啓発について、こども家庭庁の取組を発信するなど、周知・啓発を行います。

特に、こども達に対しては、こども達自身の困り感をいつでも気軽に相談できる様に、学校や市内における相談先等について、分かりやすく周知する取組を行います。

### (2) こどもの貧困対策の充実

生活困窮世帯のこどもへの支援を充実するため、こどもの居場所確保や経済的支援等を行います。

#### ① こどもの居場所づくり

こども支援のため、相談や食事支援、学習支援等のこどもの社会生活における体験機会の創出、こどもの自主性や社会性、創造性を高める支援を提供できる「こどもの居場所」を確保します。また、こどもの貧困対策支援員を配置し、生活困窮世帯や困難を抱える家庭へアプローチすることで、こどもの居場所や必要な支援へつなぎます。

#### ② 生活困窮世帯のこどもを支援するネットワークづくり

地域、学校、行政、教育・保育施設や関係する団体などが連携し、生活困窮世帯のこどもの把握に努め、孤立化を防ぎ、必要な支援が対象者に届くよう、関係機関の情報共有、連絡調整を強化します。

### ③就学援助制度の周知・普及

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について、周知・普及を図ります。また、新小学1年生、新中学1年生のうち対象となる児童生徒へ入学前の新入学生学用品費支給等の必要な援助を行います。

## (3)障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がい児への支援充実と共に、発達支援や医療的ケア児への支援について、保健・福祉・教育・保育などと連携し、地域で安心して過ごせる環境づくりを行います。

### ①障がい児支援の充実

#### ①-1 教育・保育施設（市内保育所、こども園等）

教育・保育施設等における特別支援教育・保育を継続的に実施し、加配審査会により決定された対象となる児童に対し、加配保育者等の配置に努めます。

教育・保育施設等において、特別な配慮が必要な児童の保育に関する研修会、講演会、ティーチャーズトレーニングを継続して開催し、保育者等の対応力向上を図り、各園での園内研修を充実させることで、適切な支援ができるような体制の構築を目指します。

#### ①-2 市内小中学校

小学校及び中学校において障害を持つ児童生徒の学校における日常生活上の介助や安全面・生活面での補助を行うため、各学校の状況や子ども達のニーズに合わせて、引き続き特別支援教育支援員を配置します。

各学校において、管理職のリーダーシップのもと、各校に配置された特別支援教育コーディネーターが中核となって、校内支援委員会、ケース会議等の実施を通して、一人ひとりの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の把握を行い、教育的ニーズに応じる校内支援体制の充実を図ります。

また、管理職をはじめとした教職員の専門性の向上を図る研修会の開催や、学校における合理的配慮をもとにした環境づくりに取り組み、すべての児童生徒が共に学び合うインクルーシブ教育を推進します。

### ②巡回等による相談や指導の充実

#### ②-1 教育・保育施設（市内保育所、こども園等）

公認心理師等による巡回相談を継続し、特別な配慮が必要な児童の状況を把握した上で、保護者や保育者等と面談や相談を通して助言等を行います。

## ②-2 市内小中学校

教育委員会内に専門的知識、技能、資格等を有する「特別支援教育コーディネーター」を配置し、保護者及び学校等からの相談を受け、各学校の特別支援教育担当者や福祉医療の関係機関と連携しながら、支援を要するこども達のニーズに合わせた教育支援が行えるよう指導助言を行い、学校における支援体制を構築します。

また、障がい(発達障害等)により、学校の環境や学習環境にうまく対応できない児童・生徒のケアや教諭等への助言を行うため、作業療法士等の専門的知識を有する者が、小中学校を巡回し、専門的知見から指導・助言を行うことで、教諭等のスキルアップを図り、児童・生徒へ適切な支援を行います。

## ③医療的ケア児等への支援

医療的ケア児等への専門的な相談に対応するため、相談支援員等の研修機会の充実を図り、資質向上に努めます。

### ③-1 教育・保育施設（市内保育所、こども園等）

医療的なケアを必要とするこども及びその保護者に対し、関係機関が連携し、必要なサービスや教育・保育施設への入所のサポート等、適切な支援が行えるような体制を構築します。

また、看護師等を配置し医療的ケア児を受け入れている教育・保育施設に対し、引き続き助成を行います。

### ③-2 市内小中学校

学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に教育を受ける機会の確保及び充実のため、有識者等で構成する医療的ケア運営協議会からの助言を踏まえ、保護者や学校、教育委員会といった関係機関が連携した受入れ体制の構築を行います。

## ④配慮を要する子への支援に係る関係機関の体制づくり

### ④-1 関係機関の連携強化

教育部局と福祉部局が更なる連携強化を行うことで切れ目のない支援体制の構築を目指します。

また、配慮を要するこどもの発達段階に応じて、行政、教育・保育施設、学校、保護者、サービス事業者等の関係者が、一体的に支援を実施できるような体制の整備に向けた取組を行います。

### ④-2 情報共有のしくみの構築

教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への移行期においては、就学先・進学先に丁寧に引き継ぎ、一貫した支援体制の充実を図り、つなぎの情報(心理相談時の情報やこどもの状態など)が、関係機関(者)に引き継がれていく新たな情報共有の仕組みを検討します。

## ⑤その他の支援の充実

### ⑤-1 放課後児童クラブにおける特別な配慮が必要な児童の受け入れ体制の充実

特別な配慮が必要な児童に対応するため、市内放課後児童クラブの職員を対象に専門的知識の向上を図る研修等を実施し、受け入れ体制の充実を図ります。

また、公認心理師等による巡回相談を継続し、特別な配慮が必要な児童の状況を把握した上で、保護者や保育者等と面談や相談を通して助言等を行います。

### ⑤-2 親子通園事業の充実

発達面で気になる子と保護者に、少人数で自由な楽しい遊びを通じてこどもの心身の発達を支える、親子参加型の丁寧な保育を実施します。

利用日数や利用時間を精査し、事業の拡充について検討します。また、発達の気になるこどもだけではなく、子育てに悩んでいる保護者の参加についても検討します。

### ⑤-3 発達障がい等についての保護者の理解促進及び交流機会の促進

保護者向けのペアレントトレーニング等の研修を実施し、保護者に発達障がい等の理解を深めてもらうような取組を行います。また、保護者同士が相談や情報交換、交流を行い、悩みや不安を解消する場として、親の会、家族会等の情報提供等を行っていきます。

## ⑥各種手当や助成制度について

### ⑥-1 各種手当・助成金等の支給・給付及び周知広報

障がい児やその家庭に対する手当の支給・助成、補装具の給付等について、各種制度に基づき支給・給付すると共に、周知・広報に努めます。

### ⑥-2 障がい児への福祉サービス支援の充実

障がい児が利用する福祉サービスの質の向上に向け、国や県、市内事業者等と連携した取組を行います。

## (4)児童虐待防止対策の充実

こどもを虐待から守るため、児童虐待防止対策の強化や虐待のケースへの早期対応を行う体制づくりを図ります。

### ①児童虐待防止対策の強化

こども家庭センターにおいて、家庭児童相談員、女性相談支援員、養育支援員等を継続的に配置し、相談支援体制の充実を図ります。また、教育・保育施設や学校、関係機関、民生委員・児童委員による早期発見など、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎ等、児童虐待防止対策及び未然防止に向けた包括的な支援体制の強化を図ります。

## ②南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実

要保護児童や特定妊婦(若年妊婦、難病、障害、妊産婦健診の中断者等で出産前後の養育支援等が必要な妊婦)の適切な保護を行うため、個別支援会議を主とした活動を展開し、関係機関と連携して要保護児童、その保護者及び特定妊婦への支援を行っていきます。

## ③児童虐待予防のための啓発・広報の充実

児童虐待予防に関する意識啓発や情報提供を、ホームページ及び広報誌を活用して発信すると共に、児童虐待防止講演会を開催し、児童虐待予防について啓発していきます。

## ④こどもに関わる保育者・教員等への児童虐待防止に関する研修の実施

教育・保育施設及び学校等において、職員に対する児童虐待防止に関する研修を実施し、児童虐待について理解を深め、職員の意識向上を図ります。

## ⑤家庭支援事業を活用した養育支援等の充実

養育支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業といった家庭支援事業を活用し、家庭訪問による養育相談・指導、育児・家事援助等を行い、養育環境が深刻な状況になる前に個別支援を行うことで児童虐待の未然防止につなげます。

## (5)不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実

こどもの不登校、いじめ、ヤングケアラーの支援及び若者のひきこもり支援を充実し、誰一人取り残さない地域づくりを推進します。

### ①不登校対策

学校生活への適応に悩む児童生徒や保護者の支援について、教育相談員や不登校支援員の配置、ハート教室、校内自立支援教室の設置など、相談対応と関係機関の連携による支援充実を図ります。また、社会的自立を目指し、学校とICT(情報通信技術)ツールを活用して連携強化を図りながら不登校・登校しぶりのある児童生徒等への支援に取り組めます。

### ②いじめ防止対策

南城市いじめ問題対策連絡協議会等と各学校の「いじめ防止基本方針」とを連動させ、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応・即日解決に向けた取組の充実を図ります。

### ③ヤングケアラー対策

福祉・教育・保健分野など関係機関で連携し、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら適切な支援につなげるための体制整備に努めます。

また、ヤングケアラーについての普及啓発に努め、特に、こども達に対しては、こども達自身の困り感をいつでも気軽に相談できる様に、学校や市内における相談先等について、分かりやすく周知する取組を行います。

#### ④若者のひきこもり

若者のひきこもりについては、本人や家族への相談支援、訪問による寄り添い支援、地域参加の支援等について、多機関協働による支援体制の構築を目指します。

#### (6)児童生徒・若者の自殺予防

社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持にかかる教育の推進に努めます。

児童生徒が出したSOSに対して、保護者を含めた周囲の大人が気づく感度を高め、サポートできるよう啓発活動を行います。

また、若者の自殺についても心の健康保持及び相談支援の観点から自殺予防に努めます。

#### (7)養護が必要なこどもへの対応充実

社会的養護を必要とするこどもへの対応として、児童相談所、児童養護施設及び県の里親支援センター等、関係機関との連携により支援します。

##### ◎基本目標4に関連するこども・若者の声

- ・本当に困っているこどもの声に耳を傾けてほしい。（小学生、中学生）
- ・一見楽しそうに見えても、実は困っているかもしれないので、相談できる場所をつくってほしい。（青年期）
- ・ただ話を聞いてほしい、寄り添ってほしい。（青年期）
- ・無料塾があれば通いたい。（青年期）
- ・若者や貧困層への補助金や所得支援をしてほしい。（若者世代）
- ・障がいを持つこどもの支援制度を充実させてほしい。（青年期）
- ・幼児の発達障害の早期支援をしてほしい。（若者世代）
- ・いじめのない社会を作ってほしい。（小学生、中学生）

## 5. こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

### (1) 幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進

こどもの教育・保育の充実を図ると共に、教育・保育施設や学校など関係機関等の連携体制を強化します。

#### ①教育・保育施設等における教育・保育の一体的提供の推進

本市では、久高幼稚園以外の公立幼稚園の認定こども園移行を行っており、移行した公立認定こども園と公私連携型認定こども園が市内教育・保育施設の拠点的作用を担い、教育・保育を一体的に提供していくよう体制づくりを行います。

今後も引き続き、幼児教育センターを中心とした5園研修会(公立こども園、公私連携型こども園、久高幼稚園)を開催し、拠点機能の充実と市内教育・保育施設へと発信し、市全体での教育・保育の充実を図ります。

また、教育・保育施設を計画的に改修(機能強化・長寿命化)すると共に、空調や遊具等の設備を整備し、安全な保育環境づくりを進めます。

#### ②教育・保育の質の向上

##### ②-1 教育・保育に係る職員の資質向上

乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、令和4年度に設置した幼児教育センターの幼児教育アドバイザー、幼児教育推進コーディネーター等を中心として、公開保育、保育支援訪問、各種研修及び講演会の開催等を実施すると共に、市内各園での研修機会を確保するため、オンライン研修の実施や研修動画の共有等、研修機会の確保に向けた取組を行います。

「こども主体の保育」「幼児の遊びこみ」を市内の園内研修のテーマとし、教育・保育の充実を図ります。

また、教育・保育の質向上のため、法人保育所・認定こども園等との人事交流について検討します。

##### ②-2 幼児教育推進計画に基づいた教育・保育の充実

市内教育・保育施設等における質の高い幼児教育・保育が提供できるよう共通認識を図るため作成した「南城市幼児教育推進計画」に掲げている基本理念の「遊びこむことによって、生きる力の基礎を育む」や、基本方針の「幼児教育内容の充実」、「幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携推進」、「家庭支援、相談体制の充実」に基づき、教育・保育の充実を図ります。

また、計画内容のより一層の充実を目指し、「PDCAサイクル」を通して計画の改善・見直しを行います。

### ②-3 教育・保育に関する評価の実施

教育・保育の質の向上のため、市内の教育・保育施設等に対し、自己評価・園の評価を実施し公表するよう促します。

また、幼児教育センターの保育支援訪問等での保育参観を通し、指導・助言を行います。

### ②-4 指導監査の実施

南部広域市町村圏事務組合において、指導監査を広域で実施しており、引き続き関係機関と連携し指導・助言を行います。

## ③保幼小連携の推進

### ③-1 保幼小連携強化と小学校への円滑な接続の推進

現在実施している保幼小連携の充実を図り、市内の教育・保育施設及び小学校の連携・情報交換の機会を確保するなど、連携体制の強化に努めます。

幼児期から児童期への連続したこどもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、こどもの生活や学びが円滑に移行していくよう、教育・保育施設と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の充実、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

また、接続期カリキュラム及び架け橋期カリキュラムの充実を図り、小学校への円滑な接続を進めます。

## (2)児童生徒への教育の充実

学校における教育の充実を図ると共に、教育・保育施設や学校など関係機関等の連携体制を強化します。

### ①確かな学力の保証

自立・協働・創造を目標に南城市の現状と課題を踏まえ、「確かな学力」の向上を目指し、事業を展開します。また、学習指導要領に基づく、主体的・対話的で深い学びを創るための授業改善を行うなど、実践研究を推進します。

### ②豊かな情操と道徳心を培う教育の推進

「道徳教育」「人権教育」等の充実のため、全ての児童生徒を尊重し、認め、受け入れ、教師と幼児、児童生徒が共に成長していこうとする教育を推進します。

### ③健やかな体を育む教育の推進

市内小中学校において、「体育の学習」「保健指導」「食育」「安全教育及び防災教育」の推進を図ります。

### ④個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

子ども達一人ひとりに対するきめ細かな教育を実現するため、個別最適な学びと協働的な学びを進めます。

### ⑤保護者への家庭教育支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族の触れ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやり、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たすため、家庭教育への支援を行います。

### ⑥外国につながる児童・生徒への支援・配慮

異文化での生活経験を踏まえたものの見方や考え方、コミュニケーション能力を学習活動の中にかすことができるように配慮します。また、互いの価値観を尊重し、共に学び高め合う多文化共生教育を推進し体制づくりを行います。

### ⑦教職員の資質向上

学校における働き方改革を推進し、教員が質の高い授業を行うための時間を確保できる環境整備に取り組みます。また、各種研修会を充実させ、教職員の資質向上を図ります。

## (3)こどもの居場所づくり

子ども達が安心して遊び、学び、過ごすことができる居場所の確保のため、放課後児童対策をはじめとする居場所づくりを推進します。

### ①放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生について、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えるため、地域ごとのニーズを踏まえた放課後児童クラブの受け皿の確保を行います。

先進事例の情報提供、巡回指導及び定期監査を実施し、放課後児童クラブの質の向上に取り組みます。また、放課後児童支援員等の資質向上を図るため、研修機会を拡充します。

(放課後児童クラブの整備目標については第6章を参照)

## ②放課後子ども教室の充実

小学生が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後子ども教室の充実を図るため、市内のサークル団体や社会教育団体等と連携し、文化、芸能などの体験活動の機会確保を図ります。さらに、ボランティアの確保に向けた体制を整備するため、地域人材の発掘と活用、コミュニティ・スクールとの連携等について検討します。

## ③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施

国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での放課後児童の居場所づくりや健全育成の実施を目指します。

## ④多様な居場所の確保

児童館において、こども達が楽しく、安全に過ごせるよう、こども・親子向けのイベントの充実を図るほか、安全管理や設備の充実に努めます。

小学生及び中高生の放課後等の居場所について、居場所のニーズや地域資源等を学校単位で検証し、学校やムラヤー(自治公民館等)等の活用も含めた確保策の検討を行うほか、計画中のこどもから高齢者までの幅広い年齢層が集える新しいまちづくり交流拠点となる複合施設内にこどもの居場所を確保します。

### ◎基本目標5に関連するこども・若者の声

- ・学校での柔軟な学びの選択肢を提供してほしい。(青年期)
- ・友だちと遊ぶ場所がない。(小学生、中学生)
- ・こどもも大人も気軽に集まれる場所をつくってほしい。(青年期)
- ・地域住民が気軽に参加できるイベントや交流会を増やしてほしい。(青年期)
- ・学童保育や児童館の充実をしてほしい。(若者世代)

## 6. 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり

### (1)教育に係る経済的支援

未来ある若者の将来の希望を実現するために、高等教育等に係る経済的支援の充実を図ります。

#### ①給付型奨学金の実施

市内在住の若者が、経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなく、将来のために意欲を持ち学習していく環境を支援するため、奨学金の給付を行います。

#### ②奨学金制度の周知・広報

国県等や市が実施している奨学金制度の周知・広報を行い、学生が経済的理由で進学等を断念することなく意欲的に学業に専念できるよう支援します。

### (2)若者の就労支援の充実

雇用創出サポートセンターにおける求人情報提供のほか、企業とのマッチング、キャリアコンサルティングを行い、若者の就労支援に努めます。また、就職のための合同説明会を定期的を実施し、企業と直接面談する機会づくりを行います。

### (3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実

若者が本市に住み、生活していくための支援を行います。

#### ①結婚新生活支援事業の実施

結婚を機に新生活を迎える新婚世帯へ、住居費(住宅取得・賃貸)、住宅リフォーム費用、引越し費用の一部を補助します。

#### ②南城市三世代同近居支援補助金の実施

世代間で助け合いながら子育てを行う三世代同近居世帯への支援を通じて、地域コミュニティの活性化や、家族の絆の強化と定住促進を図るため、本市に同居または近隣に居住(近居)するための費用の一部を補助します。

#### ◎基本目標6に関連するこども・若者の声

- ・高校や大学まで無料で教育を受けられるようにしてほしい。(中学生)
- ・高校無償化。パソコン、タブレット等高すぎる。入学時の補助があったら良かった。(青年期)
- ・高校も大学も学費を安くしてほしい。(青年期)
- ・学びたいことがあってもお金の問題で進学を諦めるこども達を減らしてほしい。(青年期)
- ・若者向けの支援策を充実してほしい。(若者世代)
- ・家賃の援助をしてほしい。(若者世代)

## 7. 子育て家庭への支援の充実

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに係る費用負担の軽減を図るため、様々な経済的支援策に努めます。

#### ① 各種手当や助成による経済的負担の軽減

「児童手当」、「子ども医療費助成」、「保育料の軽減や無償化」といった子育て家庭に対する手当の支給・助成等について、法制度に基づいて支給すると共に、制度の周知・広報を充実します。

### (2) 教育・保育サービスの充実

就学前児童をもつ家庭が安心とゆとりをもって子育てができるように、教育・保育サービスが利用しやすい環境づくりを図ります。

#### ① 教育・保育施設での受け皿の確保

ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づいて、保育者確保等による教育・保育施設の受け皿の確保を行い、預けたいときに預けられる環境の整備を図ります。

#### ② 保育所における5歳児保育の拡充

保育所における5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの乳幼児期のこどもの育ちや発達連続性を大切に教育・保育を推進します。

#### ③ 一時預かり事業(幼稚園型)の充実

久高幼稚園における一時預かり(預かり保育)を実施します。

認定こども園の1号認定については、利用している園での一時預かりを行います。

#### ④ 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながるこどもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。

#### ⑤ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援するために、国が制度化する令和8年度の本格実施に向けて取り組みます。

### (3)相談、情報提供の充実

こどもや子育て家庭の困りごとについて、気軽な相談から専門的な相談までを受け必要な支援へとつなぐ相談体制や情報提供の充実を図ります。

#### ①相談機能の充実

##### ①-1 こども家庭センター等による相談支援の充実

令和6年度に設置した「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うと共に、母子保健・児童福祉・教育等の関係機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援するネットワークの構築に取り組みます。

こども家庭センターの設置に伴い、統括支援員を配置し母子保健機能と児童福祉機能の両機能が一体となって、合同のケース検討を行うなど、相談支援等の包括的な切れ目ない支援を実施します。

また、地域子育て支援センターや認定こども園等と連携し、子育て世帯により身近な場での相談体制の強化に取り組みます。

##### ①-2 教育等の相談

登校渋りや不登校、支援が必要となる児童・生徒や保護者等について、不登校支援員や特別支援教育コーディネーター、教育相談員等による相談を行ない、学校との調整やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を図りながら、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

#### ②情報提供の充実

こども子育てに関係する部署と連携し、市ホームページ・広報誌・SNSを活用した情報提供を行っていくほか、新たな情報発信方法を検討し、子育て情報を気軽に入手できるような取組を行います。

### (4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て不安の解消を図るため、身近な地域での子育て支援を充実します。

#### ①子育て家庭の孤立防止

地域の民生委員・児童委員、家庭児童相談員、女性相談支援員、養育支援員、スクールソーシャルワーカー、保健師等の関係者及び関係機関で支援体制を整え、子育て家庭の孤立防止に努めます。

## ②地域でのこどもや子育て家庭の見守り

地域で気になる世帯の把握や見守り、支援などについて話し合う、自治会の「地域支え合い委員会」を活用したこどもや子育て家庭の見守りを行い、必要に応じて地域での支援や関係機関へのつなぎを行います。

## ③子育て支援、養育支援の取組の充実

支援が必要な家庭に対し、養育支援員の訪問による育児・養育指導や相談等を行う「養育支援訪問事業」、養育困難家庭への家事援助等を行う「子育て世帯訪問支援事業」、ペアレントトレーニング等を行う「親子関係形成支援事業」等を実施し、子育てに不安のある世帯等の支援を行います。

## ④地域子育て支援機能の充実

実施している地域子育て支援センターを今後も継続すると共に、認定こども園における子育て支援機能を充実・強化し、子育て家庭の相談や交流機会の確保を図ります。

## ⑤子育て広場や子育て講座の実施

子育ての悩みや不安等を気軽に相談できるよう「子育て広場なないろわくわく」を今後も実施していくほか、「子育て講座」を開催し、子育て支援に努めます。

子育て広場や子育て講座については、開催の方法や場所等の利用者ニーズを把握し、子育て中の保護者やこどもが利用しやすい環境づくりに努めます。

## ⑥地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、子ども・子育て支援新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てができるように環境整備を推進します。（各事業の目標については第6章を参照）

### ◎市が実施する地域子ども・子育て支援事業

- ・延長保育事業（時間外保育事業）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・一時預かり事業（その他の一時預かり事業）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター(就学児のみ)）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・利用者支援事業

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・妊婦健康診査
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業）
- ・児童育成支援拠点事業（家庭支援事業）
- ・親子関係形成支援事業（家庭支援事業）
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

#### (5)共働き・子育てのための環境づくり啓発

子育て家庭が仕事と子育て及び家庭生活を両立し、調和のある生活を実現していくために、共働き・子育てに関する意識の啓発を行い、職場の理解向上を図ります。

また、子育て支援や働き方の見直しに向け取り組んでいる企業に対し、働きやすい職場づくりの情報提供等に努めます。

#### (6)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が地域で安心して子育てや生活を続けていけるように、経済的支援や自立支援を図ります。

##### ①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費助成」等の制度に基づき必要な給付を行います。

また、ひとり親家庭の経済的安定を支援するための就業訓練等に関する情報の提供や子育ての負担軽減を支援するための家事支援サービス(県実施)について制度の周知を図ります。

##### ②母子寡婦福祉会の活動支援

母子・寡婦家庭の生活の安定と福祉の充実向上及び会員相互の連携、親睦を図るため、母子寡婦福祉会への支援を今後も継続して行います。

##### ◎基本目標7に関連するこども・若者の声

- ・高校生まで医療費を免除してほしい。（青年期）
- ・経済的支援をしてほしい。（若者世代）
- ・出産手当金や児童手当、育児給付金などの金銭的支援をしてほしい。（若者世代）

- ・学費、給食費、保育料支援、高校生までの医療費無償化をしてほしい。（若者世代）
- ・病児保育を整備してほしい。（青年期）
- ・保育園の拡充をしてほしい。（待機児童解消など）（若者世代）
- ・子育て相談や親のサポート施設を設置してほしい。（若者世代）
- ・子育て支援のため、児童館や支援センターの利用しやすさを向上させてほしい。（若者世代）
- ・働き方改革をしてほしい。（復職支援、育児との両立支援）（若者世代）

## 8. こども施策を推進するために必要な事項

### (1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開

地域がつながり、地域の中で育つ環境づくりを推進するため、行政・関係機関・地域の連携を図ります。

#### ①コミュニティ・スクールの実施

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

学校、地域住民、保護者に対してコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の周知・理解促進を図り、地域学校協働活動と一体的に取り組みます。

#### ②ムラヤー(自治公民館等)を中心とした地域のつながりの拡充

ムラヤー利活用戦略に基づき、地域に合わせたムラヤーの活性化を図られるよう取組を進めます。こどもからお年寄りまでの地域のつながりづくりを推進します。

#### ③プラットフォームの設置

地域の団体、市民、企業、関係機関など様々な人が集う「まちづくり交流会」を定期的で開催し、こどものための取組を企画・推進する連絡調整・連携の場となる「プラットフォーム」の設置に努め、地域全体で相互に支え合う持続可能な仕組みの構築を目指します。

※「プラットフォーム」とは、列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきました。様々な人やグループ、団体、組織、企業や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要などとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型と言います。

#### ④地域で支え合える仕組みづくり

コミュニティ・スクール、ムラヤー(自治公民館等)を中心とした地域のつながりの場、地域の団体、市民、企業、関係機関など様々な人が集う場等、市民が参加できる様々な場を創出し、次代を担うこども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

また、地元の担い手としての意識を醸成するため、「(仮称)南城市こども・若者未来会議」を立ち上げ、こども・若者の主体性を尊重した学びの場を提供すると共に、学びを地域に還元していく機会を創出します。

#### ⑤こどもの声を聴く機会の拡充、意識啓発

こどもに関連する施策を検討及び実施する際に、可能な限りこどもの視点に立った施策を推進します。

こども基本法やこどもの権利条約に掲げられた内容を学習する機会を確保し、その取組を保護者へ発信することで、こどもの意見尊重に関する意識啓発を図ります。

また、小中学校においては、探求学習など、こどもの声を聞き意見を反映しながら学習していく機会の確保を図ります。

## (2)人材の確保の推進

教育・保育サービスや放課後の居場所、子育て支援における人材の確保を図り、こどもと子育て家庭が見守られ、安心できる環境づくりに努めます。

### ①保育者等の確保

国や県の各種補助事業を活用して保育者等の確保に努め、市独自の給付金等の創設についても検討し、市内の教育・保育施設と連携しながら保育者等の確保に努めます。

### ②幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育アドバイザーを今後も継続して配置します。また、幼児教育センターを中心に幼児教育アドバイザーの育成に取り組みます。

### ③放課後の居場所における人材確保

#### ③-1 放課後児童支援員等の確保

国や県の各種補助事業を活用して支援員等の確保に努め、市内の放課後児童クラブと連携しながら支援員等の確保に努めます。

#### ③-2 放課後子ども教室に関わる地域人材の確保

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

### ④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

ファミリーサポートセンター「サポート会員」の安定した人員確保を図るため、引き続き、サポーター養成講座を実施すると共に、ファミリーサポートセンターの事業内容等の周知を行います。

### ⑤地域人材確保のための仕組みづくり

地域の団体、市民、企業、関係機関など様々な人が集い、学校・地域の問題や地域資源の活用等について話し合いを行っている「まちづくり交流会」の定期的な開催を行い、課題を共有する場を設け、地域の力で課題解決に向けて取り組む仕組みの構築を図ります。

また、必要な人材や地域資源をとりまとめ、地域ボランティア等が参加しやすい仕組みを構築するように努めます。

#### ◎基本目標8に関連するこども・若者の声

- ・地域全体でこどもを見守れるような環境が必要。(青年期)
- ・地域住民が気軽に参加できるイベントや交流会を増やしてほしい。(青年期)
- ・保育士や教育関連職の待遇を改善してほしい。(若者世代)

【参考】子ども・若者の声の反映 一覧

基本目標1 子ども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

子ども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子どもを平等に扱ってほしい。(小学生)</li> <li>・子どものことを決めるとき、子どもの意見を聞く。(中学生)</li> <li>・子どもへの支援は皆、平等にしてほしい。(青年期)</li> <li>・障がいを持っている人も平等な社会にしてほしい。(青年期)</li> </ul>	<p>(1)子ども・若者が権利の主体であることへの理解促進・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利についての理解促進と普及啓発を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものことを決めるとき、子どもの意見を聞く。(中学生)</li> </ul>	<p>(2)子ども・若者の参画機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者がまちづくりについて話し合い、意見を表明する機会を確保します。</li> <li>・子ども提案型のまちづくりの機会を提供し、子ども目線での提案機会を確保します。</li> </ul>

基本目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・探検できる場所があったらいいな。(就学前児童)</li> <li>・消防士やお医者さん、お巡りさん等お仕事の体験ができる場所があればいいな。(就学前児童)</li> <li>・自然体験ができる場所があればいい。(小学生)</li> <li>・勉学も大事だけど課外授業をもっと増やしてほしい。(青年期)</li> <li>・こども向けイベントを開催してほしい。(特に土曜日)(若者世代)</li> <li>・南城市の歴史、文化の魅力を発信してほしい。(青年期)</li> </ul>	<p>(1)こどもの可能性を広げるための、様々な体験機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の既存資源の活用、団体等との連携による自然・文化・歴史体験機会を創出します。</li> <li>・市内の企業等と連携し、職場見学等の現場の体験活動を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・おやつを食べながらおしゃべりがいっぱいできる場所。(就学前児童)</li> <li>・静かな場所で絵本や図鑑など好きな本をいっぱい読むことができる場所があるといい。(就学前児童)</li> <li>・海や山、川などで動物や虫、花を探したり、キャンプ等ができる場所がほしい。(就学前児童)</li> <li>・室内で遊具や運動用具を使って遊べる場所。(就学前児童)</li> <li>・インターネットが自由に使える場所がほしい。(小学生、中学生)</li> <li>・屋外でスポーツや体を動かせる場所。(小学生、中学生)</li> <li>・屋内での遊び場。(小学生、中学生)</li> <li>・勉強や本が読める静かな場所。(小学生、中学生)</li> <li>・友だちと遊ぶ場所がない。(小学生、中学生)</li> <li>・気軽におしゃべりできる場所。(中学生)</li> <li>・こどもが遊ぶ場所や遊具を増やしてほしい。(青年期)</li> <li>・市立図書館、大きな図書館がほしい。(青年期、若者世代)</li> <li>・屋内遊び場がほしい。(若者世代)</li> <li>・学びの場を作ってほしい。(図書館、自習スペース)(若者世代)</li> <li>・公園や遊び場の増設、整備をしてほしい。(若者世代)</li> <li>・こどもが安心して遊べる公園や遊具の整備をしてほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(2)のびのびと成長するための、遊び場や学びの機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園がこどもの遊び場であると共に、世代を超えた市民が集う、魅力ある場となるように公園の修繕・維持管理を行います。</li> <li>・市内の豊かな自然を活用した遊びや体験機会の創出に努めます。</li> <li>・書籍の充実のほか、図書館が「親子で楽しく集える場」となるよう市立図書館の充実を図ります。</li> </ul>

### 基本目標3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こども・若者の声	関連する項目
・父親向けの子育て体験を実施してほしい。 (若者世代)	(1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実 ・妊娠期から産後までを安心して過ごせるように、妊娠中のからだのことや母乳のこと、出産、子育てに関する学習や相談を行います。
・健康診断や予防接種を無料で受けられるようにしてほしい。(青年期)	(2) こどもの健康支援 ・予防接種の費用助成を行うことでこどもの病気を予防し、健やかな健康を支援します。
	(3) こども(中学生以上)・若者(20代・30代)の健康支援
	(4) 食育の推進
・小中学校での性教育を充実させてほしい。 (若者世代)	(5) 思春期保健対策の充実 ・児童生徒への正しい知識の普及を図ります。

### 基本目標4 多様な環境にあるこども・若者への支援

こども・若者の声	関連する項目
・本当に困っているこどもの声に耳を傾けてほしい。(小学生、中学生) ・一見楽しそうに見えても、実は困っているかもしれないので、相談できる場所をつくってほしい。(青年期) ・ただ話を聞いてほしい、寄り添ってほしい。(青年期)	(1) こども達への相談支援・寄り添い支援の充実 ・こども達の不安や困りごとなどに耳を傾け、助言や支援へとつなぐ体制の充実を図ります。
・無料塾があれば通いたい。(青年期) ・若者や貧困層への補助金や所得支援をしてほしい。(若者世代)	(2) こどもの貧困対策の充実 ・生活困窮世帯のこどものへの支援を充実するため、こどもの居場所確保や経済的支援等を行います。
・障がいを持つこどもの支援制度を充実させてほしい。(青年期) ・幼児の発達障害の早期支援をしてほしい。(若者世代)	(3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ・障がい児への支援充実と共に、発達支援や医療的ケア児への支援について、保健・福祉・教育・保育などと連携し、地域で安心して過ごせる環境づくりを行います。
	(4) 児童虐待防止対策の充実
・いじめのない社会を作してほしい。(小学生、中学生)	(5) 不登校、いじめ、ヤングケアラー等への支援充実 ・いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応・即日解決に向けた取組の充実を図ります。
	(6) 児童生徒・若者の自殺予防
	(7) 養護が必要なこどもへの対応充実

基本目標5 こどもの発達段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

こども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での柔軟な学びの選択肢を提供してほしい。(青年期)</li> </ul>	<p>(1)幼児期の教育・保育の充実、一体的提供の推進</p> <p>(2)児童生徒への教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善(主体的・対話的で深い学び)を中心とした学力向上の取組の実践研究を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちと遊ぶ場所がない。(小学生、中学生)</li> <li>・こどもも大人も気軽に集まれる場所をつくってほしい。(青年期)</li> <li>・地域住民が気軽に参加できるイベントや交流会を増やしてほしい。(青年期)</li> <li>・学童保育や児童館の充実をしてほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(3)こどもの居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所のニーズや地域資源等を学校単位で検証し、学校やムラヤー(自治公民館等)等の活用も含めた確保策の検討を行います。</li> <li>・放課後子ども教室の充実のため、サークルや社会教育団体等と連携し、文化、芸能などの体験活動の機会確保を図ります。</li> <li>・放課後児童クラブの拡充のための巡回指導及び定期監査を実施します。</li> <li>・児童館のイベントをこども向け、親子向けなど充実を図ります。</li> </ul>

基本目標6 若者の世代が将来に夢を持てる環境づくり

こども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校や大学まで無料で教育を受けられるようにしてほしい。(中学生)</li> <li>・高校無償化。パソコン、タブレット等高すぎる。入学時の補助があったら良かった。(青年期)</li> <li>・高校も大学も学費を安くしてほしい。(青年期)</li> <li>・学びたいことがあってもお金の問題で進学を諦めるこども達を減らしてほしい。(青年期)</li> <li>・若者向けの支援策を充実してほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(1)教育に係る経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未来ある若者の将来の希望を実現するために、高等教育等に係る経済的支援の充実を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者向けの支援策を充実してほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(2)若者の就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出サポートセンターでの求人情報提供、企業とのマッチングなど、若者の就労支援に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃の援助をしてほしい。(若者世代)</li> <li>・若者向けの支援策を充実してほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(3)若者が地域で暮らし続けるための生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を機に新生活を迎える新婚世帯へ、住居費(住宅取得・賃貸)等の一部を補助します。</li> </ul>

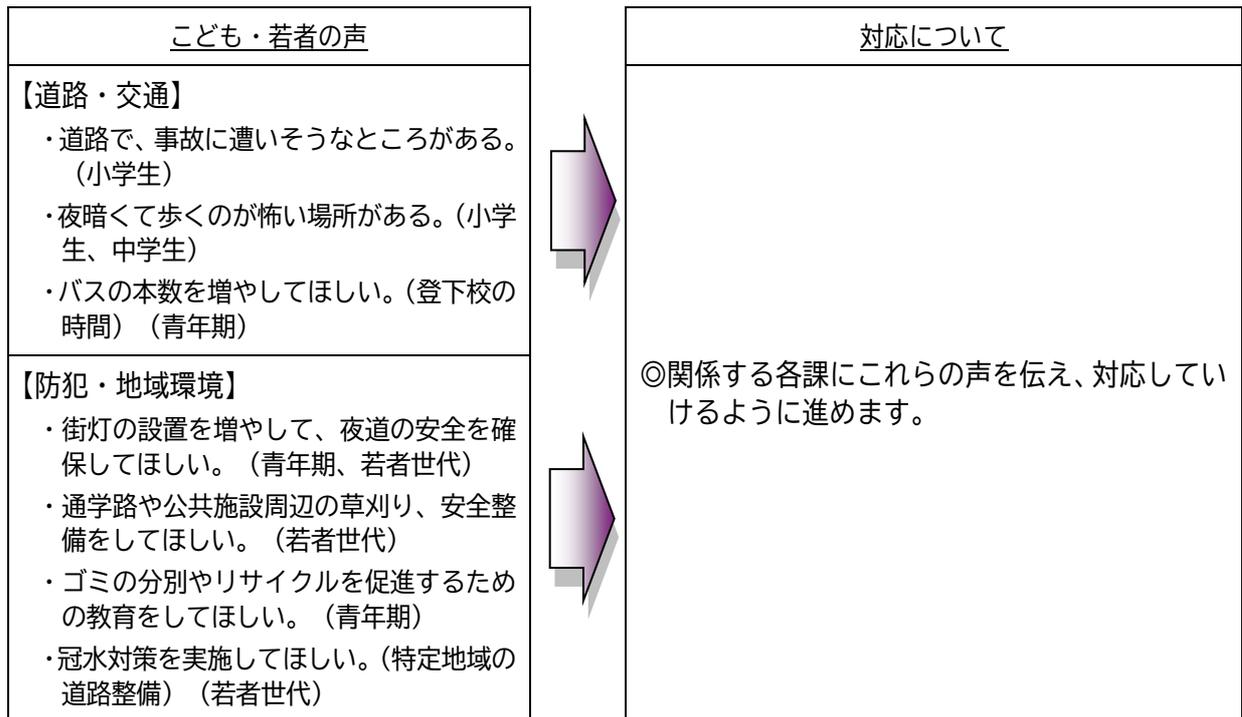
## 基本目標7 子育て家庭への支援の充実

こども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生まで医療費を免除してほしい。(青年期)</li> <li>・経済的支援をしてほしい。(若者世代)</li> <li>・出産手当金や児童手当、育児給付金などの金銭的支援をしてほしい。(若者世代)</li> <li>・学費、給食費、保育料支援、高校生までの医療費無償化をしてほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに係る費用負担の軽減を図るため、様々な経済的支援策に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育を整備してほしい。(青年期)</li> <li>・保育園の拡充をしてほしい。(待機児童解消など)(若者世代)</li> </ul>	<p>(2)教育・保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童をもつ家庭が安心とゆとりをもって子育てができるように、教育・保育サービスが利用しやすい環境づくりを図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談や親のサポート施設を設置してほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(3)相談・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の困りごとについて、気軽な相談から専門的な相談までを受け必要な支援へとつなぐ相談体制をつくります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援のため、児童館や支援センターの利用しやすさを向上させてほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(4)地域で安心してこどもを産み育てるための支援充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て不安の解消を図るため、身近な地域での子育て支援を充実します。</li> <li>・児童館において、子育ての悩みや不安等を気軽に相談できるよう「子育て広場」を今後も実施します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革をしてほしい。(復職支援、育児との両立支援)(若者世代)</li> </ul>	<p>(5)共働き・共育のための環境づくり啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共働き・共育に関する意識啓発による職場の理解向上を図ります。</li> </ul>
	<p>(6)ひとり親家庭への支援</p>

## 基本目標8 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者の声	関連する項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体でこどもを見守れるような環境が必要。(青年期)</li> <li>・地域住民が気軽に参加できるイベントや交流会を増やしてほしい。(青年期)</li> </ul>	<p>(1)地域や関係機関・団体とのつながりによるこども施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども達が地域のつながりや支え合いの取組に参加する機会を確保できるようにします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士や教育関連職の待遇を改善してほしい。(若者世代)</li> </ul>	<p>(2)人材の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県の各種補助事業を活用して保育者等の確保に努めます。</li> </ul>

※その他の分野





## 第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画より「量の見込みと確保方策」）

### 1. 幼児期の教育・保育提供区域について

#### (1)教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、地域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。

#### (2)市の教育・保育提供区域

○市では、佐敷中学校区を「佐敷地域」、知念中学校区と久高中学校区を「知念地域」、玉城中学校区を「玉城地域」、大里中学校区を「大里地域」として、市内を4つの地域に分け、4区域で本市の教育・保育の確保方策を設定しています。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保策

### (1)市全体

◇◇◇量の見込みと、確保方策について ◇◇◇

#### 【1号認定について】

- 1号認定では、令和6年実績より増加が見込まれます。本市では公立幼稚園の認定こども園移行により、1号認定3歳児・4歳児の受け皿が増えました。これにより、第3期計画期間での1号認定ニーズに対応していきます。

#### 【2号認定について】

- 2号認定では、保育ニーズは現状より増加が見込まれ、年度によっては確保量を上回ることが予測されます。定員増や保育者確保による受け皿の整備により対応していきます。

#### 【3号認定 0歳児について】

- 0歳児では、産休明けや育休明けでの保育ニーズにより、4月当初よりも年度内で、ニーズが高くなっていきます。このため、年間平均にあたる10月の実績をベースとして保育ニーズを算出し、量の見込みとしています。確保量は、現在の受け入れ体制で対応していきます。

#### 【3号認定 1・2歳児について】

- 1・2歳児では、量の見込みが増加していくことが予測されます。各園での保育者確保、定員増等により受け入れ態勢を整えていきます。

#### 【参考】支給認定の区分について

	認定区分	こどもの年齢	保育の必要要件	利用できる施設
主に専業主婦の家庭	1号認定	満3歳以上 (3～5歳)	なし	幼稚園 認定こども園
主に共働きの家庭 (3～5歳)	2号認定	満3歳以上 (3～5歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園
主に共働きの家庭 (0～2歳)	3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	119	120	115	117	118
②確保方策	249	197	197	197	197	197
幼稚園	0	29	29	29	29	29
認定こども園	249	168	168	168	168	168
②-①	153	78	77	82	80	79

※令和7年度以降の量の見込みは、ニーズ調査結果を踏まえて設定。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,442	1,469	1,475	1,425	1,446	1,452
2号教育	6	6	6	6	6	6
2号保育	1,436	1,463	1,469	1,419	1,440	1,446
②確保方策	1,442	1,469	1,475	1,425	1,446	1,452
認可保育所	769	798	804	754	775	781
認定こども園	667	665	665	665	665	665
幼稚園(預かり保育)	6	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0	0

※令和7年度以降の量の見込みは、ニーズ調査結果を踏まえて設定。

※各年度の確保量不足を、認可保育所の確保量増（保育士確保等）で対応する確保方策とした。

（令和7年度=99人分、令和8年度=105人分、令和9年度=55人分、令和10年度=76人分、令和11年度=82人分）

### 3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	239	240	241	242	243
②確保方策	305	297	297	297	297	297
認可保育所	213	204	204	204	204	204
認定こども園	57	57	57	57	57	57
小規模保育	30	30	30	30	30	30
家庭的保育	1	2	2	2	2	2
事業所内保育	4	4	4	4	4	4
②-①	152	58	57	56	55	54

※令和7年度以降の量の見込みは、令和5年10月の0歳児申込率55.3%を踏まえて設定。

### 4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	809	817	820	847	850	853
②確保方策	762	817	820	847	850	853
認可保育所	558	614	617	644	647	650
認定こども園	120	120	120	120	120	120
小規模保育	65	65	65	65	65	65
家庭的保育	4	3	3	3	3	3
事業所内保育	15	15	15	15	15	15
②-①	▲47	0	0	0	0	0

※令和7年度以降の量の見込みは、ニーズ調査結果を踏まえて設定。

※各年度の確保量不足を、認定保育所の確保量増（保育士確保等）で対応する確保方策とした。

（令和7年度＝58人分、令和8年度＝61人分、令和9年度＝88人分、令和10年度＝91人分、令和11年度＝94人分）

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

#### (1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常保育の時間を超えて、教育・保育施設等で保育を実施する事業です。

市内の教育・保育施設等で実施し、ニーズへの対応を行います。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	(838)	833	837	830	839	842
確保方策	人	(838)	833	837	830	839	842
	箇所	(22)	22	22	22	22	22

※人=実人数 ※ ( )内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの子について、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

ニーズ調査を踏まえた量の見込みは、現状の受け入れ人数を上回っており、第3期計画期間で2か所の放課後児童クラブ(学童クラブ)増を目指します。また、ニーズに対応するため、放課後児童クラブ(学童クラブ)の整備だけではなく、様々な居場所づくりが必要です。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人 (①)	1,080	1,217	1,217	1,244	1,231	1,233
確保方策	人 (②)	1,118	1,138	1,181	1,181	1,181	1,224
	箇所	28	28	29	29	29	30
	公設民営	10	10	10	10	10	10
	民設民営	18(19)	18(19)	19(20)	19(20)	19(20)	20(21)
	クラス単位	29	29	30	30	30	31
②-①		38	▲79	▲36	▲63	▲50	▲9

※人=実人数 量の見込みはニーズ調査結果に基づいて算出 ※民設民営の ( )内はクラス数。

### (3)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状の利用年間1,682人日ですが、ニーズ調査では年間7,000人日を超える利用希望となっています。ニーズを踏まえた受け入れ体制を確保します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(1,682)	7,476	7,503	7,682	7,715	7,742
確保方策	人日	(1,682)	7,476	7,503	7,682	7,715	7,742
	箇所	(3)	3	3	3	3	3

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みはニーズ調査結果に基づいて算出  
 ※令和7年度の量の見込み 7,476人日÷3か所÷52週÷週5日＝9.58人(1か所1日あたりの受け入れ人数)

### (4)一時預かり事業

#### 1)幼稚園型

幼稚園または認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。

ニーズを踏まえた受け入れ体制を確保します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(9,414)	9,414	9,414	9,414	9,414	9,414
確保方策	人日	(9,414)	9,414	9,414	9,414	9,414	9,414
	箇所	(5)	5	5	5	5	5

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

#### 2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

今後も4か所での実施を継続し、対応していきます。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(817)	817	817	817	817	817
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	(817)	817	817	817	817	817
	箇所	(4)	4	4	4	4	4

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出  
 ※令和7年度の量の見込み 817人日÷4か所÷52週÷週5日＝0.79人(1か所1日あたりの受け入れ人数)

### (5)病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。  
今後も実施を継続し、対応していきます。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人日	(474)	475	476	479	478	480	
確保方策	病児保育事業	人日	(474)	475	476	479	478	480
		箇所	(1)	1	1	1	1	1
	ファミリーサポートセンター	人日	—	—	—	—	—	

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

### (6)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

乳幼児や小学生がいる子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ニーズを踏まえた受け入れ体制を確保します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(223)	223	223	223	223	223
	(未就学)	人日	(143)	143	143	143	143
	(就学児)	人日	(80)	80	80	80	80
確保方策	人日	(223)	223	223	223	223	223
	(未就学)	人日	(143)	143	143	143	143
	(就学児)	人日	(80)	80	80	80	80

※人日＝年間延べ利用人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

### (7)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や里親など保護を適切に行うことができる場において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

ニーズを踏まえた受け入れ体制の確保について検討します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	—	12	12	12	12	12
確保方策	人日	—	—	12	12	12	12
	箇所	—	—	1	1	1	1

※人日＝年間延べ利用人数 量の見込みはニーズ調査結果に基づいて算出

## (8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うと共に、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

本市では、特定型として保育コンシェルジュを配置した相談及び「こども家庭センター」における相談支援を実施します。また、妊婦等包括相談支援事業型も実施し、妊婦やその配偶者に対する伴奏型の支援を行います。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	箇所	—	—	—	—	—
	特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	回数	—	1,400	1,400	1,400	1,400

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

ニーズを踏まえ、引き続き事業を実施します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(388)	410	410	410	410	410
確保方策	人	(388)	410	410	410	410	410

※人=実人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

## (10)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

なお、令和7年度より、現在の養育支援訪問事業のうち、生活支援（家事ヘルパー等）部分は「子育て世帯訪問支援事業」に移行し、本事業では専門的な養育の相談支援を行います。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(11)	10	10	10	10	10
確保方策	人	(11)	10	10	10	10	10

※人=実人数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

### (11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

ネットワーク構成員(関係機関)が連携し、要保護児童への対策を強化できるよう、研修会や事例検討会の開催等を行います。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	0	1	1	1	1	1

### (12)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施すると共に、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が安心、安全にお産を迎えられるよう今後も継続して実施します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(4,872)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保方策	人回	(4,872)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

※人回＝年間延べ利用回数 ※（ ）内は令和5年度実績 量の見込みは実績に基づいて算出

### (13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本事業を必要とする方への情報提供を行い周知を図ります。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	21	21	21	21	21	21
確保方策	人	21	21	21	21	21	21

※人＝実人数 量の見込みは実績に基づいて算出

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進したり、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

現在未実施であり、第3期計画期間においても、実施予定はありません。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	－	0	0	0	0	0
確保方策	箇所	－	0	0	0	0	0

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業） 【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴すると共に、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和7年度より、現在実施している養育支援訪問事業のうち、生活支援に係る部分を本事業として実施し、必要とする家庭への支援を行います。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	－	234	234	234	234	234
確保方策	人回	－	234	234	234	234	234

※人回＝年間延べ利用回数 量の見込みは実績に基づいて算出

(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業） 【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

実施については今後検討します。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	－	－	－	－	－	－
確保方策	人	－	－	－	－	－	－

※人＝実利用人数

(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業） 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニング等を実施すると共に、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

こどもとの関わり方に悩んでいる保護者を対象にペアレントトレーニングを実施していきます。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	－	5	5	5	5	5
確保方策	人	－	5	5	5	5	5

※人＝実利用人数

(18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。現在実施している産後ケア事業を、地域子ども・子育て支援事業に移行して実施していきます。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	(395)	395	395	395	395	395
確保方策	人回	(395)	395	395	395	395	395

※人回＝年間延べ利用回数 ※（ ）内は令和5年度実績

(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる事業です。令和8年度より全自治体で実施することとされています。

本市においても令和8年度より事業実施していきます。

	単位	令和6年度 〔実績〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	－	－	5,720	5,720	5,720	5,720
確保方策	人	－	－	5,720	5,720	5,720	5,720

※人＝利用定員数 量の見込みは、0～2歳児人口と国の算出方法により設定。

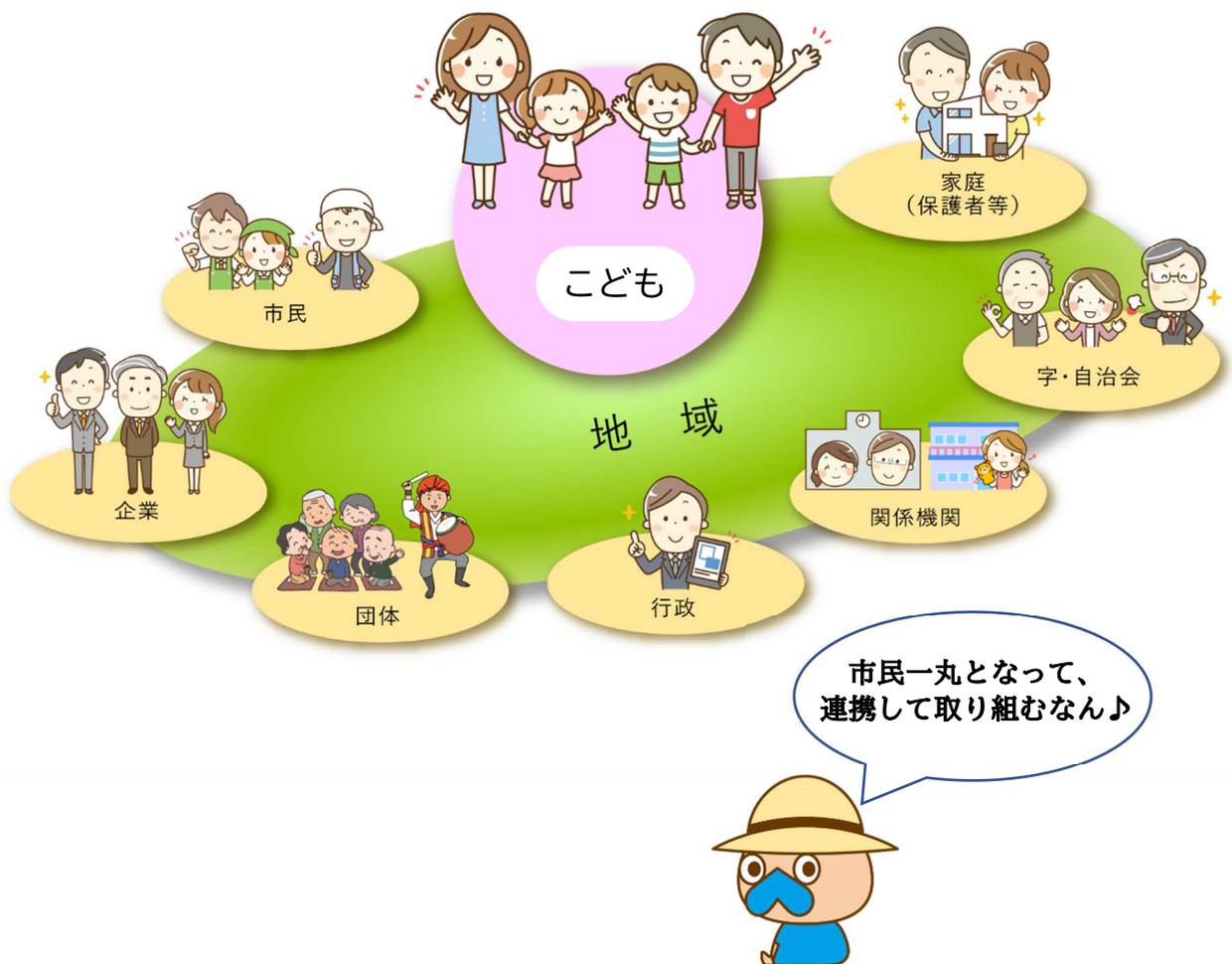


## 第7章 計画の推進について

### 1. みんなで“こども達の可能性”を広げる環境づくり

こども達は無限の可能性を秘めています。一人ひとりのこども達は、それぞれの世界観の中で、日々奮闘しています。こども達が更に成長していくためには、様々な体験機会や多くの人との出会い等が大切です。

こども達が自分らしく輝くためには、家庭、地域、企業、行政、市民等が連携した取組を進めていく必要があります。こどものまち宣言で掲げた未来を実現するため、こどもと大人が共に考え成長しながら、こども達の可能性を広げるための環境づくりを進めていきます。



## 2. こども・若者・子育て家庭の声の把握

本計画の策定にあたっては、こども・若者、子育て家庭へのアンケート調査等を実施し、ニーズ等を踏まえた上で策定しています。しかし、ニーズは変化するものであります。計画開始後においても、社会情勢の変化と共にこども・若者・子育て家庭の声の把握に努めながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

## 3. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画の実施内容については、取組の達成状況を点検・評価し、評価に基づいた計画の改善を図る「PDCAサイクル」による進行管理を行っていきます。

このため、関係課による内部チェックを定期的に行うと共に、計画内容の審議にあたった「南城市子ども・子育て会議」が、年度ごとの進捗状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて、計画の見直しを行っていきます。



## 4. こども・子育て支援事業債の活用について

「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード面)を速やかに実施できるよう、南城市公共施設等総合管理計画を勘案して、子育て関連施設(保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等)の必要な整備及び改修を行うにあたっては、こども・子育て支援事業債を活用します。

# 資 料 編



## 資料1 南城市子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、南城市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(令5条例15・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関する事。
- (2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定するこども施策についての計画に関する事。

(令5条例15・令6条例16・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長又は副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の事務は、健康福祉部こども保育課において処理する。

(平31条例6・令5条例22・令5条例31・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第10条 市は、委員及び臨時委員に対し、南城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南城市条例第35号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南城市子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年12月20日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 南城市子ども・子育て会議委員名簿

	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	宮城 利佳子	琉球大学	学識経験者
2	副委員長	名渡山 よし乃	沖縄女子短期大学	学識経験者
3	委員	小塚 雄次	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター	事務局次長
4	委員	平良 正哉	佐敷中学校	小・中学校長
5	委員	大城 朝作	馬天保育園	認可保育園
6	委員	小山 理奈	前あいあい保育園南城園	認可外保育園
7	委員	下地 直也	風の子学童クラブ	学童保育連絡協議会
8	委員	兼本 とも子	主任児童委員	民生委員・児童委員
9	委員	金城 さくら	保護者	小学校保護者
10	委員	運天 由太	保護者	未就学児保護者
11	委員	城間 真由美	大里こども園	公立こども園長
12	委員	與儀 毅	南城市幼児教育センター	センター長
13	委員	仲村 恵里	南城市母子寡婦福祉会	会長
14	委員	嶺井 美幸	南城市商工会	理事

資料3 策定の経過

		開催日	場 所	会次第
令和5年度	第1回 子ども・ 子育て会議	令和6年 1月30日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)(仮称)南城市こども計画の策定について (2)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
令和6年度	第1回 子ども・ 子育て会議	令和6年 7月10日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)南城市こども計画(仮称)策定に向けた取組 2. 報告 (1)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果について
	第1回 庁内検討 委員会	令和6年 8月7日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)こども計画策定に向けた取組について ①こども計画策定の背景 ②計画策定の体制 ③計画策定スケジュール ④こども計画に係る各種計画について ⑤骨子案について 2. 報告 (1)第3期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について
	第2回 庁内検討 委員会	令和6年 10月7日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画策定の人口推計について (2)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画策定の量の見込みと確保方策について 2. 報告 (1)第2期南城市子ども・子育て支援事業計画の施策実施状況について (2)南城市こどものまち推進プラン施策の実施状況について
	第2回 子ども・ 子育て会議	令和6年 10月17日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画策定の人口推計について (2)第3期南城市子ども・子育て支援事業計画策定の量の見込みと確保方策について 2. 報告 (1)第2期南城市子ども・子育て支援事業計画の施策実施状況について

		開催日	場 所	会次第
令和6年度	第3回 庁内検討 委員会	令和6年 12月20日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)(仮称)南城市子ども計画の素案について
	第3回 子ども・ 子育て会議	令和6年 12月24日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)(仮称)南城市子ども計画の素案について
	第4回 庁内検討 委員会	令和7年 2月20日	南城市役所 2階 211・212 会議室	1. 議事 (1)南城市子ども計画(仮称)の素案(最終)について
	第4回 子ども・ 子育て会議	令和7年 2月26日	南城市役所 3階 庁議防災室	1. 議事 (1)南城市子ども計画(仮称)の素案(最終)について

南城市こども計画

令和7年3月

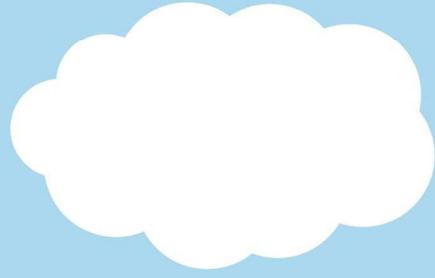
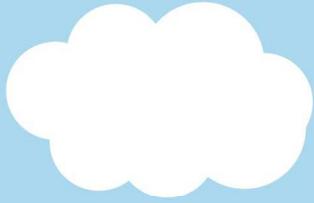
発行：南城市 健康福祉部 こども保育課

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL：(098)917-5343





南城市

